

# 目 次

## 第 1 章 市町村合併とは

- Q.1-1 市町村合併とは、どのように定義されるものですか？
- Q.1-2 新設合併と編入合併の違いは何ですか？
- Q.1-3 市と町村では、どのような違いがあるのですか？
- Q.1-4 町が市になるための要件は何ですか？
- Q.1-5 市制施行の際の人口要件は、どの資料によるのですか？
- Q.1-6 都道府県の境界にわたる市町村合併の手続はどうなるのですか？
- Q.1-7 飛び地状態で合併は可能ですか？ 実際にそのような例はあるのですか？
- Q.1-8 郡をまたいだ新設合併があり、新しい町村ができたとき、新町村はどの郡に属するのですか？
- Q.1-9 市町村合併を検討するきっかけは？
- Q.1-10 市町村の合併は、どのような手続で行われるのですか？

## 第 2 章 合併協議会の設置と運営

- Q.2-1 合併協議会とは、どのようなものですか？
- Q.2-2 任意協議会と法定協議会の違いは何ですか？
- Q.2-3 合併協議会設置議案の上程の際、合併協議会規約(案)を添付する必要はあるのですか？
- Q.2-4 議員の提案権によって、合併協議会設置議案を議会へ提出することは可能ですか？
- Q.2-5 直接請求に基づく合併協議会設置議案を審議未了にすることはできますか？
- Q.2-6 合併協議会の委員の構成は、どのようにすればいいのですか？
- Q.2-7 合併協議会の事務の流れについて教えてください。
- Q.2-8 合併協議会での協議は全員同意を必要とするのですか？
- Q.2-9 合併協議会事務局に対して構成市町村職員をどのようにして派遣するのですか？
- Q.2-10 行政関係者でない学識経験者の委員が合併協議会に出席する途中で事故にあった場合に、公務災害補償は受けられますか？

## 第 3 章 住民発議制度

- Q.3-1 合併協議会設置を求める住民発議制度の概要について教えてください。
- Q.3-2 住民発議制度はなぜ設けられたのですか？
- Q.3-3 請求代表者（同一請求代表者）証明書の交付について教えてください。
- Q.3-4 同一内容の住民発議が愛媛県 A 町と他県の B 町で起こった場合はどうなるのですか？
- Q.3-5 署名の収集方法と期間について教えてください。
- Q.3-6 署名簿の提出・審査について教えてください。
- Q.3-7 合併協議会の設置の請求の際、無効とされる署名にはどのようなものがあるのですか？

- Q.3-8 署名簿への署名を代筆してもらうことはできますか？
- Q.3-9 署名をした議員は、合併協議会設置議案に対して利害関係者となり、その議決に加われないのですか？
- Q.3-10 市町村の職員や議員は、署名収集活動ができるのですか？
- Q.3-11 合併協議会設置の請求方法について教えてください。
- Q.3-12 請求があった場合の合併関係市町村の長等への通知について教えてください。
- Q.3-13 議会への付議とその後の審議結果の通知について教えてください。
- Q.3-14 協議会設置の議決を得た後の手続について教えてください。
- Q.3-15 合併協議会設置協議の議決において、関係市町村の1団体でも否決した場合は、合併協議会設置の手続が白紙に戻ることになるが、先に招集された団体が否決したときは、その後招集される団体は、その議決をする必要はないのですか？
- Q.3-16 平成14年の合併特例法の改正により住民発議制度はどのようにかわったのですか？

## 第4章 合併協議会での協議事項

- Q.4-1 合併協議会における協議事項にはどのようなものがありますか？
- Q.4-2 合併の方式の決定について教えてください。
- Q.4-3 合併の時期とその期日の決定について教えてください。
- Q.4-4 新市町村の名称の決定について教えてください。
- Q.4-5 新事務所（市役所、町村役場）の位置の決定について教えてください。
- Q.4-6 合併前の財産はどのように取扱うのですか？
- Q.4-7 合併特例法の特例の適用について協議しなければならない事項には、どのようなものがありますか？
- Q.4-8 特別職の職員の身分の取扱いは、どうなるのですか？
- Q.4-9 条例、規則等は、どのように取り扱われるのですか？
- Q.4-10 組織及び機構は、どのように取り扱えばよいのですか？
- Q.4-11 支所又は出張所の位置、名称及び所管区域は、どのように定めるのですか？
- Q.4-12 一部事務組合等の取扱いは、どうなるのですか？
- Q.4-13 使用料・手数料の取扱いはどうなるのですか？
- Q.4-14 合併により、社会福祉協議会、商工会議所、商工会のような公共的団体はどうなるのですか？
- Q.4-15 補助金、交付金等の取扱いはどうなるのですか？
- Q.4-16 行政連絡機構の取扱いはどうなるのですか？
- Q.4-17 町名や字名の取扱いはどうなるのですか？
- Q.4-18 国民健康保険の取扱いはどうなるのですか？
- Q.4-19 その他の合併協定項目には、どのようなものが考えられますか？
- Q.4-20 市町村建設計画について教えてください。
- Q.4-21 市町村建設計画の作成・変更手続について教えてください。

## 第5章 合併前後に行う事務と合併の申請手続

- Q.5-1 合併前後に必要な事務はどのようなものですか？
- Q.5-2 合併当日から必要な条例、規則等は、どのようにして制定、施行するのですか？
- Q.5-3 合併前後に必要な事務を行う際の留意事項について教えてください。
- Q.5-4 市町村議会議員の定数特例や在任特例を適用する場合、どのような手続が必要なのですか？ また、合併後に決定した内容を変更できますか？
- Q.5-5 合併関係市町村間で水道料金にかなりの格差がある場合、どのような調整が必要ですか？
- Q.5-6 合併した場合、合併関係市町村が出資している公益法人や第3セクターはどうなるのですか？
- Q.5-7 合併に伴って、土地開発公社をどのようにして統合するのですか？
- Q.5-8 合併により一部事務組合の構成団体が1つの市となった場合、消滅する一部事務組合の職員はどうなるのですか？ 仮に組合立の病院の医師が、合併の前日に組合立病院の身分を失い、合併の日に市立病院の医師として任命された場合に退職手当を支払う必要があるのですか？
- Q.5-9 合併前に契約を締結した工事で合併後も工事期間のあるものの請負契約は、契約をやり直すのですか？
- Q.5-10 合併関係市町村に対する住民監査請求は、合併後、合併市町村に請求できますか？
- Q.5-11 滞納している租税債権は、合併後、合併市町村に引き継がれるのですか？
- Q.5-12 市役所、役場の位置を定めるには、特別多数議決による条例が必要ですが、合併協議会での協議結果に基づき、合併直後の市町村長（職務執行者）が専決処分することができますか？
- Q.5-13 合併によって消滅した市町村の合併日前までの決算は誰が行うのですか？
- Q.5-14 合併関係市町村間で一般の職員の給与の水準に格差がある場合は、どのように調整するのですか？
- Q.5-15 合併協定書の締結や合併申請の手続について教えてください。
- Q.5-16 合併申請書の内容について教えてください。
- Q.5-17 新設合併に伴う市制施行の内協議について教えてください。
- Q.5-18 町村を市に編入する場合、地方自治法第7条第2項に基づく市の廃置分合の際の総務大臣への協議は必要なのですか？
- Q.5-19 字の設定がない村が合併する場合に、町又は字の区域を新設するにはどうしたらよいのですか？
- Q.5-20 合併の際、これまであった財産区を引き続き設置するには、どうすればよいのですか？
- Q.5-21 議員の定数や在任の特例を適用する場合、特例の適用期間を経過した後に適用する定数も定めておく必要があるのですか？
- Q.5-22 議員の定数・在任の特例や地域審議会の設置等の告示は、新市町村の例規集に掲載すべきですか？
- Q.5-23 旧市町村の条例を暫定施行する場合、告示等の必要はあるのですか？
- Q.5-24 合併前に関係市町村が共同で事業を実施する場合の契約はどうすればよいのですか？

## 第6章 合併特例法の特例措置

- Q.6-1 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の概要について教えてください。
- Q.6-2 議会の議員の定数・在任に関する特例とは何ですか？
- Q.6-3 市町村議会議員の退職年金に関する特例について教えてください。
- Q.6-4 農業委員会の委員の任期等の特例とは、どのようなものですか？
- Q.6-5 地方税の不均一課税について教えてください。
- Q.6-6 県議会議員の選挙区に関する特例とは何ですか？
- Q.6-7 地域審議会とはどのようなものですか？
- Q.6-8 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の平成14年改正の概要について教えてください。

## 第7章 合併市町村に対する国・県の財政支援措置

- Q.7-1 合併市町村に対する国の財政支援について教えてください。
- Q.7-2 普通交付税の算定の特例（合併算定替）について教えてください。
- Q.7-3 普通交付税の合併算定替の具体的な算出の方法を教えてください。
- Q.7-4 合併特例債の内容について教えてください。
- Q.7-5 「病院の建替え」のような公営企業に関する事業は、合併特例債の対象となりますか？  
また、団体への補助金の財源として特例債を発行できますか？
- Q.7-6 過疎地域の市町村が合併すると、過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例措置を受けられなくなるのですか？
- Q.7-7 災害復旧事業費の国庫負担金の特例について教えてください。
- Q.7-8 国の合併支援本部がまとめた「市町村合併支援プラン」について教えてください。
- Q.7-9 県の「市町村合併支援プラン」の概要について教えてください。
- Q.7-10 合併協議会の事務局に県職員を派遣してもらうことはできるのですか？
- Q.7-11 県は、合併した地域にいろいろな県事業を行ったり、補助金を優先的に配分するのですか？
- Q.7-12 合併前に実施する事業に対する支援措置はあるのですか？
- Q.7-13 起債制限比率によって合併特例債が起こせなくなることはあるのですか？

## 添付資料

- 1 市町村の合併の特例に関する法律
- 2 市町村の合併の特例に関する法律施行令
- 3 市町村の合併の特例に関する法律施行規則
- 4 市町村合併支援プラン
- 5 愛媛縣市町村合併支援プラン

## おことわり

このハンドブックの中で「法」とは、特に断りのない限り、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」を指します。

「施行令」及び「施行規則」も同様に、合併特例法施行令及び合併特例法施行規則を指します。

### 《参考文献》

「合併協議会の運営の手引」	総務省（市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会報告書）
「市町村合併特例法改正のすべて」	松本英昭（ぎょうせい）
「新版逐条地方自治法」	松本英昭（学陽書房）
「改訂版 Q&A 市町村合併ハンドブック」	市町村自治研究会編集（ぎょうせい）
「香川縣市町合併事務ハンドブック」	香川県
「香川縣市町合併事務ガイドブック Q&A 編」	〃
「市町村合併ハンドブック」	山梨県
「埼玉縣市町村合併推進要綱」	埼玉県
「市町村合併の手引き」	福岡県
「市町村合併ハンドブック」	滋賀県
「市町村の合併に関する手続きの概要」	広島県

本文中、総務省「合併協議会の運営の手引」のページを引用している場合は、研究会報告書のページによります。なお、( )内に併記してあるページは、ぎょうせい刊「合併協議会の運営の手引」のページです。

Q.1-1 市町村合併とは、どのように定義されるものですか？

Ans.

「**市町村の合併**」とは、地方自治法第7条第1項に規定される市町村の廃置分合又は境界変更のうち市町村の数の減少を伴うものをいい、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第2条第1項では、「**2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。**」と定義されています。

「**市町村の合併**」には、「**新設合併**」（いわゆる対等合併）と「**編入合併**」（いわゆる吸収合併）の2つの方式があります。

「**新設合併**」は、合併特例法第2条第1項でいう「**2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置く**」ケースで、**A町とB町を廃してその区域をもってC市を設置するような場合**が該当し、合併前の市町村の法人格の消滅と、新たに置かれる市町村の法人格の発生が伴います。

「**編入合併**」は、合併特例法第2条第1項でいう「**市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入する**」ケースで、**D町を廃し、その区域をE市に編入する場合**がこれに該当します。編入合併の場合には、編入する市町村の法人格は、合併によって何ら影響を受けず、その区域の全部又は一部が編入される市町村は、多くはその法人格が消滅します。

なお、合併特例法において、「**合併市町村**」とは、「**市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村**」（法第2条第2項）をいいます。

また、「**合併関係市町村**」とは、「**市町村の合併によりその区域の全部又は一部が「合併市町村」の区域の一部となる市町村**」（法第2条第3項）をいいます。

**Q.1-2 新設合併と編入合併の違いは何ですか？**

Ans.

「**新設合併**」は、合併特例法第2条第1項でいう「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置」くケースで、**A町とB町を廃してその区域をもってC市を設置するような場合**が該当し、合併前の市町村の法人格の消滅と、新たに置かれる市町村の法人格の発生が伴います。

「**編入合併**」は、合併特例法第2条第1項でいう「市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入する」ケースで、**D町を廃し、その区域をE市に編入する場合**がこれに該当します。編入合併の場合には、編入する市町村の法人格は、合併によって何ら影響を受けず、その区域の全部又は一部が編入される市町村は、多くはその法人格が消滅します。

このように、「新設合併」と「編入合併」では法人格の存続と消滅に違いがあるため、次表のような点で取扱いが異なります。

なお、表中の「**合併市町村**」及び「**合併関係市町村**」については、合併特例法第2条第2項及び第3項で定義されており、その内容は、次のとおりです。

**合併市町村** - 市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村

**合併関係市町村** - 市町村の合併によりその区域の全部又は一部が「合併市町村」の区域の一部となる市町村

## Check

新設合併とするか編入合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであるため、優先して議論されるべき事柄です。議論するに当たっては、住民の意向を尊重し、住民が納得できる形で進める必要があります。

## 【新設合併と編入合併の比較】

	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。 ( Q.4-4 を参照 )	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることができる。
事務所の位置	新たに定める。( Q.4-5 を参照 )	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長 ( Q.5-3 を参照 )	消滅する合併関係市町村の長は、失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員 ( Q.6-2 参照 )	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は、失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙においては、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、最長2年間在任する。
農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置く場合) ( Q.6-4 参照 )	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は、すべて失職する。
	特例	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員 ( Q.5-3 を参照 )	合併関係市町村の職員は、全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則 ( Q.4-9 を参照 )	合併関係市町村の条例・規則は、すべて失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみがかかり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は、被選挙権を失うこととなる場合は、失職する。

2) 農業委員会の委員は、その他に合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。( Q.6-4 を参照 )

## Q.1-3 市と町村では、どのような違いがあるのですか？

Ans.

市は、その組織や機能について、いくつかの点で町村とは異なっています。市と町村の相違を示すと、おおむね次のようになります。

項 目	市の場合	町の場合
議会の招集告示 (地方自治法第101条)	開会の日前7日までに告示	開会の日前3日までに告示
監査委員の定数 (地方自治法第195条)	3人又は2人 (人口25万人以上の市は4人)	2人
選挙制度 (地方自治法第191条)	選挙管理委員会に書記長、書記 その他の職員を置く。	選挙管理委員会に書記その他の 職員を置く。
(公職選挙法第33条)	議員・長の選挙期日の告示は、 少なくとも7日前	議員・長の選挙期日は、少なく とも5日前
収入役 (地方自治法第168条)	必 置	条例で収入役を置かず、町村長 又は助役をしてその事務を兼掌 させることができる。
福祉事務所の設置 (社会福祉法第14条)	必 置	任 意

市は、福祉事務所が設置されるため、

保護の決定及び実施等（生活保護法第19条等）

妊産婦又は配偶者のいない女子等の助産施設又は母子生活支援施設への入所措置等（児童福祉法第22条、第23条）

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給資格の認定及び支給等（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第26条の2等）

知的障害者の援護等を実施（知的障害者福祉法第9条等）

児童扶養手当の支給等（児童扶養手当法第4条等：平成14年8月1日から施行）

など、福祉分野において総合的な福祉施策の提供ができます。

その他にも、町村が持っていない次のような権限を有しています。

史跡名勝天然記念物の現状変更等（重大な形状変更等を除く。）の許可（文化財保護法第80条、第99条：市の教育委員会の権限）

市の区域を超えない商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可、定款の変更の許可等（商店街振興組合法第36条、第88条等）

## Q.1-4 町が市になるための要件は何ですか？

Ans.

町が市になるための要件は、地方自治法第8条第1項では、次のようになっています。

人口5万人以上であること。

当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。

商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。

このほか、県の条例で定める都市的施設その他の都市として要件を具えていること。

しかし、合併の場合に限り、この要件に特例が設けられています。

平成10年の合併特例法の改正により、平成17年3月31日までに市町村合併が行われる場合に限り、上記の人口に関する要件は、4万人以上とされました（法第5条の2）。

さらに、平成12年に合併特例法の附則が改正され、平成16年3月31日までに市町村合併が行われる場合に限り、上記の人口要件は3万人以上とし、からまでのその他の要件は問わないこととされました（法附則第2条の2）。

## 【市となるべき要件に関する特例】

市町村合併の種類		人口要件	中心市街地 戸数割合	都市的業態 従事者割合	県の条例で 定める要件
新 設 合 併	市の全域 + 他の市町村（平成17年3月31日までに合併した場合）【法第5条の3】	×	×	×	×
	町村 + 町村 平成16年3月31日までに合併した場合【法附則第2条の2】	3万人	×	×	×
	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合【法第5条の2第1号】	4万人			
編 入 合 併	市 他市の市町村を編入	編入をする市が存続するので、要件は考慮されない。			
	町村 平成16年3月31日までに合併した場合【法附則第2条の2】	3万人	×	×	×
	他の市町村 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合【法第5条の2第2号】	4万人			

合併特例法は限時法であり、その有効期間が平成17年3月31日までであることから、平成17年4月以降に合併する場合、市になるための要件は、地方自治法第8条の原則に戻ります。

Q.1-5 市制施行の際の人口要件は、どの資料によるのですか？

Ans.

地方自治法第8条第1項、合併特例法第5条の2や附則第2条の2で使われている人口の定義については、地方自治法第254条に規定されています。

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

合併特例法の人口要件緩和規定は、地方自治法の特例措置であるので、同法第254条の適用を受けて、最近の国勢調査などの結果を使用することになります。

地方自治法第254条の人口とは、「官報で公示され」ることが要件で、国勢調査の場合、確定人口が官報に公示されるまでの間は、要計表によって算出された人口で官報公示されたものがここでの人口になります。

したがって、平成17年3月末までに合併する場合には、平成12年国勢調査による人口が使用されることになります。

合併をする時点において、現実に市制要件の人口以上の人口があっても、最近の国勢調査等においてこれらの人口を下回っている場合は、市となることができません。

Q.1-6 都道府県の境界にわたる市町村合併の手続はどのようなのですか？

Ans.

都道府県の境界にわたる市町村合併の手続は、その合併の形態によって異なります。

**編入合併の場合**

都道府県の境界にわたる編入合併については、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更として地方自治法第7条第3項の規定が適用されます。

この場合、都道府県の区域に異動を生ずるという重要な処分であることから、通常の市町村合併と異なり、関係市町村と関係都道府県の議会の議決を経たうえでなされる申請（地方自治法第7条第5項）に基づき、総務大臣が廃置分合の処分を行うこととなります。こうして都道府県の境界にわたる市町村の編入合併が行われたときは、地方自治法第6条第2項の規定により、都道府県の境界も、自ら変更することになります。

なお、都道府県の境界にわたる市町村合併（編入合併）の例は、群馬県桐生市が栃木県足利郡菱村を編入した例など、昭和30年代に6件行われています。

**新設合併の場合**

都道府県の境界にわたる新設合併については、都道府県の境界の変更として特別の手続をとる必要があり、具体的には、都道府県の廃置分合及び境界変更に関する地方自治法第6条第1項の適用を受け、特別の法律の制定を必要としています。また、この場合には、日本国憲法第95条の規定に基づき、両都道府県において住民投票が行われます。

なお、古いデータをすべて調査したものではありませんが、昭和の大合併以降は、その実例がありません。

Check

詳しくは、総務省「合併協議会の運営の手引」206～210（202～206）ページを参照してください。

Q.1-7 飛び地状態での合併は可能ですか？ 実際にそのような例はあるのですか？

Ans.

飛び地状態での合併は、効率的な行政運営の観点からは好ましくありませんが、法的には可能です。

なお、愛媛県内には、島しょ部で事実上の飛び地になっている以外は、例がありませんが、全国では、山口県の新南陽市のように本土部分で飛び地状態になっている市町村もあります。（注：山口県新南陽市は、周辺3市町と平成15年4月21日に合併し、周南市となりました。（Q.4-4を参照）

Q.1-8 郡をまたいだ新設合併があり、新しい町村ができたとき、新町村はどの郡に属するのですか？

Ans.

現在、郡は、地方公共団体でもなく地方行政区画でもなく、都道府県議会議員の選挙区の単位となる（公職選挙法第15条第1項）等のほかは、法律上特別の意味を持っていませんが、社会の実態の中では、各種の行政機関等の管轄区域（市の区域を除いた区域を指し、町村を包括するような区域）等に使われています。

郡の区域の新設及び廃止並びに郡の名称及び区域の変更に関しては、次のように、地方自治法第259条に規定されています。（地方自治法施行令第178条も合わせて参照してください。）

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて町村の境界変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

（以下省略）

質問のように合併関係市町村の属する郡が異なり、新しい町村が設置される場合は、第3項の「郡の区域の境界にわたつて町が設置された場合」に該当します。したがって、新町村の属すべき郡の区域は、都道府県知事が県議会の議決を経て定めることとなります。

また、合併の組合せにより、次のようなケースも考えられます。

【例1】 郡内すべての町村の区域を廃止し、その区域をもって、A市を新設する場合  
郡内すべての町村の区域を廃止し、その区域がB市に編入される場合  
従来の郡は、第2項の規定により、「自ら変更」「消滅」します。

【例2】 郡内の一部の町村の区域を廃止し、その区域をもってC市を新設する場合  
郡内の一部の町村の区域を廃止し、その区域がD市又は他郡のE町村に編入される場合  
従来の郡は、第2項の規定により、「自ら変更」します。

## Q.1-9 市町村合併を検討するきっかけは？

Ans.

過去の事例を見ると、市町村合併を検討するきっかけは、議会からの動き、市町村（行政）主導、住民からの動きなど様々です。市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、関係市町村の間で慎重に検討することが必要であるため、いずれの事例においても、法定の合併協議会はもちろん、進ちょくに応じて検討や協議を行うための組織が設けられています。

また、その検討等の状況を見ると、まず、合併の可能性について調査研究するための組織を設けて検討し、その方向性が明確になったところで、合併の必要性や将来構想を検討するための任意の合併協議会を設置し、そこでの協議が合意に至ったところで、更に法定の合併協議会を設置して、市町村建設計画や様々な協議事項について具体的な検討を行うという例が多く見られます。

## 市町村合併検討の事例

合併検討のきっかけ	市町村合併に向けた検討などの状況				参考事例
議会からの動きがきっかけとなったケース ・議会からの提言 ・議会の合併推進決議等	合併関係市町村の議会から合併推進の意見	合併関係市町村の長と議長で構成する研究会を設置	合併関係市町村で法定の合併協議会を設置	合併手続へ	兵庫県篠山市 (平成11年4月合併)
市町村（行政）の主導で合併が進んだケース	隣接市町村の間で合併についての意見の一致	合併関係市町村で任意の合併協議会を設置	合併関係市町村で法定の合併協議会を設置	合併手続へ	東京都あきる野市 (平成7年9月合併)
住民からの動きがきっかけとなったケース ・住民発議制度 ・住民からの陳情	合併協議会設置に係る直接請求（住民発議）	住民発議の対象市町村の長の同意	合併協議会設置議案を合併関係市町村で可決	法定の合併協議会へ 合併手続へ	香川県さぬき市 (平成14年4月合併)
県からの働き掛けで合併が進んだケース	合併を推進すべき要因の発生	県知事から関係市町村への合併要請	合併関係市町村の合意形成・検討体制の発足	合併手続へ	茨城県つくば市 (昭和62年11月合併)

Q.1-10 市町村の合併は、どのような手続で行われるのですか？

Ans.

市町村の合併の一般的な手続は、おおむね次のようになっています。

**合併協議会の設置**（法第3条第1項）

合併しようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併協議会を設置し、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行います。

**関係市町村による申請**（地方自治法第7条第1項、第5項）

合併しようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、知事に申請を行います。

**知事による決定**（地方自治法第7条第1項、第2項）

知事は、関係市町村による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を定めます。  
市が関係する合併の場合や、合併により市が新たに置かれることになるときは、あらかじめ  
総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。

**総務大臣への届出及び告示等**（地方自治法第7条第1項、第6項、第7項）

知事は、市町村合併を定めたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。  
総務大臣は、この届出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知します。  
なお、市町村の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じます。

Check

新設合併に伴う市制施行の内協議については、Q.5-17を参照してください。



## Q.2-1 合併協議会とは、どのようなものですか？

Ans.

市町村の合併を行う場合、合併関係市町村は、合併後の市町村建設計画の作成をはじめとして、議会の議員の定数・在任の特例の適用、地方税課税の取扱い、行政組織や事務事業のあり方等、合併市町村に関する事項の全般にわたってあらかじめ協議を行い、その取扱いを決めておかなければなりません。

これらの協議は、通常、合併関係市町村によって設置される合併協議会の場で行われることになります。

合併協議会とは、合併をしようとする市町村が、合併することの可否も含め、合併のための諸条件を協議するために設置される自治法上の協議会（地方自治法第252条の2第1項）のことです。その設置に当たっては、自治法上の手続が必要とされ、関係市町村は、議会の議決を経た協議により規約を定めなければなりません。

自治法上の協議会には、管理執行のための協議会、連絡調整の為の協議会、計画作成のための協議会という3種類のものがありますが、合併協議会は、この双方の性格を有する協議会であると考えられています。

### 地方自治法（抜粋）

#### （協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（以下省略）

### Check

詳しくは、総務省「合併協議会の運営の手引」37(25)ページを参照してください。

Q.2-2 任意協議会と法定協議会の違いは何ですか？

Ans.

合併特例法では、市町村が合併をしようとするときは、法定の合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成とその他合併に関する協議を行うこととされています。(法第3条)

法定の合併協議会は、地方自治法第252条の2の規定により設置される協議会であり、合併することの是非も含めて、合併に関するあらゆる事項(例えば、新しい事務所の位置、職員等の身分や各種福祉制度の取扱いなど)の協議を行うために設置される組織です。

合併協議会の設置に当たっては、地方自治法による手続(関係市町村の議会の議決を経て、規約を定めること等)が必要です。

これに対して、任意の合併協議会は、文字どおり任意に設置されるもので、協議する内容や範囲は定められていませんし、設置に当たっての自治法上の手続も不要です。

先進事例では、合併に向けての具体的な協議を任意の合併協議会で行った例もありますが、田無市・保谷市の場合は、任意の協議会においては、行政と議会の委員によって、両市の合併の必要性和効果の検証及び新市の将来構想の作成に絞って議論を重ね、この成果を踏まえて、合併に向けた具体的な協議は、住民や学識経験者を含めた法定の協議会で行っています。

また、法定の合併協議会は、市町村建設計画その他合併に関するあらゆる事項を事前に協議する場であり、ここで作成される市町村建設計画に基づく事業等には合併特例法上の特例措置が認められます。

Q.2-3 合併協議会設置議案の上程の際、合併協議会規約(案)を添付する必要はあるのですか？

Ans.

合併協議会設置に関する議案の議会上程の根拠については、地方自治法第252条の2第1項及び第3項に「関係普通地方公共団体の議決を経て、関係普通地方公共団体の協議により規約を定めて協議会を設けることができる」旨が規定されています。

有権者の50分の1以上の者の連署をもって合併協議会の設置を求める住民発議による場合には、特に、合併特例法第4条第5項・第8項と同法第4条の2第6項、第10項にその手続が定められています。

いずれの場合も、合併協議会設置協議について議会に付議して、全ての関係団体の議決で可決された場合に合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くという内容になっています。

このことから、形式的には一部事務組合の設置と同様に、各議会での合併協議会設置の可決の後、合併協議会規約を各議会の可決のもとに定めて合併協議会を設置することとなりますが、実際には議会に付議する前に関係市町村が合併協議会の規約案を調整したうえで手続が進められていきます。

つまり、合併協議会の設置は複数の市町村の合同行為であり、設置主体のすべての市町村の議会において、同一内容の規約案に係る合併協議会設置協議について可決した場合にのみ、合併協議会を設置するものとされていますので、合併協議会設置協議について議会に付議する際には、市町村長の意見を付した合併協議会設置議案と事前に関係市町村間で調整した同一内容の規約案を提出するか、これらの2つの議案を1議案とした議案を提出することが必要となります。

また、議会側としても合併協議会設置の是非を判断する際に、規約案は有効な判断材料の一つになると考えられます。

## Q.2-4 議員の提案権によって、合併協議会設置議案を議会へ提出することは可能ですか？

Ans.

議案を議会に提出することは、原則として市町村長及び議員のいずれにも認められています（地方自治法第149条及び第112条）が、議会の議決すべき事件は、その事件の性質及び内容により、次の三つに分けられます。

分 類	事 例	提 案 者
議決をもって当該普通地方公共団体としての意思が決定されるもの	予 算	市町村長
	条 例	市町村長 議 員
議決の結果、議会としての機関の意思が決定されるもの	意見書 会議規則	議 員
執行機関の執行の前提要件又は手続として議会の議決を必要とするもの	人事案件 契 約 財産の取得 等	市町村長

地方自治法第252条の2の規定による協議会の設置の議決とは、執行機関がその権限に属する事務を執行するに当たり、その前提として必要なものであり（上記に該当する。）議会が賛否いずれかの意思を表明するいわゆる同意議決と解されています。

したがって、協議会の設置等についての発案権は議会の議員にはなく、市町村の長に専属するものと解されています。

なお、市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項及び第5項、第7条の2第2項、第8条第3項）についての議決については、「長及び議員の双方にある」とした行政事例（昭和48年10月2日自治行発第100号）がありますので、参考にしてください。

### Check

合併協議会の設置については、住民が、有権者の50分の1以上の者の連署をもって請求（直接請求）することができます。（第3章を参照）

Q.2-5 直接請求に基づく合併協議会設置議案を審議未了にすることはできますか？

Ans.

議会の会期中に付議された事件は、当該会期中に議決に至るべきことを原則とされています。議会の会議に付議された事件が、当該会期中議了せず、継続審査の決定もなされないままに、会期を終えるにいたった場合は、「会期不継続の原則」(地方自治法第119条)により廃案となってしまいます。

住民による直接請求について、地方自治法では、選挙権と同様、住民の基本的な権利として認めています(地方自治法第12条)。

住民発議による合併協議会設置の直接請求も同様であると考えられますので、付議された合併協議会設置議案について、議会で何らの意思決定もなく、審議未了による廃案とすることは適当ではなく、審議に時間を要し、やむを得ず会期中の議決に至らなかった場合は、継続審査の措置をとることが適当です。

なお、行政実例では、直接請求に基づき付議された条例案を継続審査している間に議員の任期が満了し、当該条例案が審議未了として廃案となった場合、長は、次の議会において当該条例案を再び付議すべきとしています(昭和38年3月8日自治省行政課決定)。

Q.2-6 合併協議会の委員の構成は、どのようにすればいいのですか？

Ans.

法定の合併協議会は、地方自治法上の協議会ですから、その組織については、地方自治法第252条の3第2項の規定が適用されますが、同項では、「協議会の会長及び委員は、（中略）関係普通地方公共団体の職員から、これを選任する」と規定されており、この原則に従うと、協議会の委員は、関係市町村の長や職員しか就任できません。

しかし、合併協議会が地域の将来に重大な影響を及ぼす合併について協議する場であるため、合併特例法第3条では、次のような特例を定めています。

（合併協議会の設置）

第3条 省略

- 2 合併協議会の会長は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。
- 3 合併協議会の委員は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。
- 4 合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

この規定により、「規約の定めるところにより、学識経験を有する者」も委員として加えることができますので、先進地事例では、規約に基づく学識経験者として、学者、地域経済団体の代表者、自治会、婦人団体、青年団体等の住民団体の代表者、都道府県の関係部局の職員等が合併協議会の委員に加えられています。

なお、任意協議会については、法的な根拠はありませんが、法定協議会に準じている例が多いようです。

Check 協議会の構成人員の事例

篠山市	合計	27名（町長・議長・副議長・学識経験者）
西東京市	合計	28名（市長・助役・議長・議員・学識経験者）
潮来市	合計	27名（町長・助役・教育長・総務課長・企画担当課長・議長・副議長・特別委員会委員長・副委員長・学識経験者）

## Q.2-7 合併協議会の事務の流れについて教えてください。

Ans.

総務省「合併協議会の運営の手引」では、準備期間も含めて合併まで22ヶ月というスケジュールを示していますが、これはあくまで法定協議会設置議案が議決してからのスケジュールです。

先進地事例をみると、法定協議会設置の前に任意の協議会において事前協議が行われるケースが一般的です。任意協議会による事前協議と法定協議会での協議のそれぞれにどの程度比重を置くかにもよりますが、合併特例法等による特例の活用を図るためには、平成17年3月末までに合併を達成する必要があり、時間的制約があることに注意する必要があります。

そこで、「合併協議会の運営の手引」では、「本来、法定協議会は、合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を自由闊達に検討する場であり、住民に対する情報公開・情報提供の観点からも、効率的な協議の進捗の観点からも、直接法定協議会で検討を開始する方法が適当であると考えます。」と法定協議会での検討の方法を提唱しています。

協議会等を設置するに当たっては、合併準備会（後の合併協議会事務局）において、次の作業が必要です。

## 合併協議会全体の組織の整備

協議会、幹事会、小委員会、専門部会、分科会等について、先進地事例等を参考に叩き台を作成

## 協議会事務局の組織・体制の整備

協議会事務局の確保、協議会会長等の人選、協議会規約の作成、事務局予算等

## 合併の諸手続の整理

先進地事例等を参考に標準的なフローを作成

## 合併のスケジュールの作成

関係市町村長・議員等の改選時期等を勘案し、作成

## 合併協定項目等の協議フローの作成

## Check

詳しくは、総務省「合併協議会の運営の手引」39～53（26～40）及び93～112（83～104）ページを参照してください。

また、合併協議会スケジュール表（例）は、同書別添資料227～237（225～243）ページを参照してください。

Q.2-8 合併協議会での協議は全員同意を必要とするのですか？

Ans.

合併協議会の規約では、一般的に「会議の運営」について定めています。

通常は、「会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める」と規定されており、具体の議事方法は明記されていません。したがって、議決方法は、各合併協議会それぞれの判断に委ねられているといえます。

そこで、例えば、原則として全員同意とするが、議論を尽くしたうえでやむを得ない場合はおおむねの同意と定めて運用することも一つの方法として考えられます。

また、合併協議会は、連絡調整及び計画作成の性格を有しており、「合併を行うこと自体の是非も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う場」です。

そのため、先進地事例では、会議に提案した案件が委員の賛同を経てその内容がまとまった場合には、当該案件が「議決」されたとは言わずに「確認」されたという表現を使用しています。これはやはり合併協議会が議会などのような「議決機関」ではなく、「協議の場」であり、全会一致を基本としていることを配慮してのことのようです。

なお、先進地事例では、新規に提案された案件は、次の会議で「確認」することを基本原則として運営されている例が多いようです。

Q.2-9 合併協議会事務局に対して構成市町村職員をどのよう  
にして派遣するのですか？また、事務局職員の身分の  
取扱い等はどのようになるのですか？

Ans.

地方自治法第252条の2の規定に基づく協議会は、法人格がなく、その性質上固有の職員を有せず、協議会を構成する普通地方公共団体の職員をもってその事務を処理するものとされています。

合併協議会も、同条に基づく協議会の一つですので、協議会を構成する市町村の職員をもってその事務を処理させることになります。

したがって、事務局職員に関する具体的な取扱いは、次のようになります。

(1) 合併協議会事務局に勤務する職員の定数及びその定数の各関係団体別の配分

関係市町村の長その他の執行機関が協議により定め、その定められた定数の職員を合併協議会の事務に従事させるものとしますが、直接合併協議会規約に定めることも可能です。

(2) 職員を合併協議会に勤務させる方法

関係市町村が具体的な発令、例えば、総務課付けとしたうえで、「合併協議会事務局勤務を命じる」旨の辞令を出し、合併協議会は受動的に職員の派遣勤務を受ける方法が適当です。

(3) 職員の懲戒、分限、服務等

職員は、会長からの職務上及び身分上の指揮監督を受けることはいうまでもありませんが、それぞれ関係市町村の職員ですので、懲戒及び分限については、それぞれの関係地方公共団体の任命権者によって行われます。

例えば、当該職員に非行があれば、関係市町村の職員としての非行であるので、任命権者が懲戒処分を行うこととなります。

(4) 職員の給料等

関係市町村の職員である以上、それぞれが所属する市町村が負担し、合併協議会の事務のための旅費、時間外勤務手当等は、合併協議会が支給するのが通例です。

Q.2-10 行政関係者でない学識経験者の委員が合併協議会  
に出席する途中で事故にあった場合に、公務災害補  
償は受けられますか？

Ans.

合併協議会委員の身分については、通常の場合、協議会規約に「合併協議会の会長及び委員は、非常勤とする」旨の規定が置かれています。また、合併協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職に該当すると考えられますので、非常勤特別職という身分を根拠に、報酬等の支払も可能と考えられます。

なお、法人格を有しない合併協議会の非常勤特別職の職員という位置付けについては、合併協議会についてのみ、通常の協議会と異なり、合併特例法によって関係市町村の職員以外の者（議員、学識経験者）が委員となれる特例を定めていることから、法的にも十分な根拠があると考えられます。

合併協議会の用務中に災害を受けた場合の公務災害補償の適用については、委員のうち関係市町村の職員は、所属する市町村の職員としての身分を併せ持っていることから、当該市町村の制度が適用されます。

また、議員についても、合併特例法において「議員をもって（委員に）充てる」とされていることから、議員活動の一環として委員の職に就任しているものと解されるため、所属する市町村の制度が適用されます。

ところが、委員のうち学識経験者は、合併協議会の非常勤特別職の職員であって、関係市町村の非常勤特別職の職員ではないので、関係市町村の制度の適用を受けることはできず、公務災害についても同様です。

そこで、総務省からは、次のとおり、「学識経験者を関係市町村のいずれかの非常勤の地方公務員として任用することにより対応することが望ましい」との文書が出されていますので、これを参考に対応する必要があります。

平成13年11月29日付け 総務省自治行政局市町村課・公務員部安全厚生推進室事務連絡  
「合併協議会「学識経験を有する者」の公務災害・通勤災害の取扱いについて」

「学識経験を有する者」(中略)が、合併協議会の会長又は委員となった場合の公務災害・通勤災害制度の適用については、同「学識経験を有する者」が関係市町村のいずれかにおいて非常勤の地方公務員として任命行為がなされている場合に、当該任用をした市町村の条例による制度の適用があるところです。したがって、(中略)関係市町村のいずれかにおいて当該「学識経験を有する者」を非常勤の地方公務員として任用することが望ましいところとなります。

(以下略)

具体的な方法としては、学識経験者である合併協議会の委員を併せて関係市町村の顧問あるいは参与等として任用するのが適当と考えられます。任用に当たっては、市町村長名で「 町参与を命ずる」などの辞令を交付することになりますが、その職名については、関係市町村の規則等で定めておくことが望ましいと思われれます。

なお、任意協議会の委員についても、同様の方法で公務災害補償制度の対象として差し支えありません。

Q.3-1 合併協議会設置を求める住民発議制度の概要について  
教えてください。

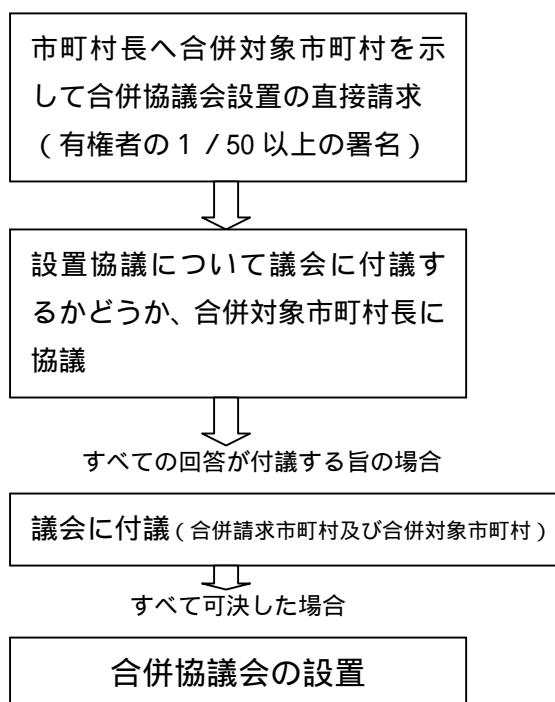
Ans.

平成7年の合併特例法の改正により創設された住民発議制度（法第4条）は、市町村の議員及び長の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）が、その総数の50分の1以上の連署をもって、市町村の長に対し、合併の相手方となる市町村の名称を示し、合併に関する様々な事項を協議する場である「合併協議会」の設置を請求できるという直接請求制度です。

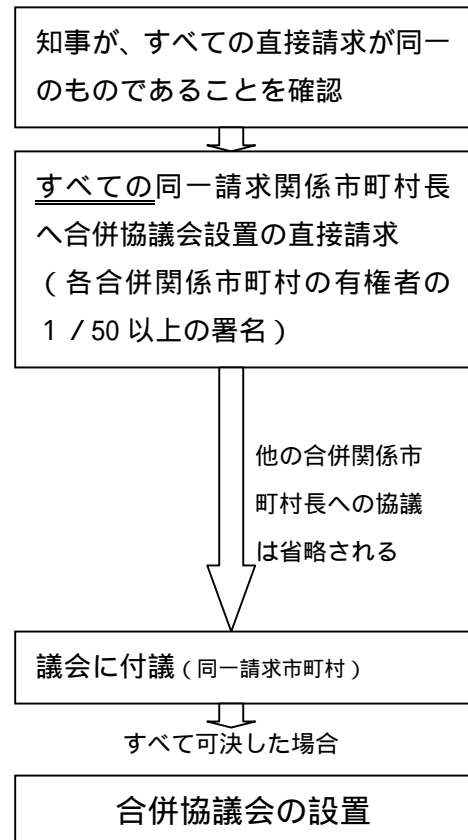
この制度は創設から約5年間の間に全国各地で活用されましたが、合併対象市町村の長が合併協議会設置協議について議会に付議しないという回答をしたり、議会で設置議案が否決されるなど、合併協議会の設置に至ったのは、わずか8地域だけでした。

このような運用の実態を踏まえ、平成11年の合併特例法の改正により制度の拡充が行われ、すべての関係市町村で同一の住民発議が成立した場合は、すべての関係市町村の長は、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないことになりました。（法第4条の2関係）

平成7年の改正により創設された制度  
単独請求の場合（法第4条）



平成11年の改正により追加された制度  
同一請求の場合（法第4条の2）



【単独請求の場合の住民発議の手続（法第4条）】

請求代表者証明書の交付申請（請求代表者 合併請求市町村の長）

請求代表者が選挙人名簿に登載されていることの確認（合併請求市町村の長 当該市町村の選挙管理委員会）  
 請求代表者証明書の交付（合併請求市町村の長 請求代表者）  
 請求代表者証明書を交付した旨の告示（合併請求市町村の長）

合併協議会設置の請求のための署名の収集 告示から1月以内（請求代表者）

署名期間満了から5日以内 有権者の1/50以上の署名

署名簿の提出（請求代表者 合併請求市町村の選挙管理委員会）

署名簿の審査 署名簿の提出から20日以内（合併請求市町村の選挙管理委員会）  
 署名簿の縦覧 署名簿の審査終了から7日間（合併請求市町村の選挙管理委員会）  
 署名簿の返付（合併請求市町村の選挙管理委員会 請求代表者）

署名簿返付から5日以内 有権者の1/50以上の有効署名

合併協議会設置の請求（請求代表者 合併請求市町村の長）

直ちに

請求の要旨を公表（合併請求市町村の長）  
 合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を照会（合併請求市町村の長 合併対象市町村の長）  
 当該意見を求めた旨の報告（合併請求市町村の長 知事）

90日以内

合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの回答（合併対象市町村の長 合併請求市町村の長）

直ちに

回答結果を通知（合併請求市町村の長 合併対象市町村の長、請求代表者）  
 回答の結果を公表（合併請求市町村の長）  
 回答の結果を報告（合併請求市町村の長 知事）

議会に付議しない旨の回答  
 が一つであれば、  
 手続終了

60日以内

合併協議会設置協議について議会に付議（合併関係市町村の長 合併関係市町村の議会）

速やかに

議会審議の結果の通知（合併対象市町村の長 合併請求市町村の長）  
 議会審議の結果の通知（合併請求市町村の長 合併対象市町村の長、請求代表者）  
 議会審議の結果を公表（合併請求市町村の長）  
 議会審議の結果を報告（合併請求市町村の長 知事）

否決した議会が一つ  
 であれば、  
 手続終了

すべての議会で可決

合併協議会の設置  
 合併協議会を設置した旨及び規約の通知（合併請求市町村の長 請求代表者）  
 合併協議会を設置した旨及び規約の告示・通知（合併関係市町村の長 知事）（地方自治法第252条の2第2項）

【同一請求の場合の住民発議の手続（法第4条の2）】

合併協議会設置の請求が同一内容であることの確認申請・合併協議会設置請求書を添付（同一請求代表者 知事）

合併協議会設置の請求が同一内容であることの確認・合併協議会設置請求書を返付（知事 同一請求代表者）  
合併協議会設置請求書を返付した旨の通知（知事 同一請求関係市町村の長）

請求書返付から7日以内

同一請求代表者証明書の交付申請（同一請求代表者 同一請求関係市町村の長）

同一請求代表者が選挙人名簿に登載されていることの確認  
（同一請求関係市町村の長 当該市町村の選挙管理委員会）

同一請求代表者が選挙人名簿に登載されている旨の通知（同一請求関係市町村の長 知事）  
すべての同一請求関係市町村の長から通知を受けた旨の通知（知事 同一請求関係市町村の長）  
同一請求代表者証明書の交付（同一請求関係市町村の長 同一請求代表者）  
同一請求代表者証明書を交付した旨の告示（同一請求関係市町村の長）  
同一請求代表者証明書を交付した旨の通知（同一請求関係市町村の長 知事）

合併協議会設置の請求のための署名の収集 告示から1月以内（同一請求代表者）  
署名期間満了から5日以内 有権者の1/50以上の署名

署名簿の提出（同一請求代表者 同一請求関係市町村の選挙管理委員会）

署名簿の審査 署名簿の提出から20日以内（同一請求関係市町村の選挙管理委員会）  
署名簿の縦覧 署名簿の審査終了から7日間（同一請求関係市町村の選挙管理委員会）  
署名簿の返付（同一請求関係市町村の選挙管理委員会 同一請求代表者）

署名簿返付から5日以内 有権者の1/50以上の有効署名

合併協議会設置の請求（同一請求代表者 同一請求関係市町村の長）

直ちに

請求の要旨を公表（同一請求関係市町村の長）  
請求があった旨の通知（同一請求関係市町村の長 知事）  
すべての同一請求関係市町村の長から通知を受けた旨の通知（知事 同一請求関係市町村の長）  
知事から通知を受けた旨の通知（同一請求関係市町村の長 同一請求代表者）  
知事から通知を受けた旨の公表（同一請求関係市町村の長）

60日以内

合併協議会設置協議について議会に付議（同一請求関係市町村の長 同一請求関係市町村の議会）

速やかに

議会審議の結果の通知（同一請求関係市町村の長 同一請求代表者）  
議会審議の結果の公表（同一請求関係市町村の長）  
議会審議の結果の報告（同一請求関係市町村の長 知事）

否決した議会が一つでもあれば、  
手続終了

すべての同一請求関係市町村の長からの報告を受けた結果の通知（知事 同一請求関係市町村の長）

知事から通知を受けた旨の通知（同一請求関係市町村の長 同一請求代表者）

知事から通知を受けた旨の公表（同一請求関係市町村の長）

すべての議会で可決

#### 合併協議会の設置

合併協議会を設置した旨及び規約の通知（同一請求関係市町村の長 同一請求代表者）

合併協議会を設置した旨及び規約の告示・報告（合併関係市町村の長 知事）（地方自治法第252条の2第2項）

#### Check

住民発議の手続の根拠・用語の定義については、合併特例法第4条、第4条の2、市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第1条～第10条、地方自治法第252条の2第2項を参照してください。

## Q.3-2 住民発議制度はなぜ設けられたのですか？

Ans.

市町村の合併については、地域の実情に応じて関係市町村の住民の意向を尊重していくことが必要です。

近年は、全国各地で住民や地域の経済団体等から合併を目指した活発な取組がなされていますが、従来の市町村の合併の制度では、合併協議会の設置や合併の申請に議会の議決が必要であるなど、合併に至るまでの手続上、関係市町村の長や議会の意向が大きく影響するため、市町村の長や議会が合併に対して消極的な場合には、住民が積極的であっても、その意向が反映されにくいこともありました。

合併協議会設置の直接請求制度（住民発議）は、このような状況を踏まえ、住民のイニシアティブにより市町村の合併が進められることとなるよう、平成7年の法改正により設けられたもので、合併協議会の設置について住民の意向が反映されやすい法制度を設けることで、自主的な合併を推進し、また、合併を提起するチャンネルを多様化することで、住民の関心を高め、合併への機運を醸成する効果を期待するものです。

また、平成11年には、すべての関係市町村で同一の内容の住民発議が成立した場合には、すべての関係市町村の長は、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとする制度が定められました（法第4条の2）。これは、すべての関係市町村において住民発議が成立した場合には、同一の合併の枠組みについて、関係住民による一体となった意思による発議と受け止めて、それぞれの議会において審議がなされることが適当であると考えられたためです。

## Check 市町村合併に関する住民発議の実績について（H15.3.17現在）

発議総数：241（181地域 655市町村）（参考：総務省ホームページ）

協議会設置に至った件数	42（30地域・107市町村・30協議会）
協議会設置に至らなかった件数	114（71地域・291市町村）
手続進行中の件数	85（80地域・257市町村）

Q.3-3 請求代表者（同一請求代表者）証明書の交付について  
教えてください。

Ans.

住民発議の手続には  
 単独請求の場合の住民発議（法第4条関係）  
 同一請求の場合の住民発議（法第4条の2関係）  
 の2種類がありますので、それぞれ順を追って説明します。

単独請求の場合の住民発議 (法第4条関係)	同一請求の場合の住民発議 (法第4条の2関係)
<p>(1) 合併協議会設置請求書の作成                      合併特例法第4条第1項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、合併対象市町村の名称及び請求の内容（1000字以内）その他必要な事項を記載した「合併協議会設置請求書」を作成します（施行令第1条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協議会設置請求書                              市町村の合併の特例に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1号様式</li> </ul> <p>(2) 請求代表者証明書の交付                      請求代表者は、合併協議会設置請求書を添えて、その者の属する市町村の長に対し、「請求代表者証明書」の交付を申請します（施行令第1条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求代表者証明書                              施行規則第2号様式                              の申請を受けた市町村長は、市町村</li> </ul>	<p>(1) 合併協議会設置請求書の作成                      合併特例法第4条の2第1項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者（以下「同一請求代表者」という。）は、同一請求関係市町村の名称及び請求の内容（1000字以内）並びにこれらが他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係るものと同一である旨その他必要な事項を記載した「合併協議会設置請求書」を作成します（施行令第1条の2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協議会設置請求書                              施行規則第1号の2様式</li> </ul> <p>(2) 請求が同一内容であることの確認                      すべての同一請求代表者は、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、すべての同一請求関係市町村に係る合併協議会設置請求書を添え、すべての同一請求代表者が連署した一の文書をもって請求が同一の内容であることの確認を申請します（施行令第1条の3第1項）。</p> <p>の申請を受けた都道府県知事は、当該申請に</p>

の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか（請求代表者となり得る資格要件）を確認したうえで、請求代表者に対し、「請求代表者証明書」を交付するとともに、その旨の告示を行わなければなりません（施行令第1条第2項）。

係るすべての合併協議会設置請求書に記載された同一請求関係市町村の名称及び請求の内容が同一であることの確認をしたときは、すべての合併協議会設置請求書に、すべての合併協議会の設置の請求が同一の内容であることの確認をした旨を記載し、かつ、記名押印して、それぞれの同一請求代表者に対し、これを返付しなければなりません（施行令第1条の3第3項）。

また、都道府県知事は、同一請求代表者に対し合併協議会設置請求書を返付した旨及びその年月日を当該同一請求代表者の属する同一請求関係市町村の長に通知しなければなりません（施行令第1条の3第3項）。

### （3）同一請求代表者証明書の交付

同一請求代表者は、都道府県知事から合併協議会設置請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置請求書を添え、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、文書をもって同一請求代表者証明書の交付を申請します（施行令第1条の4第1項）。

#### ・同一請求代表者証明書

##### 施行規則第2号の2様式

の申請を受けた市町村長は、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか（請求代表者となり得る資格要件）の確認を求め、その確認があったときは、その旨を知事に通知しなければなりません（施行令第1条の4第2項）。

知事は、すべての同一請求関係市町村の長からの通知を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければなりません。（施行令第1条の4第3項）

同一請求関係市町村の長は、の通知を受けたときには、同一請求代表者に対し同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、知事に通知をしなければなりません（施行令第1条の4第4項）。

Q.3-4 同一内容の住民発議が愛媛県A町と他県のB町で起こった場合はどうなるのですか？

Ans.

すべての同一請求関係市町村が1の都道府県の区域に属さない場合における手続については、すべての同一請求関係市町村が1の都道府県の区域に属する場合の手続に関する規定を読み替えて適用するものとされています（施行令第9条の2～第9条の4）。

この場合においては、同一請求関係市町村を包括するいずれか1の都道府県知事が、請求が同一の内容であることの確認を行うものとし、この都道府県知事と当該都道府県の区域に属さない同一請求関係市町村との間の通知又は報告については、それぞれの同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事を経由して行わなければならないものとされています。

### Q.3-5 署名の収集方法と期間について教えてください。

Ans.

請求代表者（同一請求代表者）は、「合併協議会設置請求書」と「請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）」又はそれぞれの写しを「署名簿」につづり込んで、有権者に対し署名及び押印を求めます。（施行令第2条第1項）

- ・ 合併協議会設置請求書 施行規則第1号様式・第1号の2様式
- ・ 請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）  
施行規則第2号様式・第2号の2様式
- ・ 署名簿 施行規則第3号様式

また、請求代表者（同一請求代表者）は、有権者に委任して署名を収集することができます。

この場合、委任を受けた者は、「合併協議会設置請求書」と「請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）」又はそれぞれの写し及び請求代表者（同一請求代表者）の委任状（「署名収集委任状」という。）を付けた「署名簿」を用いなければなりません。（法第2条第2項）

なお、請求代表者（同一請求代表者）は、署名の収集を委任したときは、直ちに委任を受けた者の氏名と委任の年月日を「署名収集委任届」により当該市町村の長及び市町村の選挙管理委員会に届け出なければなりません。（施行令第2条第3項）

- ・ 署名収集委任状 施行規則第4号様式
- ・ 署名収集委任届 施行規則第5号様式

署名の収集は、請求代表者（同一請求代表者）又はその委任を受けた者が有権者に対して直接行います。

郵送や回覧による署名収集や委任を受けた者以外の第三者による署名収集は、認められていません。

署名運動については、公職選挙法に規定する選挙運動に関する規制は、全く準用されません。したがって、署名収集の方法は、原則として自由です。

- |     |                      |      |
|-----|----------------------|------|
| 【例】 | ・ 署名運動のためのポスターの種類、枚数 | 制限なし |
|     | ・ 署名運動のための事務所の数      | 規制なし |
|     | ・ 自動車、拡声器の使用         | 規制なし |
|     | ・ 戸別訪問や街頭での署名運動      | 規制なし |
|     | ・ 署名反対運動             | 規制なし |

署名の収集ができる期間は、「請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）」を交付した旨の告示があった日から1月以内です（施行令第2条第4項）。（注：民法の一般原則により、告示がなされた日の翌日から起算して1ヵ月後の日の前日まで）

ただし、合併特例法第4条の2第13項において準用する地方自治法第74条第5項の規定により、当該市町村の区域内で、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、地方公共団体の議会の議員や長の選挙が行われることとなるときは、一定期間（地方自治法施行令第92条第5項）、当該選挙が行われる区域内においては署名の収集を行うことはできません。

この場合、その区域における署名収集期間は、署名収集行為が中断された期間を除いて「請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）」の交付告示の日から31日以内とされています（施行令第2条第4項ただし書）。

具体的な署名収集禁止期間は、選挙の区分に応じて次のとおりとなっています（施行令第2条第5項、地方自治法施行令第92条第5項）。

なお、公職選挙法第100条に規定する無投票当選の場合には、同条第5項の規定による無投票当選の告示がなされた日後は署名収集の禁止が解除されます（昭和45年6月13日行政実例）。

#### 任期満了による選挙

任期満了の日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間

#### 衆議院の解散による選挙

解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間

#### 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙

地方自治法第7条の規定により市町村が設置された日から当該選挙の期日までの間

#### 市町村の議会の議員の増員選挙

市町村の議会の議員の定数を増加する条例（地方自治法第91条第4項（平成15年1月1日以降は、同条第5項）の規定による条例）が施行された日又は合併特例法第6条第2項の規定の適用がある場合には合併特例法第2条第1項に規定する市町村の合併の日から当該選挙の期日までの間

その他の選挙（補欠選挙、再選挙、地方公共団体の議会の解散による選挙、地方公共団体の議員又は当選人がすべてなくなった場合の選挙）

当該選挙を行うべき理由が生じたときは、当該選挙を管理する選挙管理委員会等は、その旨を告示しなければならないこととなっており、当該告示のあった日の翌日から当該選挙の期日までの間

このように、署名を収集できる期間は、制限されており、請求代表者証明書（同一請求代表者証明書）の交付前や署名収集期間である1月を経過した後に収集された署名は、無効となります。

**Q.3-6 署名簿の提出・審査について教えてください。**

Ans.

請求代表者(同一請求代表者)は、署名者数が有権者数の50分の1以上の数になったときには、署名収集期間の満了した日の翌日から5日を経過する日までに、「署名簿」を市町村の選挙管理委員会へ提出し、署名者が選挙人名簿に登載された者であることの証明を求めます(施行令第4条第1項)。

この証明の手続については、合併特例法第4条の2第13項及び施行令第8条第1項により、地方自治法の条例の制定改廃の請求手続が準用されています。

- ・ 準用される条例の制定改廃の請求手続

地方自治法第74条第4項～第7項

第74条の2第1項～第6項・第8項・第10項～第13項

第74条の3第1項～第3項

地方自治法施行令第95条の2・第95条の3・第95条の4

**【市町村の選挙管理委員会の事務について】**

市町村の選挙管理委員会は、「署名簿」が提出された日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を「署名収集証明書」により証明します(地方自治法第74条の2第1項、施行令第10条)。

- ・ 署名収集証明書 施行令第6条第1項、施行規則第7号様式

また、署名の効力に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項を記載した「署名審査録」を作成し、「署名簿」の効力の確定するまでの間、これを保存します(施行令第4条第3項)。

- ・ 署名審査録 施行令第4条第3項、施行規則第6号様式

署名の証明が終了した日から7日間、指定した場所において「署名簿」を関係人の縦覧に供しなければなりません(地方自治法第74条の2第2項)。

その際、署名及び押印した者の総数及び有効署名の総数を告示することとされています(地方自治法施行令第95条の2)。

「署名簿」の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ告示

するとともに、公衆の見易い方法により公表しなければなりません（地方自治法第74条の2第3項、同施行令第95条の2）。

「署名簿」の署名に関し異議があるときは、関係人は、縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができます（地方自治法第74条の2第4項）。

異議の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であるかどうかを決定しなければなりません（地方自治法第74条の2第5項）。

その申出を正当であると決定 証明の修正、申出人・関係人に通知、告示  
その申出を正当でないと決定 申出人に通知

この決定に不服がある者は、その決定のあった日から14日以内に地方裁判所へ出訴することができます（地方自治法第74条の2第8項）。

縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又はすべての異議について決定したときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、「署名簿」を請求代表者（同一請求代表者）に返付します（地方自治法第74条の2第6項）。

また、その際には、当該「署名簿」の末尾に、署名及び押印した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければなりません（地方自治法施行令第95条の4）。

#### Check

請求代表者は、市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者でなければなりません。また、この場合の選挙権を有する者とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において名簿に登録された者とされています。

Q.3-7 合併協議会の設置の請求の際、無効とされる署名にはどのようなものがあるのですか？

Ans.

直接請求における請求者の署名の無効については、地方自治法第74条の3の規定があり、合併協議会の設置の請求者の署名についても、この規定が準用されています（法第4条の2第13項）。

地方自治法（抜粋）

第74条の3 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 法令の定める成規の手続によらない署名
- 二 何人であるかを確認し難い署名

前条第4項の規定により、詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があった署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

（以下省略）

そこで、無効となる一般的な具体例を挙げると、次のようになります。

（1）法令の定める成規の手続によらない署名

合併協議会設置請求書や請求代表者証明書等のつづり込まなければならない書類を付していない署名簿による署名

委任年月日のない署名収集委任状を付した署名簿又は請求代表者が二人以上の場合においてそのうち一人の押印漏れがある署名簿による署名

請求代表者の押印がない署名収集委任状を付した署名簿による署名

請求代表者証明書にある請求代表者と違う者を請求代表者として記載した合併協議会設置請求書を付した署名簿による署名

（2）何人であるかを確認しがたい署名

文字によらない記載や、文字によるものでも判読しがたい署名

（3）詐偽又は強迫に基づく署名

詐偽又は強迫によってなされた旨の異議の申出があり、市町村の選挙管理委員が申出を正当と決定した署名

（4）その他無効とされた署名例

同一の筆跡で同居の家族の署名がなされて自署と考えられないもの

同一人が重複して署名しているもの

選挙人名簿に登録されていない者の署名 等

Q.3-8 署名簿への署名を代筆してもらうことはできますか？

Ans.

---

選挙権を有する者は、署名簿に自己の氏名を必ず自署して押印することが原則ですが、身体の故障又は文盲により署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して、自己の氏名を当該署名簿に代筆させることができます（法第4条の2第13項・地方自治法第74条第5項）

ただし、請求代表者（同一請求代表者）及び署名収集受任者が代筆することはできません。

また、氏名代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければなりません（法第4条の2第13項・地方自治法第74条第6項）。

Q.3-9 署名をした議員は、合併協議会設置議案に対して利害関係者となり、その議決に加われないのですか？

Ans.

---

地方自治法第117条の規定によれば、普通地方公共団体の議員が自己等の一身上に関する事件あるいは自己等の従事する業務に直接の利害関係のある事件には、その議事に参与することができないことになっています。

この場合の「一身上に関する事件」とは、当該個人に直接的かつ具体的な利害関係を有する事件を意味します。

したがって、議員が署名をしたからといって、合併協議会設置議案が当該議員のみに直接かかわるものではありませんので、その議決から除斥されることはありません。

## Q.3-10 市町村の職員や議員は、署名収集活動ができるのですか？

Ans.

地方公務員法の適用を受ける一般職の地方公務員は、地方公務員法第36条第2項の規定により、政治的行為が制限されています。

（政治的行為の制限）

第36条（略）

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人物又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、左に掲げる政治的行為をしてはならない。但し、当該職員の属する地方公共団体の区域外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

（以下省略）

したがって、一般職の地方公務員がその属する市町村内で行う署名収集活動は、禁止される政治的行為に該当することとなり、職員が請求代表者（同一請求代表者）等となることはできません。

しかし、この地方公務員法上の規定は、一般職の地方公務員が請求代表者（同一請求代表者）等になることを直接的に禁止するものではないので、市町村の一般職の職員が請求代表者（同一請求代表者）等となって収集した署名であることにより、当該署名が無効になることはありませんが、その職員は、地方公務員法上の懲戒処分事由に該当しますので、注意が必要です。

市町村の議員については、特別職の公務員ですので、地方公務員法は適用されません。したがって、合併協議会の設置請求に関しては、何ら制限もなく請求代表者（同一請求代表者）等となって署名収集活動を行うことができます。

また、市町村の企業職員、技能労務職員については、地方公務員法第36条の規定が適用されず（地方公営企業法第39条第2項・地方公営企業労働関係法附則第5項）、政治的行為が制限されていないので、請求代表者（同一請求代表者）等になることができます。

なお、平成14年度の合併特例法改正により、住民発議による協議会設置の議案が否決された場合に、長からの請求又は有権者の6分の1以上の直接請求により住民投票を行うことができること

とされましたが、この投票実施請求に関しては、公職選挙法の普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用されています（合併特例法第4条の2第32項）。

このため、公職選挙法第89条第1項の規定が準用され、特別職を含む全ての公務員は、住民投票実施に係る請求代表者になることはできません。

なお、この場合、合併特例法施行令第9条の9の規定により、公職選挙法第89条第1項ただし書の規定は準用されませんので、市町村の企業職員、技能労務職員も請求代表者になることはできませんので、注意してください。（技能労務職員については、合併特例法施行令第9条の9で、「（公職選挙法第89条第1項）第2号に関する部分は除く。」とされていますが、同項第2号の「政令」である公職選挙法施行令第90条は準用されていない（合併特例法施行令第9条の7）ので、結論としては、技能労務職員も請求代表者になることはできません。）

## Q.3-11 合併協議会設置の請求方法について教えてください。

Ans.

市町村の選挙管理委員会から返付を受けた「署名簿」の署名の効力の決定に関し、請求代表者(同一請求代表者)において不服がないとき、又は請求代表者(同一請求代表者)においてした訴訟の判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から5日以内に、請求代表者(同一請求代表者)は、「合併協議会設置請求書」に「署名収集証明書」(有権者の50分の1の数の有効署名があることを証明する書面)及び「署名簿」を添えて、市町村長に対し、合併協議会設置の請求を行います(施行令第6条第1項)。

- ・ 合併協議会設置請求書  
     施行令第1条第1項・第1条の2第1項  
     施行規則第1号様式・第1号の2様式
- ・ 署名収集証明書    施行令第6条第1項、施行規則第7号様式
- ・ 署名簿    施行令第2項第1項、施行規則第3号様式

署名収集証明書には、「署名簿」の署名の効力の決定に関する判決書又は裁判所から判決書の送付を受けた市町村の選挙管理委員会からの通知書がある場合は、これを添付しなければなりません(施行令第6条第2項)。

### Check 直接請求に関する様式の記載例について

合併協議会設置請求書、請求代表者証明書等の各種の様式については、合併特例法施行規則に定められているので、参考にしてください。

- |       |                         |         |
|-------|-------------------------|---------|
| (1)   | 合併協議会設置請求書(施行令第1条第1項関係) | 第1号様式   |
| (1の2) | 合併協議会設置請求書(施行令第1条の2関係)  | 第1号の2様式 |
| (2)   | 請求代表者証明書                | 第2号様式   |
| (2の2) | 同一請求代表者証明書              | 第2号の2様式 |
| (3)   | 署名簿                     | 第3号様式   |
| (4)   | 署名収集委任状                 | 第4号様式   |
| (5)   | 合併協議会設置請求のための署名収集委任届    | 第5号様式   |
| (6)   | 署名審査録                   | 第6号様式   |
| (7)   | 署名収集証明書                 | 第7号様式   |

Q.3-12 請求があった場合の合併関係市町村の長等への通知  
について教えてください。

Ans.

単独請求の場合の住民発議の場合 (法第4条関係)	同一請求の場合の住民発議の場合 (法第4条の2関係)
<p>合併協議会設置の請求があった市町村(「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併の相手方となる市町村(「合併対象市町村」という。)の長に対し、これを通知し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めなければなりません。</p> <p>この場合、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を知事に報告しなければなりません(法第4条第2項)。</p> <p>合併対象市町村の長は、意見を求められた日から90日以内に、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければなりません(法第4条第3項)。</p> <p>合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長からの回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び請求代表者に通知するとともに、これを公表し、知事に報告しなければなりません(法第4条第4項)。</p>	<p>合併協議会設置の請求があった関係市町村(「同一請求関係市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、知事に対し、これを通知しなければなりません(法第4条の2第3項)。</p> <p>知事は、すべての同一請求関係市町村の長から通知を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければなりません(法第4条の2第4項)。</p> <p>知事からの通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を同一請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。(法第4条の2第4項)</p>

Q.3-13 議会への付議とその後の審議結果の通知について教えてください。

Ans.

単独請求の場合の住民発議の場合 (法第4条関係)	同一請求の場合の住民発議の場合 (法第4条の2関係)
<p>すべての合併対象市町村の長からの回答が、合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村の長は合併対象市町村の長へ回答内容の通知を発した日から60日以内に、合併対象市町村の長は合併請求市町村の長から回答内容の通知を受けた日から60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければなりません。</p> <p>この場合、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければなりません。(法第4条第5項)</p>	<p>知事から、すべての同一請求関係市町村の長から合併協議会設置の請求があった旨の通知を受けた旨の通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付けて付議しなければなりません。(法第4条の2第6項)</p>
<p>合併対象市町村の長は、議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければなりません。(法第4条第6項)</p> <p>また、合併請求市町村の長は、合併請求市町村における議会の審議の結果及び合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び請求代表者に通知するとともに、これを公表し、知事に報告しなければなりません。(法第4条第7項)</p>	<p>同一請求関係市町村の長は、議会の審議の結果を同一請求代表者に通知するとともに、これを公表し、知事に報告しなければなりません。(法第4条の2第7項)</p> <p>知事は、すべての同一請求関係市町村の長から報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければなりません。(法第4条の2第8項)</p> <p>知事からの通知を受けた同一請求関係市町村の長は、これを同一請求代表者に通知するとともに、公表しなければなりません。(法第4条の2第9項)</p>

Q.3-14 協議会設置の議決を得た後の手続について教えてください。

Ans.

単独請求の場合の住民発議の場合 (法第4条関係)	同一請求の場合の住民発議の場合 (法第4条の2関係)
<p data-bbox="228 840 804 1115">合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において、合併協議会設置について議会の議決を経た場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を設置します(法第4条第8項)。</p> <p data-bbox="228 1176 804 1400">この場合、合併請求市町村の長は、合併協議会を設置した旨及び当該合併協議会の規約を請求代表者に通知するとともに(法第4条第9項)、告示し、知事に届け出なければなりません(地方自治法第252条の2第2項)。</p>	<p data-bbox="831 840 1399 1064">すべての同一請求市町村において、合併協議会設置について議会の議決を経た場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を設置します(法第4条の2第10項)。</p> <p data-bbox="831 1176 1399 1444">この場合、同一請求関係市町村の長は、合併協議会を設置した旨及び当該合併協議会の規約を同一請求代表者に通知するとともに(法第4条の2第11項)、告示し、知事に届け出なければなりません(地方自治法第252条の2第2項)。</p>

Q.3-15 合併協議会設置協議の議決において、関係市町村の1団体でも否決した場合は、合併協議会設置の手續が白紙に戻ることになるが、先に招集された団体が否決したときは、その後に招集される団体は、その議決をする必要はないのですか？

Ans.

---

各市町村の議会の議決は、合併協議会設置請求の一連の手續の一過程であるとともに、関係する市町村の長には議会に付議する義務がありますので、1団体が設置議案を否決したことをもって議決自体の手續が終了することはなく、その後に招集される団体も議決をする必要があります。

## Q.3-16 平成14年の合併特例法の改正により住民発議制度は どのように変わったのですか？

Ans.

住民発議により設置される合併協議会には、その規約の定めるところにより、当該請求を行った請求代表者（請求代表者又は同一請求者をいう。以下同じ。）を委員として加えることができることとされました。

この改正により、合併協議会の委員になることができる者は、関係市町村の議会の議員、長その他の職員、学識経験を有する者及び請求代表者ということになります。

住民発議による合併協議会設置協議について付議された関係市町村の議会は、その審議に当たっては、当該請求を行った請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととされました。なお、その場合の必要な手続については、施行令第9条に規定が置かれました。

合併協議会設置に係る住民発議が行われても協議会設置に至らない場合が多いことから、自主的な合併の推進という観点を踏まえ、地域住民の意向がより反映されるよう、住民発議による協議会設置の議案が否決された場合に、長からの請求又は有権者の6分の1以上の直接請求により、住民投票を行うことができることとし、有効投票の過半数の賛成があった場合には可決したものとみなされることとされました。

この改正による住民投票に関する留意点は、次のとおりです。

法第4条の請求の場合は、合併請求市町村の議会が否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会が可決した場合に、合併請求市町村においてのみ住民投票が実現可能であること（図1参照）

法第4条の2の請求の場合は、同一請求市町村のうち議会で否決された市町村のすべてにおいて住民投票の実施が可能であること。そして、同一請求関係市町村のうち複数の市町村で住民投票を行う場合は、同一期日に実施することになること。（図2参照）

有権者の6分の1以上の連署による請求手続の取扱いについては、地方自治法等に規定する議会の解散手続及び法に規定する協議会設置請求手続等に準じることとされ、また、選挙人の投票に付する手続の取扱いについては、概ね地方自治法等に規定する議会の解散投票手続及び一の自治体のみに適用される特別法についての賛否の投票手続に準じることとされたこと。

この住民投票については、公職選挙法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）が準用され、選挙管理委員会が定めるところにより記号式投票（不在者投票は自書式のみ）を行うことができることとされたこと。

住民発議により設置された合併協議会における協議の活性化及び透明性の向上を図るため、設置後6月以内に市町村建設計画の作成やその他の合併に関する協議の状況を請求代表者に通知するとともに、公表しなければならないこととされました。

## 合併協議会の設置に係る住民投票を実施する場合について

図1 【合併特例法第4条の場合】

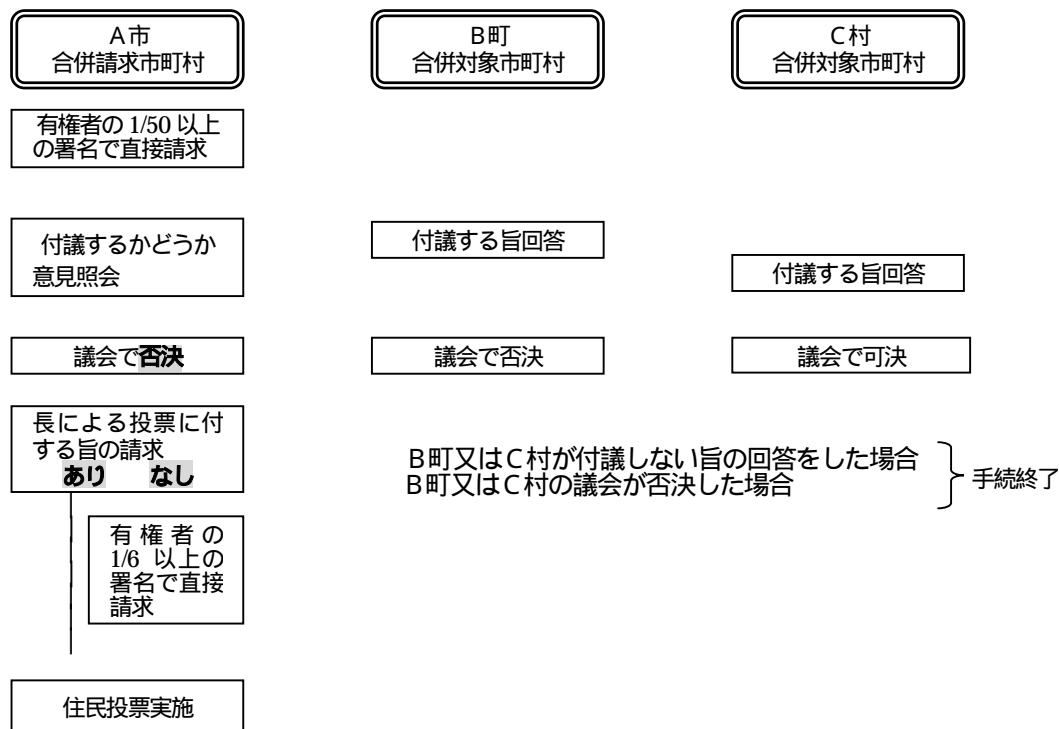
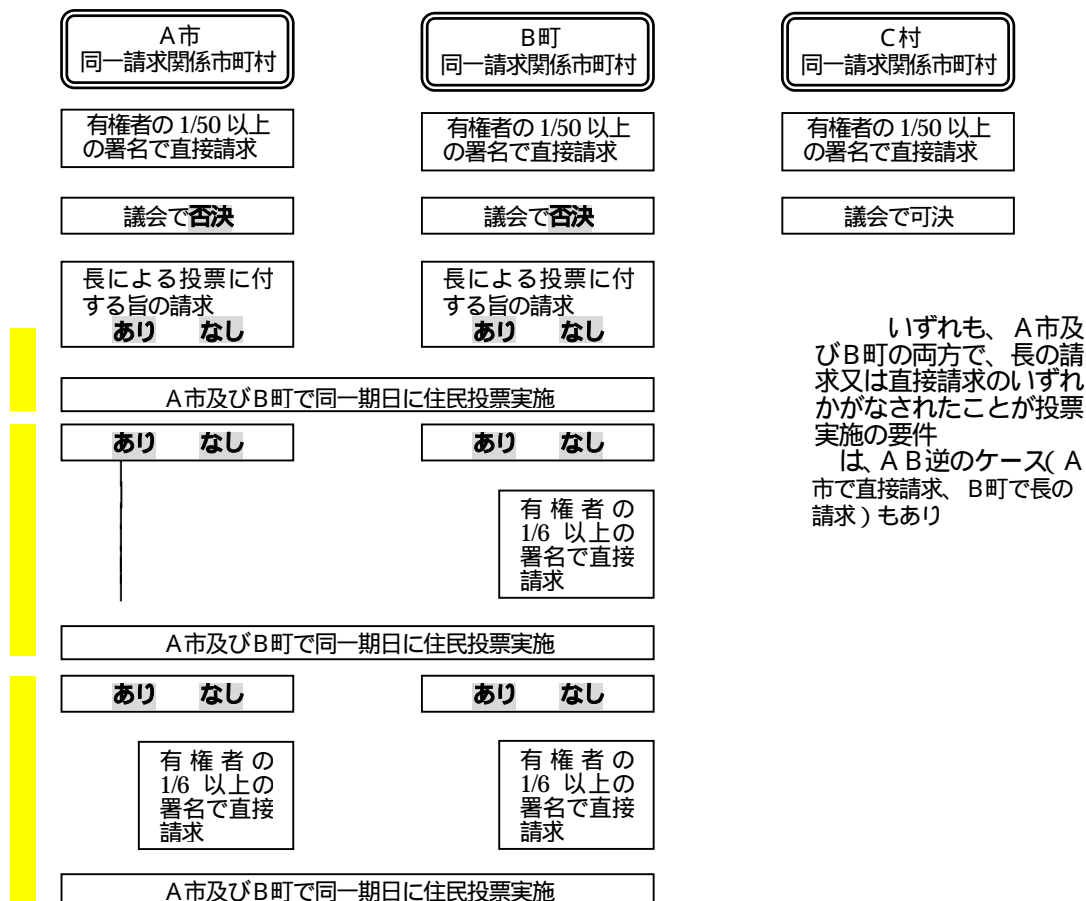


図2 【合併特例法第4条の2の場合】(複数市町村で否決された場合)



Q.4-1 合併協議会における協議事項には、どのようなものがありますか？

Ans.

合併協議会は、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場であると規定されており、市町村建設計画の作成のほか、合併の方式、合併の期日、新市町村の名称、新事務所（市役所・町村役場）の位置等の合併協定書に関する約30項目程度の事項が話し合われています。

【合併協議会での協議事項について】

合併協定項目1（基本的協議事項）	合併協定項目2（合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項）
1 合併の方式	6 地域審議会の設置
2 合併の期日	7 議員定数及び任期の取扱い
3 新市町村の名称	8 農業委員会定数及び任期の取扱い
4 新市町村の事務所の位置	9 地方税の取扱い
5 財産の取扱い	10 一般職の職員の身分の取扱い
合併協定項目3（その他必要な協議事項）	
11 特別職の身分の取扱い	22 国民健康保険事業の取扱い
12 条例・規則の取扱い	23 清掃事業の取扱い
13 事務組織及び機構の取扱い	24 消防団の取扱い
14 一部事務組合等の取扱い	25 上下水道事業の取扱い
15 使用料・手数料等の取扱い	26 各種事務事業の取扱い
16 公共的団体等の取扱い	・教育制度（学校教育・社会教育）
17 補助金・交付金等の取扱い	・保健衛生事業
18 行政連絡機構の取扱い	・障害者・高齢者・児童福祉事業
19 町名・字名の取扱い	・農林水産関係事業
20 各種福祉制度の取扱い	・建設関係事業 等
21 慣行の取扱い	27 その他必要と認められる事項
市町村建設計画（ Q.4-20 を参照）	

Check 総務省「合併協議会の運営の手引」132（127）ページを参照してください。

Q.4-2 合併の方式の決定について教えてください。

Ans.

新設合併か編入合併か、どちらの方式によるか協議します。どちらの方法をとるかにより、合併に係る事務手続も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や状況、合併に向けての経過等を踏まえつつ、優先して検討されるべき事項です。

Check

新設合併と編入合併の違いについては、Q.1-2を参照してください。また、総務省「合併協議会の運営の手引」58(45)ページも合わせて参照してください。

Q.4-3 合併の時期とその期日の決定について教えてください。

Ans.

市町村の合併に係る協議を始めてから、総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、市町村建設計画の作成や、その他市町村の合併に関する様々な協議事項の決定、合併関係市町村の住民の間における合意形成、あるいは合併関係市町村の議会や県議会の議決など、かなりの時間を必要とします。また、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併関係市町村から合併市町村への事務事業の移行や引継ぎ等に支障のない時期を選ぶという配慮も必要となるため、合併の時期については、ある程度の余裕を持って慎重に選定しなければなりません。

なお、合併期日が平成17年4月1日以降になる場合は合併特例法は適用されませんし、平成16年4月1日以降の場合は市制施行要件の3万人特例は適用されないので、注意を要します。(Q.1-4を参照)

#### 【合併期日について】

昭和40年4月1日から平成13年12月1日までに全国で市町村合併が行われた件数は、153件ですが、そのうち、年度が替わる4月1日に合併を行った件数は、40件です。

4月1日以外の合併では、1月1日、5月1日、11月1日など、「1日」に合併したケースが多いですが、3月3日、3月31日、10月16日など、月の途中に行ったケースもあります。

4月1日に合併するとした場合は、次のことに留意する必要があります。

年度替りの事務量（従来の事務と新市町村の事務）が膨大となること。

合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であること。年度末には、国・県支出金の受入れなどが集中するなど、収入・支出の件数も多く、暫定予算の調製の上で細かな注意を要すること。

合併する年度の新規採用者についても、採用試験について協議する必要があること。

一方、例えば3月31日に合併した場合には、1日限りの暫定予算を調製する必要があります。

Check 総務省「合併協議会の運営の手引」60(48)ページを参照してください。

## Q.4-4 新市町村の名称の決定について教えてください。

Ans.

新設合併の場合には、合併市町村の名称を決める必要があります。名称は、自由に決められますが、最近は読みやすく、わかりやすいものを採用するケースが多いようです。ただし、既存の市町村と間違えられやすいような名称は適当ではありませんし、市については、既に全国に同名の市がある場合は、これを用いることはできません。

編入合併の場合には、編入する側の市町村が存続するので、新市町村の名称を決める必要はありませんが、編入合併に伴って編入する側が名称を変更する場合は、地方自治法第3条第3項及び第4項の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例で定める必要があります。

なお、新設合併の場合の市町村の名称は、廃置分合の処分の際に合わせて決定されるので、地方自治法上の手続は不要です。

## 【新市町村の名称の事例】

最近新設合併した新市の名称は、ひらがなで読みやすいものが採用されているようです。先進地の事例では、公募や小委員会での審議等で数候補を選定したうえで、協議会で最終決定している例が多いようです。

平成15年7月1日現在で新市町村の名称が決定している団体（抜粋）

愛媛県「明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町」	西予市（H16.3 合併目標）
愛媛県「川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町」	四国中央市（H16.4.1 合併）
愛媛県「内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町」	愛南町（H16.10.1 合併予定）
香川県「引田町・白鳥町・大内町」	東かがわ市（H15.4.1 合併）
香川県「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町」	さぬき市（H14.4.1 合併）
徳島県「鴨島町・川島町・山川町・美郷村」	吉野川市（H16.10 合併予定）
熊本県「免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村」	あさぎり町（H15.4.1 合併）
埼玉県「浦和市・大宮市・与野市」	さいたま市（H13.5.1 合併）
山口県「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町」	周南市（H15.4.21 合併）
山梨県「八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町」	南アルプス市（H15.4.1 合併）
石川県「高松町・七塚町・宇ノ気町」	かほく市（H16.3.1 合併予定）
三重県「北勢町・員弁町・大安町・藤原町」	いなべ市（H15.12.1 合併予定）

Check 総務省「合併協議会の運営の手引き」61（48）ページも参照してください。

Q.4-5 新事務所（市役所・町村役場）の位置の決定について  
教えてください。

Ans.

市町村の事務所の位置は、条例で定める（地方自治法第4条第1項）こととされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければなりません（地方自治法第4条第2項）。

なお、事務所の位置を定める条例を制定するときは、合併市町村の議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要（地方自治法第4条第3項）とされていますが、新設合併の際は、議会が成立していないケースがあり、その場合は、合併市町村の職務執行者の専決処分が必要なケースもあります。（Q.5-2を参照）

#### 【新事務所の位置の協議】

新事務所については、次のような方式が考えられます。

方式	内容	メリット	デメリット
本庁方式	合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。
分庁方式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。

**Q.4-6 合併前の財産はどのように取り扱うのですか？**

Ans.

市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます（地方自治法第7条第4項）。

原則的には、合併関係市町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになります。

ただし、合併関係市町村の財産を合併市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、財産区（地方自治法第294条）を設置することもできます。

財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません（地方自治法第7条第5項）。

なお、市町村の財産には、次のようなものがあります。

公有財産

- ・ 不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券等
- 物品
- 債権
- 基金

**【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】**

3町の所有する財産、公の施設及び債権は、すべて新市に引き継ぐものとする。

**【具志川村・仲里村合併協定書から抜粋】**

2村の所有する財産、公の施設及び債権はすべて新町に引き継ぐものとする。

**【大船渡市・三陸町合併協定書から抜粋】**

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。

ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。

ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意向を尊重する。

Check 詳しくは、総務省「合併協議会の運営の手引」64（51）ページを参照してください。  
財産の定義については、地方自治法第237条・第238条を参照してください。

Q.4-7 合併特例法の特例の適用について協議しなければならない事項には、どのようなものがありますか？

Ans.

合併特例法の特例の適用について協議しなければならない事項には、次のようなものがあります。

○ 地域審議会の取扱い（法第5条の4）

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議し又は意見を述べる機能を有する地域審議会を設置することができます。（詳細は Q.6-7 を参照）

○ 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い（法第6条、第7条）

合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。（Q.6-2 を参照）

○ 農業委員会の委員の任期等に関する取扱い

（法第8条、農業委員会等に関する法律第34条）

農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。（Q.6-4 を参照）

○ 一般職の職員の身分に関する取扱い（法第9条）

市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員（合併関係市町村職員）は、当該市町村の法人格が消滅してしまうため、法律的には失職してしまうことになります。このような不合理を避けるため、合併特例法においては、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています（法第9条）。その際には、次のような協議が必要になります。

新設合併の場合

合併前後において、職員の任免、給与及びその他の身分取扱いについて、不均衡を生じないように協議します。

編入合併の場合

編入される市町村の職員について、編入する市町村の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、均衡を図るように協議します。

職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として任命行為を行う必要があり、編入した市町村長又は新設合併における合併市町村長の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

引田町、白鳥町及び大内町の一般の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- (2) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。
- (3) 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一する。
- (4) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

○ 地方税の取扱い（法第10条）

次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、その税目や実施期間等について協議します。

- ・ 合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合
- ・ 合併市町村が合併関係市町村から承継した財産の価格又は負債の額について、合併関係市町村の間において著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなると認められる場合（ Q.6-5 を参照）

Check

地方税の取扱いについては、総務省「合併協議会の運営の手引」139（135）ページを参照してください。

**Q. 4-8 特別職の職員の身分の取扱いは、どうなるのですか？**

Ans.

合併関係市町村の長、助役、収入役、行政委員会等の委員など特別職の職員の身分の取扱いについては、次のようになります。

**新設合併の場合**

特別職の職員は、全員失職し、合併市町村において新たに選任（選挙）されます。

**編入合併の場合**

編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職します。

なお、一部の行政委員会等の委員については、合併時に特別選任手続を要するので、注意してください。（ Q.5-3 参照）

**【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】**

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- （１）市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- （２）市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- （３）教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- （４）その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

**Check**

特別職の取扱いについては、総務省「合併協議会の運営の手引」68（54）ページを参照してください。

Q.4-9 条例、規則等は、どのように取り扱われるのですか？

Ans.

合併関係市町村の条例、規則等の取扱い及び合併市町村の条例、規則等の取扱いは、次のようになります。

新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則等は、失効します。

この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができます(地方自治法施行令第3条)。

また、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできます。したがって、合併後に、どの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例、規則等を新たに制定施行するのか、協議しておく必要があります。

編入合併の場合

編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されることとなります。

ただし、あらかじめ合併協議会の場で地方税の不均一課税の取扱い等について協議していた場合には、編入をする市町村の条例、規則等についても、一部改正を行う必要が生じることがあります。

Check

条例等の制定の際の注意事項については、Q.5-2を参照してください。また、総務省「合併協議会の運営の手引」142(138)ページも合わせて参照してください。

Q.4-10 組織及び機構は、どのように取り扱えばよいのですか？

Ans.

組織及び機構は、次のように取り扱うこととなります。

#### 新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織・機構も消滅することになります。

合併市町村の組織・機構は、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。

#### 編入合併の場合

編入される市町村の組織・機構は消滅し、編入する市町村がその事務を引き継ぐこととなるため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要があります。

#### 【組織及び機構の設置根拠法令等】

組織及び機構	設置根拠法令等
議会の事務局等	地方自治法第138条 (事務局を置く場合は、条例が必要)
市町村長の事務部局	地方自治法第158条第7項に基づく条例
出納員等	地方自治法第171条第1項
選挙管理委員会の書記等	地方自治法第191条第1項
監査委員の事務局等	地方自治法第200条に基づく条例 (事務局を置く場合は、条例が必要)
人事委員会又は公平委員会の事務局等	地方公務員法第12条
教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条及びこれに基づく規則

Q.4-11 支所又は出張所の位置、名称及び所管区域は、どのように定めるのですか？

Ans.

市町村が支所又は出張所を設ける場合には、条例でその位置、名称及び所管区域を定めなければなりません(地方自治法第155条第2項)。合併関係市町村間であらかじめ協議し、所要の手続を進める必要があります。

一般的には、消滅する合併関係市町村の庁舎を合併市町村の支所又は出張所とする例が多いようですが、その位置や所管区域を決定する場合においても、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情や他の官公署との関係等について考慮する必要があります(地方自治法第155条第3項において準用する同法第4条第2項)。

【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備する。

- (1) 当面3町の役場庁舎は分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- (2) 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。
- (3) 事務機構及び組織は、現効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。
- (4) 附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみにな置かれているものについては実情を考慮し整備する。
- (5) 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。

【大船渡市・三陸町合併協定書から抜粋】

(1) 組織機構の取扱い

現三陸町役場を支所とする。支所の所掌事務は、住民サービスの低下をきたさないように配慮する。

綾里地域振興出張所及び吉浜地域振興出張所は、現状を維持する。

(2) 各種委員の取扱い

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。

委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

## Q.4-12 一部事務組合等の取扱いはどうなるのですか？

Ans.

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。

## 【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

- (1) 引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新市において東かがわ市土地開発公社として存続するものとする。
- (2) 大内町振興整備株式会社については、出資金は新市に引き継ぎ、管理、運営は現行のとおりとする。
- (3) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。
- (4) 香川県消防補償等組合、香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (5) 香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (6) 白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の日の前日までに解散する。
- (7) 大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (8) 財団法人サンビレッジしろとりについては、出捐金を新市に引き継ぎ、管理、運営は現行のとおりとする。

## Check

一部事務組合等の取扱い及び改正合併特例法案における組合等の特例制度については、総務省「合併協議会の運営の手引」145～152（141～147）ページを参照してください。

**Q.4-13 使用料・手数料の取扱いはどうなるのですか？**

Ans.

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。

なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

**【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】**

- (1) 窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。
- (2) 各施設の冷暖房使用料については、大会議室（ホール）1時間500円、その他1時間200円とする。
- (3) 学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。
- (4) 住宅使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- (5) 幼稚園の入園料については、合併時に廃止する。
- (6) 幼稚園の授業料については、合併時に白鳥町、大内町の例により統一する。
- (7) 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。
- (8) その他の公共施設の使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

**【具志川村・仲里村合併協定書から抜粋】**

- 1 使用料については、当分の間現行のとおりとする。  
なお、2村で同一又は類似している施設の使用料については、統一するよう努めるものとする。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担の公平性の原則」により、統一するよう努めるものとする。

Q.4-14 合併後、社会福祉協議会、商工会議所、商工会のよ  
うな公共的団体はどうなるのですか？

Ans.

合併市町村の区域に、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。

合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整理を図るように努めなければならない」と努力義務が定められています。

ここでの「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。同条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。

公共的団体等のうち、市町村社会福祉協議会は、地域住民が主体となり地域社会における社会福祉の問題を解決して、その改善向上を図るため、関係者の参加を得て、組織活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織ですが、社会福祉法第107条において「1又は2以上の市町村に置く」ことになっているため、合併に伴い、必ず統合する必要があります。

商工会議所の地区は、原則として市の区域ですが、商工会議所法第8条の2において、市町村の廃置分合に伴う地区の特例があり、商工会議所の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするために定款変更や解散するまでの間は、従前の区域とするものとされています。しかし、合併市町村の一体的な発展を図るために、できるだけ統合に向けて取り組むことが求められます。

商工会の地区は、原則として1つの町村の区域ですが、商工会法第8条において、商工会議所法と同じく市町村の配置分合に伴う地区の特例があります。しかし、商工会議所と同様の努力が求められます。

Check

公共的団体等の取扱いについては、総務省ホームページも合わせて参照してください。

「公共的団体」 行政事例 昭和24年1月13日及び昭和34年12月16日

## Q.4-15 補助金、交付金等の取扱いはどうなるのですか？

Ans.

市町村は、公益上必要がある場合、各種団体に対し補助金等を交付することにより財政的支援を行うことができますが、合併に当たっては、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに合併市町村の財政状況等に配慮しながら、その再検討を行い、合併市町村にとっての公益上の必要性を明確にした上で、そのあり方を検討しておかなければなりません。合併協議会の場で、個々具体の補助金等について検討していくことは困難であるとしても、その一般的な取扱いの方針については確認しておくべきでしょう。

一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考慮して調整するといったことが考えられます。

## 【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

## 【大船渡市・三陸町合併協定書から抜粋】

両市町の補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、合併後において検討するものとする。

- (1) 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

Q.4-16 行政連絡機構の取扱いはどうなるのですか？

Ans.

市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。

合併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないように十分な調整を図ります。

【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

- (1) 相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- (2) 広報誌については、毎月発行とする。
- (3) その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

【大船渡市・三陸町合併協定書から抜粋】

三陸町の行政区の名称及び区域は、現行のとおりとし、大船渡市の地区として引き継ぐものとする。

行政連絡員、補助員及び使送者の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとし、早期に見直しを図る。

【具志川村・仲里村合併協定書から抜粋】

区長会の取扱い

2村の区長会を統一して新町の区長会とし、委託事務の内容及び事務委託料については合併時に統一するよう調整するものとする。

Q.4-17 町名や字名の取扱いはどうなるのですか？

Ans.

市町村の区域内の町（字）の区域の設定若しくは廃止又は町（字）の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要です（地方自治法第260条第1項）。

合併の際にこれを行おうとする場合は、あらかじめ協議しておき、合併市町村長又は職務執行者が合併市町村の議会の議決を経て知事に届け出なければなりません。

なお、町又は字の名称については、合併市町村内において重複がないように配慮する必要があります。

【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】

町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。

【大船渡市・三陸町合併協定書から抜粋】

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。

字は、現行のとおりとする。

【具志川村・仲里村合併協定書から抜粋】

字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみこんだ住民にとって大変愛着のあるものであることから、合併時点での字の統廃合は行わないものとする。

合併後の将来において、字の統廃合の必要性が生じた時に地域住民の意思を十分に重しながら検討するものとする。

## Q.4-18 国民健康保険の取扱いはどうなるのですか？

Ans.

市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料率が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにします。

なお、国民健康保険税の制度を採用している場合は、法第10条の規定による不均一課税をとることができ、保険料制度の場合にも、同様の措置をとることが可能です。

## 【参考 厚生省国民健康保険課監修「国民健康保険質疑応答集」】

Q 私のS町は、今年4月に隣接しているM市と合併することに決まりました。ところが当町は、現在国民健康保険税制度を採用しているのに対して、M市は保険料制度を採用しており、また税料率も相当差があります。

合併後は保険料制度を採用する予定ですが、市町村合併特例法第7条で認めている地方税の不均一課税の規定を保険料においても適用することができるのでしょうか。

A 合併を円滑にするため、市町村合併特例法が制定されているが、同法第7条（改正後の合併特例法第10条）では、もし均一の課税をするとすれば、合併を著しく阻害すると認められるような特殊事情がある等、真に止むを得ない場合は、極めて例外的な措置として、合併後3年に限り、地方税の不均一課税を認めている。当然地方税の一種である国民健康保険税にも適用になるが、保険料については明文の規定はない。

しかし保険料の場合も国民健康保険税と同様な理由が成立する可能性もあり、保険料についても不均一賦課が考えられる。

## Check

地方税の特例（不均一課税）については、Q.6-5を参照してください。

また、総務省「合併協議会の運営の手引」139～141（135～137）ページも合わせて参照してください。

Q.4-19 その他の合併協定項目には、どのようなものが考えられますか？

Ans.

Q.4-2～Q.4-18 に述べたほかにも、保健衛生、福祉、教育・文化、産業振興、電算システム事業の取扱い、通学区域の取扱いなど、行政のあらゆる分野における事務事業の取扱いについて、合併市町村の間での調整が必要となります。

これらは住民生活に大きな影響を及ぼすものですから、その取扱いについては、急激な変化を与えることのないように十分に留意するとともに、できるだけ早く合併市町村の一体性を確保していくことができるように必要な調整を行っていかねばなりません。

なお、事務事業の擦り合わせの数は数百にも、数千にもなるといわれており、合併関係市町村の職員全員で取り組む必要があります。

その際の協議原則として、総務省「合併協議会の運営の手引」(事務編 第5編 130(126)ページ)では、

- 一体性の確保
- 住民福祉向上
- 負担公平
- 健全な財政運営
- 行政改革推進
- 適正規模準拠

を挙げています。

#### 各種福祉制度の取扱い

合併関係市町村の間で、各種福祉制度について異なっている点があるときには、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないように調整を行います。

## 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱いを協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要があります。

---

## 清掃事業の取扱い

ごみやし尿の処理について、合併関係市町村の間で制度が異なっている場合には、その調整が必要になります。

---

## 消防団の取扱い

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行います。

---

## 上・下水道の取扱い

上・下水道事業は、地方公営企業又は準地方公営企業として、独立採算性を原則として運営されており、その事業規模、運営制度、給水条件、使用料金などが異なっている場合には、その調整が必要になります。( Q.5-5 を参照 )

### Check

合併協定項目の協議については、総務省「合併協議会の運営の手引」130～165(126～160)ページ、行政制度等の調整方針については、同書添付資料を参照してください。

**Q.4-20 市町村建設計画について教えてください。**

Ans.

新市町村の建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、市町村建設計画を前提として、様々な財政措置が講じられることとなっています。

過去の事例を見ると、市町村建設計画などにより住民に対する説明会が開催され、合併に関する議論が深められています。

#### 1 市町村建設計画の内容（法第5条関係）

市町村建設計画の具体的な内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法には、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

##### （1）合併市町村の建設の基本方針（法第5条第1項第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等について、編入合併の場合には、編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付け等について定めます。

##### （2）合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 （法第5条第1項第2号）

合併市町村の建設方針を実現するための事業について大綱を定めるものであり、平成7年の合併特例法の改正により、合併市町村が実施する事業のみならず、合併市町村を包括する都道府県（関係都道府県）が実施する事業についても市町村建設計画の中に定められることとされ、関係都道府県が実施する事業の位置付けが明確にされました。

合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立てに要する経費については財政措置が講じられることから、市町村建設計画の中では、合併市町村の建設の根幹となる個々の事業について明確にしておくことが必要となります。

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項(法第5条第1項第3号)

支所、出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。公共施設は特に住民生活と関わりが深いものですから、統合整備による住民生活への影響にも十分配慮するとともに地域の特性や地域間のバランス、あるいは合併市町村の財政事情等も配慮した上で、検討することが求められます。

(4) 合併市町村の財政計画(法第5条第1項第4号)

合併後おおむね5～10年程度の期間について定めます。財政計画を作成するに当たっては、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように注意しなければなりません。

2 市町村建設計画の対象事業

市町村建設計画に基づいて行う事業には、地方債(合併特例債)を活用することができます(法第11条の2)。この起債は、合併後10か年度、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充てられるもので、充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置することとされています。

また、過疎地域市町村を含む市町村の合併があった場合には、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併市町村が過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の要件及び施行規則に定める要件に該当しない場合でも、当該市町村の区域のうち旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎地域自立促進特別措置法が適用されます。

したがって、合併特例債と合わせて過疎債を活用することにより、合併市町村内のそれぞれの地域の特性に応じたまちづくりを行うことが考えられます。

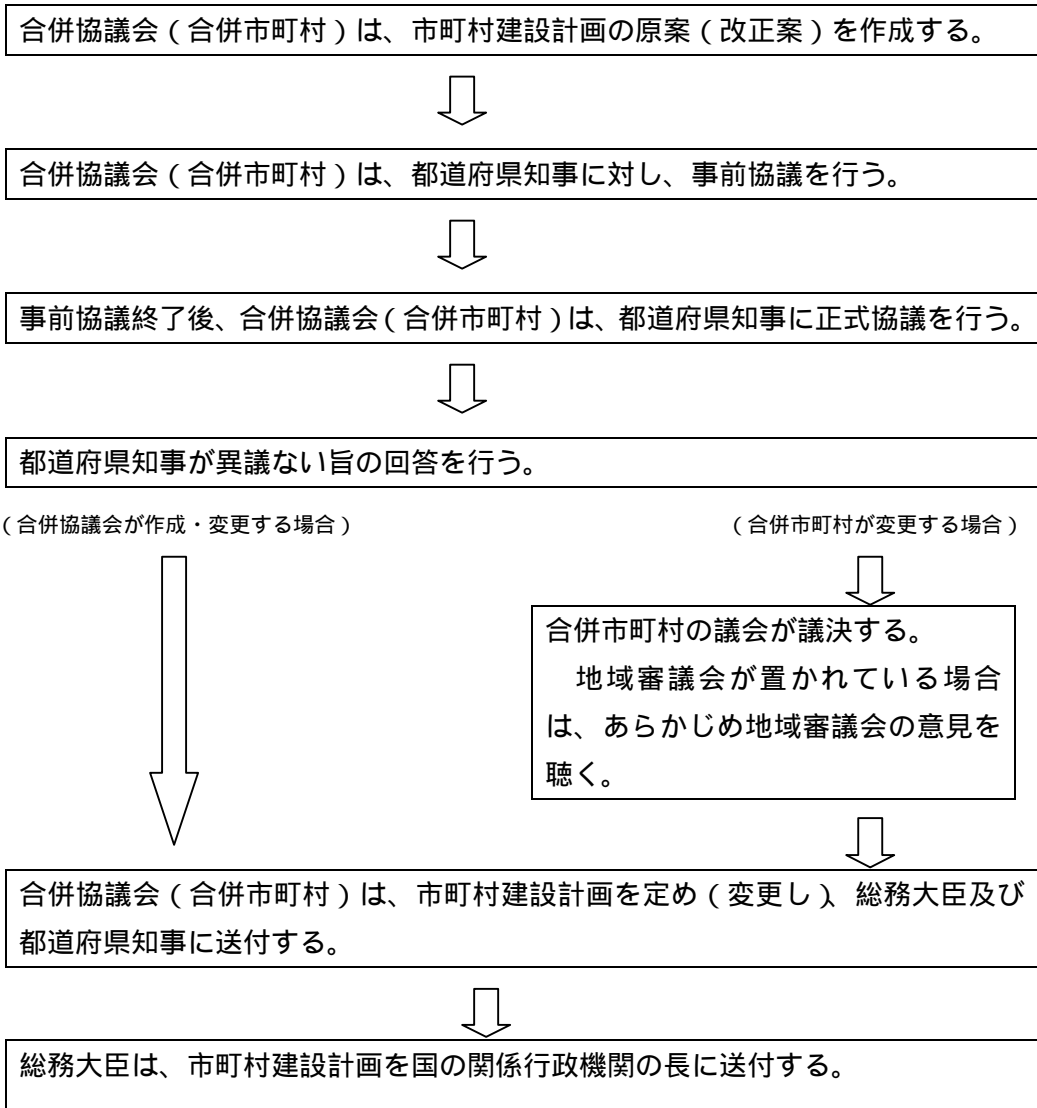
Check

市町村建設計画のポイントについては、総務省「合併協議会の運営の手引」54～56(41～44)ページを参照してください。

Q.4-21 市町村建設計画の作成・変更手続について教えてください。

Ans.

市町村建設計画の作成・変更手続は、合併特例法第5条第3項～第9項で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、変更は、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が行うこととされています。（総務省「合併協議会の運営の手引」113～129（105～125）ページを参照）  
手続の概要は、次のとおりです。



Q.5-1 合併前後に必要な事務はどのようなものですか？

Ans.

市町村合併に伴って、市町村の法人格の消滅や発生が起こるため、合併期日の前後には、さまざまな事務が発生します。

編入合併の場合は、編入する側の市町村の法人格が残りますので、編入される市町村との調整のための条例・規則等の整備や、編入される市町村の職員の身分に関する手続等の事務で済みますが、新設合併の場合は、数多くの事務が必要となります。

1 合併前に必要な事務

(1) 合併関係市町村の議会の議決が必要となるものは、おおむね次のとおりです。

時 期	事 項
廃置分合の申請まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域審議会の設置（法第5条の4第3項）</li> <li>・ 議会の議員の定数に関する特例（法第6条第8項）</li> <li>・ 議会の議員の在任に関する特例（法第7条第4項）</li> <li>・ 農業委員会の委員の任期等に関する特例（法第8条第4項）</li> <li>・ 財産処分（地方自治法第7条第4項、第5項）</li> <li>・ 廃置分合（地方自治法第7条第1項、第5項）</li> <li>・ 市制施行（編入合併の場合に限られる。地方自治法第8条第3項）</li> </ul> <p>廃置分合の議決時に議決されるのが通例です。</p>
合併日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部事務組合の脱退又は解散（地方自治法第286条、第290条）</li> <li>・ 土地開発公社の定款変更（残余財産）、解散（公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項、第22条）、土地開発公社への債務保証（地方自治法第96条第1項第2号、第214条、第215条第4号）</li> </ul>

(2) 合併関係市町村の間で協議書として定めるものは、おおむね次のとおりです。

時 期	事 項
廃置分合の申請まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域審議会の設置に関する協議書</li> <li>・ 議会の議員の定数に関する特例に関する協議書</li> <li>・ 議会の議員の在任に関する特例に関する協議書</li> <li>・ 農業委員会の委員の任期等に関する特例に関する協議書</li> <li>・ 財産処分に関する協議書</li> </ul> <p>廃置分合の議決直後に作成されるのが通例です。</p>

(3) 合併関係市町村の長の間で協議書として定めるものは、おおむね次のとおりです。

時 期	事 項
合併日まで	・ 合併関係市町村長の職務執行者に関する協議書

(4) 合併関係市町村長が都道府県知事に対して行う申請・協議は、次のとおりです。

時 期	事 項
廃置分合の申請まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村建設計画の協議</li> <li>・ 市制施行の内協議</li> </ul> <p style="text-align: center;">合併協定書の締結までにされるのが通例です。</p>
合併日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃置分合の申請</li> <li>・ 市制施行の正式協議</li> </ul>

## 2 合併直後の事務

(1) 合併に伴い、議会の議決が必要となる事項及び制定しなければならない条例は、おおむね次のとおりです。

議 決 事 項
・ 予算（骨格予算又は年間予算）の調製
・ 町又は字の区域の名称変更
・ 一部事務組合への加入
・ 土地開発公社の定款変更（名称変更）

分 野	条 例
総 規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所又は町村役場の位置を定める条例（支所、出張所等）( Q.4-5 を参照 )</li> <li>・ 休日を定める条例</li> <li>・ 公告式条例</li> </ul>
議会・選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議員の定数条例（平成 15 年 1 月 1 日以降の合併の場合）</li> <li>・ 議会の定例会の回数を定める条例</li> <li>・ 議会議員及び長の選挙運動の公費負担に関する条例</li> <li>・ 議会議員及び長の選挙ポスター等に関する条例</li> <li>・ 議会事務局設置条例</li> </ul>
職制・処務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部課等設置条例</li> <li>・ 情報公開条例</li> <li>・ 特別職報酬等審議会条例などの付属機関設置条例</li> <li>・ 印鑑条例</li> </ul>

人 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員定数条例</li> <li>・ 分限、懲戒に関する条例</li> <li>・ 定年に関する条例</li> <li>・ 服務の宣誓に関する条例</li> <li>・ 職務専念義務の特例に関する条例</li> <li>・ 勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・ 職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・ 職員団体登録条例</li> <li>・ 職員団体のための職員の行為の制限に関する条例</li> </ul>
給 与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例</li> <li>・ 議員の報酬及び費用弁償等に関する条例</li> <li>・ 特別職の常勤職員の給与等に関する条例</li> <li>・ 教育委員会教育長の給与等に関する条例</li> <li>・ 職員の給与等に関する条例</li> <li>・ 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・ 職員の旅費に関する条例</li> <li>・ 職員の特殊勤務手当に関する条例</li> </ul>
財 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政事情の作成及び公表に関する条例</li> <li>・ 特別会計設置条例</li> <li>・ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</li> <li>・ 財産の交換、譲与及び無償貸付に関する条例</li> <li>・ 基金条例</li> <li>・ 市町村税条例</li> <li>・ 固定資産評価審査委員会条例</li> <li>・ 特別土地保有税審議会条例</li> <li>・ 各種手数料及び使用料条例</li> <li>・ 負担金条例</li> </ul>
民 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉事務所設置条例</li> <li>・ 社会福祉関係条例（遺児年金、災害弔慰金、社会福祉法人助成など）</li> <li>・ 保育所設置条例</li> <li>・ 住宅管理条例</li> <li>・ 保健衛生関係条例（保健センター、廃棄物、浄化槽など）</li> <li>・ 水道事業に関する条例（設置、給水など）</li> <li>・ 国民健康保険関係条例</li> <li>・ 介護保険条例</li> </ul>
産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工関係条例（資金貸付、工場等立地促進など）</li> <li>・ 農林水産関係条例（農業委員会、農業施設、土地改良など）</li> </ul>

建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築関係条例、都市公園条例、土地区画整理条例</li> <li>・ 下水道条例</li> <li>・ 道路占用料条例</li> <li>・ 港湾条例、漁港条例</li> </ul>
消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団条例</li> <li>・ 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</li> <li>・ 防災会議条例、災害対策本部条例、水防協議会条例</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校設置条例</li> <li>・ 給食センター設置等に関する条例</li> <li>・ 市町村立幼稚園保育料等徴収条例</li> <li>・ 社会教育委員設置条例</li> <li>・ 公民館・図書館・文化センター等公の施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>・ 文化財保護に関する条例</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産区に関する条例</li> <li>・ 合併市町村長の職務執行者の給与及び旅費条例</li> </ul>

議決事項や条例制定は、合併後、速やかに議会を招集して議決を得るのが原則ですが、合併関係市町村長の職務執行者は、地方自治法施行令第2条の規定により、暫定予算を調製して執行することもできますし、同令第3条の規定により、従前の地域に施行されていた条例を引き続き施行させることもできます。

ただし、例えば、町又は字の区域の名称変更は、合併市町村の議会が議決して都道府県知事の告示によって合併日に施行させる必要があるため、合併市町村長の職務執行者が専決処分をせざるを得ません。このように、事務処理に不都合がないよう、合併市町村長の職務執行者が、合併市町村の発足日に専決処分を行うことも必要です。

専決処分の範囲は、議員の定数特例や在任特例の使用の状況、合併協議会での協議の状況、各議会での了解、合併日から施行させる必要性など、それぞれの地域の実情によって異なりますので、合併施行日にどの条例などを暫定適用するのか、また、どの条例などを新たに制定するのか、あらかじめ協議しておく必要があります。

(2) 合併日において合併市町村長の職務執行者が行う人事案件は、おおむね次のとおりです。

( Q.5-3 を参照 )

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入役職務代理者の選任、教育委員会委員の臨時の選任</li> <li>・ 農業委員会のうち選任による委員の選任</li> <li>・ 固定資産評価審査委員会委員の(臨時の)選任</li> <li>・ 一般職員の任命辞令</li> </ul>
---

(3) 合併日において合併市町村長の職務執行者が行う都道府県知事に対する申請・届出は、おおむね次のとおりです。

- ・ 町又は字の区域の名称変更の届出
- ・ 一部事務組合の規約変更、構成市町村数増減の許可申請
- ・ 土地開発公社の定款変更（名称変更）の許可申請

#### Check

条例制定の選定理由等については、Q.5-2を参照してください。また、廃置分合についての議案の例は、総務省「合併協議会の運営の手引」200～203（197～199）ページを参照してください。

Q.5-2 合併当日から必要な条例、規則等は、どのようにして  
制定、施行するのですか？

Ans.

新設合併の場合は、合併関係市町村の条例、規則等は、すべて効力を失うことになります。

このため、合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域に引き続き施行することができるほか、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者が専決処分によって条例を制定するなどして、合併市町村の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要があります。

暫定施行するべきもの、専決処分するべきものの区分については、西東京市の例を参照してください。

なお、暫定施行する場合の適用例としては、次の3つが考えられますので、注意してください。

A市とB町が合併してC市を設置する場合の適用例

- 1 旧A市の条例等をC市全域に適用
- 2 旧B町の条例等をC市全域に適用
- 3 旧A市及び旧B町の条例等をそれぞれ旧A市及び旧B町の区域に適用

【西東京市における事例】

西東京市では、公布する予定の各例規の性質を考慮し、新市の実態に合わせて検討した結果、新市設置当日に市長職務執行者により専決処分された条例が142件、職権により制定された規則が146件、訓令が43件となりました。また、例規44件について暫定施行したほか、新しく起案された要綱等についても市長職務執行者による決裁が行われました。

< 合併初日に制定された条例、規則 >

例 規 区 分	条 例	規則・訓令・告示等		
		市長部局	教育委員会	選挙管理委員会
専決処分その他の制定施行	142件	183件	59件	8件
暫定施行	23件	21件		
合 計	436件			

### 専決処分したもの

西東京市では、次の理由による分類に基づいて専決処分として制定する条例を選定しています。

法律の規定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政施行上空白期間の許されないもの  
新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件（給与、勤務時間等）に関するもの  
市民の権利・利益を保護し、又は権利を制限し若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの  
公の施設等の設置・管理に関するもの  
両市が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの  
合併協議会において協議済みのもの

### 暫定施行したもの

統合が困難なため合併初日から市の全域に渡って実施することができない事務事業について、暫定施行の方法により旧市の条例、規則等を新市のそれとして引き続き施行させました。  
暫定施行によるべき条例、規則等は、次の理由による分類に基づいて選定されました。

条例名は類似しているが、両市の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの  
いずれか一方の市のみの条例であり、新市において全市域に適用させるのかの政策的判断を要するもの  
新たに適用されるものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの

### 失効させたもの（合併後に逐次制定し、施行させるもの）

新市設置日当日に施行させない例規については、合併の前日をもって失効するので、新市例規として必要なものについては、合併後に逐次制定することになります。西東京市では、この区分に該当する例規を次の理由による分類に基づいて選定しました。

合併後に新市長の政策判断等を要するため、原則どおり失効させ、必要に応じて合併後逐次制定することとしたもの  
「政治倫理の確立のための西東京市長の資産等の公開に関する条例」  
「西東京市財政状況の作成及び公表に関する条例」  
議会内部組織に関する事項であるため、議員にのみ提出権があるとされる条例・規則  
< 合併後に制定された議会内部組織に関する条例及び議会規則 >

「西東京市議会事務局設置条例」・「西東京市議会会議規則」外

行政委員会等の規則・規程

< 行政委員会の規則その他の規程に関する整備状況 >

ア 逐次制定したもの

- ・ 監査委員の規程 「西東京市監査委員事務執行規程」外
- ・ 農業委員会の規則・規程 「西東京市農業委員会総会会議規則」外

イ 合併日に委員会を開催し即日制定・施行させたもの

- ・ 教育委員会規則・規程 「西東京市教育委員会会議規則」外
- ・ 選挙管理委員会の規程 「西東京市選挙管理委員会事務局規程」外
- ・ 固定資産評価審査委員会の規程 「西東京市固定資産評価審査委員会規程」外

ウ 公平委員会の規則・規程

「西東京市、柳泉組合及び多摩六都科学館組合公平委員会会議規則」外

審議会等の設置に係る事項

ア 逐次策定した審議会等

「西東京市総合計画策定審議会条例」外

イ 専決処分により即時制定・施行したもの

専決処分により条例をもって設置する審議会等は、次の理由による分類に基づいて選定しました。

法令で設置が義務付けられている審議会等

「西東京市国民健康保険条例」外

市民の権利・利益を保護するため、一日の空白期間も許されない審議会等

「西東京市予防接種健康被害調査委員会条例」

行政事務の執行に関する条例の中に、設置に関する規定が置かれている審議会等

「西東京市情報公開条例」外

公の施設の設置条例の中に設置に関する規定が置かれている審議会等

「西東京市公民館設置及び管理等に関する条例」外

#### Check

条例等の取扱いについては、Q.5-1 を参照してください。また、総務省「合併協議会の運営の手引」142(138)ページも合わせて参照してください。

Q.5-3 合併前後に必要な事務を行う際の留意事項について教えてください。

Ans.

1 合併市町村の長及び長の職務執行者の選任について（地方自治法施行令第1条の2）

新設合併の場合は、すべての合併関係市町村の法人格が消滅するため、合併関係市町村の長は、合併の日の前日に失職することになります。このため、合併市町村の新しい長が選挙されるまでの間（合併の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項））、合併市町村の長の職務執行者が職務を執行します。

合併市町村の長の職務執行者の選任は、合併関係市町村の長が、合併の期日までに協議して定めることとなっており、その際には協議書を作成しておくことが適当です。

また、合併市町村の長の職務執行者が、新市（町村）の長の選挙又は議会の議員の選挙に立候補するときは、その職を退くこととなります。この場合は、地方自治法第152条による長の職務代理者又は同法第252条の17の8による長の臨時代理者を置くこととなると解釈されています。

2 暫定予算（地方自治法施行令第2条）

新設合併の場合、合併市町村の発足の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間は、合併市町村の長の職務執行者は、必要な収支について暫定予算を調製し、これを執行することになります。

この暫定予算は、議会の議決を経ないで合併市町村の長の職務執行者限りで調製され執行される点が、通常の暫定予算と異なりますが、その性質は同じであると解釈されています。

また、暫定予算に計上できる費用は、次のような経費に限定されています。

長及び議員の選挙費

長及び議員が就任するまでの新市町村の義務的経費（人件費、事務費、扶助費、公債費）

既に契約が成立している経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの

最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費

（注：政策面に属する事業費等は計上すべきでないと考えられています。）

### 3 条例及び規則の取扱い（地方自治法施行令第3条）

詳細は、Q.5-2を参照してください。

### 4 長以外の執行機関（行政委員会等の委員）の選任

新設合併の場合は、行政委員会等の委員もすべて失職しますが、そのうち、次の委員については、合併市町村の長の就任を待たず合併時に特別選任手続を要すると定められています。

また、農業委員会の委員については、編入合併の場合も、特別選任手続を要するケースがあります。

- (1) 教育委員会の最初の委員
- (2) 議会において選出されるまでの間の選挙管理委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価審査委員会の委員

なお、以上の委員以外の、人事委員会（公平委員会）の委員及び監査委員については、特別選任の手続はなく、合併市町村の長の就任を待って選任することが適当です。

#### (1) 教育委員会の最初の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条）

合併市町村の長の職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者の中から、臨時に選任するものとされています。

この場合、選任の対象となる者の数が、教育委員会の委員の定数を満たさないときは、その不足する数の委員は、合併市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任します。

臨時に選任された委員の任期は、合併市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとされています。

#### (2) 議会において選出されるまでの間の選挙管理委員（地方自治法施行令第4条第1項）

合併市町村の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、合併関係市町村の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもって充てるとされています。

この場合、選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者が定数に満たないとき、あるいは選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者がいないときは、不足する数の委員は、選挙管理委員の補充員であった者の中から合併市町村の長の職務代理者が選任します。

(3) 農業委員会の委員

農業委員会の委員については、農業委員会等に関する法律第34条で特例措置が定められています。

また、合併特例法第8条には、農業委員会等に関する法律第34条の特例を適用しない場合の、選挙による委員の任期等についての特例が設けられていますが、この特例を適用する場合、選任による委員については特例が設けられていないので、合併市町村の長の職務代理者は、合併後速やかに農業委員会等に関する法律第12条の規定により選任しなければなりません。

( Q.6-4 を参照 )

(4) 固定資産評価審査委員会の委員 (地方税法第423条第8項、第9項)

合併市町村の長が選挙されるまでの間は、合併市町村の長の職務執行者は、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもち、合併市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができます。

また、合併市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、合併市町村の長は、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもち、合併市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができます。

---

## 5 補助機関の設置

新設合併の場合、合併関係市町村の助役、収入役及び職員は、その身分を失います。また、編入合併の場合も、編入される市町村の助役、収入役及び職員は、身分を失います。

ただし、職員については、合併特例法第9条にその場合の措置が規定されています。

(1) 助役

新設合併の場合は助役不在となりますが、合併市町村の長の職務執行者には選任の権限はありませんので、合併市町村の長が選挙された後、合併市町村の長が議会の同意を得て助役を選任することになります。

(2) 収入役

新設合併の場合、収入役も不在となりますが、助役の場合と異なり、収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することとされている(地方自治法第170条第3項~第6項)ので、合併市町村の長の職務執行者が収入役の職務代理者を選任する必要があります。

(3) 一般の職員

新設合併と編入合併のどちらのケースでも、合併市町村の長又はその職務執行者から、身分を失うことになる職員に任命辞令を交付することにより、新市町村の職員として身分を継続させます。

なお、具体的な身分の取扱いに関する先進地の事例については、総務省「合併協議会の運営の手引」69（56）ページを参照してください。

---

## 6 行政機関の設置

新設合併の場合、合併市町村の長の職務執行者は、条例を専決処分で定めたり、規則を制定したりして、支所、出張所及びその他の行政機関の設置を行う必要があります。

編入合併の場合も、編入される市町村の役場を支所とする場合などは、条例、規則等の整備が必要となります。（ Q.4-5 を参照 ）

---

## 7 事務の引継ぎ（地方自治法施行令第130条）

市町村の合併があった場合は、消滅した合併関係市町村の長、助役又は収入役であった者は、その担任する事務を、それぞれ合併市町村の長、助役又は収入役に引き継がなければなりません。

新設合併の場合は、合併関係市町村の長から合併市町村の長の職務執行者へ、合併関係市町村の収入役から合併市町村の収入役職務代理者へ引き継ぐこととなります。

また、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員も、それぞれに事務の引継ぎを行う必要があります。

---

## 8 事務の承継、収支の打ち切り（地方自治法施行令第5条）

市町村の合併が行われた場合には、その地域が新たに属することになった合併市町村が、その事務を承継します。

市町村の合併により消滅した合併関係市町村の収支は、消滅した日をもってこれを打ち切り、合併関係市町村の長であった者が決算を行います。

その決算は、合併市町村の長が、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければなりません。さらに、その認定に関する議会の議決とともに、知事に報告し、その要領を住民に公表しなければなりません。（ Q.5-13 を参照 ）

Q.5-4 市町村議会議員の定数特例や在任特例を適用する場合、どのような手続が必要なのですか？

また、合併後に決定した内容を変更できますか？

Ans.

---

合併協議会において、定数特例制度、在任特例制度を適用するか否か、適用するとすれば、いずれの制度を適用するかについて協議調整を行います。

この協議が整った後、合併の議決を得る議会又はその後の合併前日までの間の議会に議員の特例に関する議案を提出し、合併関係市町村の議会の議決を経ることが必要です。

この議決の後、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。(法第6条第8項)

また、市町村議会の議員の特例の適用については、合併期日前に、合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議会の議決を経て決定されることとなっており、合併後に変更することはできないとされています。

## Q.5-5 合併関係市町村間で水道料金にかなりの格差がある場合、どのような調整が必要ですか？

Ans.

地方自治法第10条第2項では、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」とされており、合併に当たっては、同項の趣旨に沿って合併関係市町村の各種行政サービスや使用料などを合併協議会で調整することとなります。これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、急激な変化を生じさせることのないよう十分に留意しながら、他の使用料金とのバランスや合併後の健全経営の観点から総合的に調整する必要があります。

合併時に一番安い合併関係市町村の水道料金に合わせることはできればよいのですが、水道料金は独立採算制であり、合併後も健全な運営を維持するためには、最低料金に合わせることはできない場合もあります。また、水道料金の格差が大きいときは、中間の水道料金とすることも困難な場合があります。

基本的には合併後の住民間の一体性を早く促す観点から、場合によっては各種料金との調整を加味しながら、合併時からの水道料金の統一を図ることが適当と考えられます。

しかし、その調整がとれないほどの事情があれば、急激な変化を防ぐため、水道料金を数年間は旧市町村ごとにそのまま維持し、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの方法も考えられます。

市町村の合併に伴う事例としては、次のような例がありますので、参考にしてください。

### (1) ひたちなか市（茨城県）

合併関係市町村名：勝田市、那珂湊市

合併年月日：平成6年11月1日（新設）

経緯等：水源が異なることからすぐに調整できず、4年間、水道料金を一本化しなかったが、4年後には統一料金にした。

### (2) 鹿嶋市（茨城県）

合併関係市町村名：鹿嶋町、大野村

合併年月日：平成7年9月1日（編入）

経緯等：上水道と簡易水道の方式が異なることから、全域簡易水道の旧大野村は、別料金の形をとって現在に至っている。

Q.5-6 合併した場合、合併関係市町村が出資している公益法人や第3セクターはどうなるのですか？

Ans.

公益法人は、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、市町村が出資し商法の規定に基づき設立された株式会社等の経営形態をとる法人のことを、通常「第3セクター」と呼んでいます。

市町村がこれら団体の資本金、基本金の2分の1以上を出資している場合には、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の維持管理を委託することができたり、資本金、基本金の4分の1以上を出資している場合には、地方自治法第199条第7項で監査委員の監査の対象団体になるなど、地方自治法上、出資団体に関する規定が数箇所あります。

合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社などの第3セクターに出資している場合には、その出資者又は株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要があります。また、役員については、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続が必要になる場合が多いと思われます。市町村合併は、合併関係市町村が出資している第3セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図るうえで必要があると判断される場合には、第3セクターの統廃合を検討することも必要です。

Q.5-7 合併に伴って、土地開発公社をどのようにして統合するのですか？

Ans.

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第10条第1項において、「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。」と定められています。

市町村が土地開発公社を設立しようとする場合は、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません（公拡法第10条第2項）。また、土地開発公社が定款の変更（一部事項を除く。）をする場合（公拡法第14条第2項）や解散する場合（公拡法第22条第1項）は、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされており、解散した場合には残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています（公拡法第22条）。

なお、公拡法第23条において準用する民法第73条により、解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで、なお存続するものとみなされます。

現在、愛媛県下では35の土地開発公社が設立されていますが、市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公拡法に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処理等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

土地開発公社の統廃合については、公拡法に特別の規定がないため、解散の規定（公拡法第22条）等を用いて、手続を進めることになります。

【 事 例 】

A町とB町が合併し、新たにC市を設立することとなる場合で、A町にA町土地開発公社、B町にB町土地開発公社があるとき、二つの土地開発公社の統廃合について考えてみます。

土地開発公社の統廃合の方法としては、次の2つの方法が考えられます。

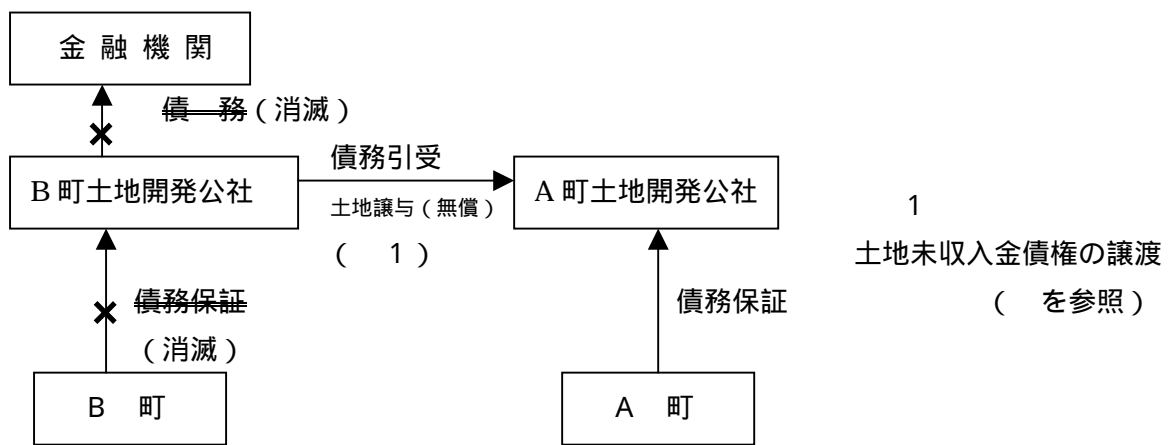
- 1 B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更によりC市土地開発公社にする。
- 2 A町土地開発公社とB町土地開発公社を解散して、新しくC市土地開発公社を設立する。

実務的には1の方法が簡便であると考えられ、先進地の事例でもある1の方法を具体的に検討してみます。

( ケース )

B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を、金融機関の同意を得て、存続するA町土地開発公社が引き受け、その際、B町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、債務を引き受けたA町土地開発公社に対して、A町がその相当分につき新たに債務負担行為で定めようとして債務保証をする。

同時に、B町土地開発公社は、B町土地開発公社が持つ土地を存続するA町土地開発公社に無償譲与する。

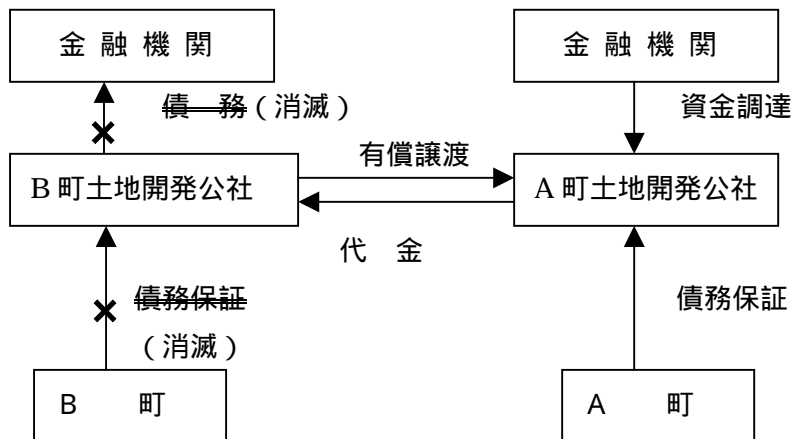


( ケース )

A町は、債務負担行為で定めようとして、存続するA町土地開発公社に対し債務保証(B町土地開発公社の保有する土地を購入すべき資金相当分)を行う。

債務保証を受けたA町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有する土地の購入資金を金融機関から調達し、B町土地開発公社の土地を有償取得する。

B町土地開発公社は、譲渡代金を持って金融機関へその借入金を弁済する。

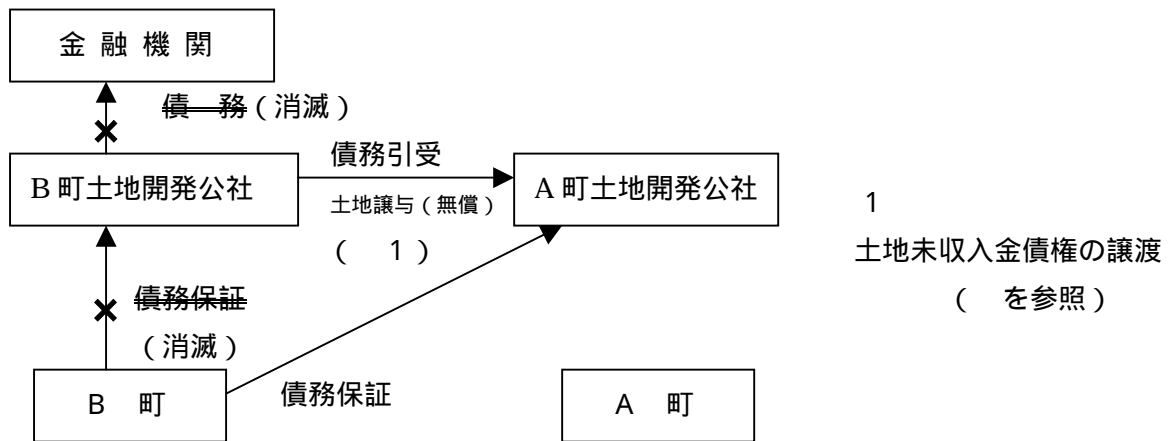


の手続を行う場合、本来、B町が行うべき債務保証を、合併までの一時的なものであっても別のA町が債務保証をすることに対して理解が得られにくいいため、上記の手法に代えて、次のような方法をとった事例があります。

（ケース）

B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を、金融機関の同意を得て、存続するA町土地開発公社が引受け、その際、B町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、B町が、債務を引き受けたA町土地開発公社に対して、その相当分につき新たに債務負担行為で定めようとして債務保証をする。

同時に、B町土地開発公社は、B町土地開発公社が持つ土地を存続するA町土地開発公社に無償譲与する。

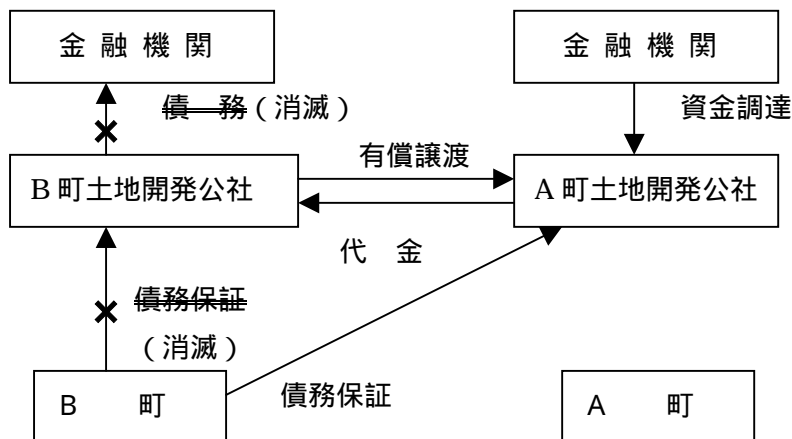


（ケース）

B町は、債務負担行為で定めようとして、存続するA町土地開発公社に対し債務保証（B町土地開発公社の保有する土地を購入すべき資金相当分）を行う。

債務保証を受けたA町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有する土地の購入資金を金融機関から調達し、B町土地開発公社の土地を有償取得する。

B町土地開発公社は、譲渡代金を持って金融機関へその借入金を弁済する。



、' のいずれの場合にも、A 町が新たに債務保証をした債務者の立場及び B 町が新たに債務保証をした債務者の立場は、合併後、当然、C 市に引継がれます。

及び' のケース の場合において、土地の無償譲与と同時に、B 町土地開発公社は、B 町土地開発公社が持っている B 町に対する土地未収入金債権を、存続する A 町土地開発公社に譲渡する。

B 町土地開発公社の解散に伴う残余財産の帰属先は、通常、定款で B 町になっているが、清算時終了時には B 町は合併によって消滅しているため、B 町土地開発公社は、A 町と B 町が合併する前に、速やかに定款変更をして、残余財産の帰属先を C 市にし、定款変更の施行日を合併日にする。B 町土地開発公社は、公拡法第 22 条第 1 項の規定に基づき、A 町と B 町が合併する前に解散の手続をし、解散日を合併日前日にする。

存続する A 町土地開発公社の設立団体は合併後 C 市となるため、合併後速やかに、C 市長の職務執行者は、公拡法第 14 条第 2 項の規定に基づき、A 町土地開発公社の名称変更、設立団体の名称変更などの定款変更を行い、A 町土地開発公社を C 市土地開発公社にする。

土地開発公社の解散に伴う清算の手続は、公拡法第 23 条で民法の法人の清算に関する規定が準用されており、これに従って清算しますが、清算が終了したときは市町村合併が終了しています。そこで、清算人は、合併後の市町村長に財務諸表等を添えて清算終了の届出を行います。さらに、普通地方公共団体が出資している法人に係る経営状況の議会への提出（地方自治法第 243 条の 3 第 2 項）は、事務を承継した合併後の市町村がその手続に当たるということとなります。

Q.5-8 合併により一部事務組合の構成団体が1つの市となった場合、  
消滅する一部事務組合の職員はどうなるのですか？

仮に組合立の病院の医師が、合併の前日に組合立病院の身分を  
失い、合併の日に市立病院の医師として任命された場合に退職  
手当を支払う必要があるのですか？

Ans.

合併することにより一部事務組合の構成団体が1つになる場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり一部事務組合は解散することとなりますので、一部事務組合の職員は、合併の前日に身分を失うこととなります。

そこで、合併協議会で一部事務組合と職員の取扱いを協議することとなります。共同処理事務を合併市町村の事務として続ける場合は、合併協議会で、一部事務組合立の病院を市町村立病院とし、一部事務組合の医師などの職員を合併市町村の職員として任命することを取り決めたうえで、市町村合併の議決を得る合併関係市町村の議会において合併日の前日に一部事務組合を解散させる旨の議決を経て、合併日に合併市町村長の職務執行者が任命の辞令書を交付することとなります。

このように、地方公共団体の職員が引き続いて他の地方公共団体の職員等となった場合の退職手当の取扱いについては、国が示している職員の退職手当に関する条例準則（以下「条例準則」という。）に、次のような規定が置かれています。

（勤続期間の計算）

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（中略）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。（以下略）

（職員以外の地方公務員等となった者の取扱）

第13条 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職

員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

したがって、例えば、A町が他の市町村と新設合併しB市になった場合であれば、A町職員は、合併と同時にその身分を失い、引き続きB市の職員に任命されるので、A町の条例に条例準則第13条の相当規定があり、B市の新条例に条例準則第7条の相当規定があれば、A町における職員の在職期間がB市における職員としての在職期間に通算され、A町職員としての身分を失うことに伴う退職手当は支給されません。

一方、A町の条例に条例準則第13条の相当規定がない、あるいはB市の条例に条例準則第7条の相当規定がない場合は、A町における職員の在職期間がB市における職員としての在職期間に通算されないため、A町職員としての身分を失うことに伴う退職手当が支給されることとなります。

一部事務組合の職員の場合も同様であり、合併前後の団体の退職手当に関する条例において、それぞれ在職期間の通算に関する規定が定められているかどうかによって、取扱いが決定されることとなります。

なお、愛媛県市町村職員退職手当組合に加入している団体については、同組合の退職手当条例が組合を組織する団体の職員に適用されますので、合併後の団体が引き続き組合に加入するのであれば、合併後も引き続き同条例が適用されることとなり、条例準則第7条及び第13条の相当規定に関係なく、退職手当は支給されません。

Q.5-9 合併前に契約を締結した工事で合併後も工事期間のあるものの請負契約は、契約をやり直すのですか？

Ans.

普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を継承することとされています。(地方自治法施行令第5条)

この「事務の継承」とは、財産以外の歳計現金、債権(租税債権を含む。)債務、証書公文書類のみならず、一切の行政処分を含むものと解されており、一般的には、他の法主体との間に既に何らかの法律関係が形成されるに至っているものは継承され则认为られています。

工事請負契約は、私法上の契約であり、これによって第三者との間に債権・債務の発生を目的とした対外的な法律関係が形成されているのですから、請負契約締結後の合併関係市町村の発注者としての地位は、合併後の市町村に継承され、契約をやり直す必要はありません。

予算については、地方公共団体の内部意思の決定にすぎず、予算が予算のままでとどまっている限り第三者との法律関係が生じていないので、合併関係市町村の消滅と同時にその効力を失います。地方自治法施行令第5条第2項でも、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもって打ち切るとなっております。予算は継承しないことを前提にしています。

例えば、年度途中でA町がB市に編入される場合、A町の予算に継続費が設定されていても、A町が請負契約を締結していなければ、合併後、B市において新たに予算措置を講じて、B市が請負契約を締結することになります。

また、A町とB町が新設合併をしてC市になる場合で、合併前にA町の予算で債務負担行為の議決を経てA町が複数年度にわたる請負契約を締結しており、工事期間中に合併したときは、この契約により既に対外的な法律関係が形成されているので、合併後、C市はこの契約をやり直す必要はありません。ただし、C市で、合併以降の年度において予算措置を行う必要があります。

Q.5-10 合併関係市町村に対する住民監査請求は、合併後、合併市町村に請求できますか？

Ans.

地方自治法施行令第5条の事務の継承とは、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）債務、証書公文書類のみならず、一切の行政処分を含むものと解されています。したがって、合併関係市町村の職員による違法不当な財務会計上の行為については、合併後、法定の期間内であれば合併市町村に住民監査請求ができるものとされています（昭和32年1月30日行政実例）。

また、合併市町村の監査委員の監査の結果、違法行為と認められた場合、合併市町村の長が是正することになります。

Check

住民監査請求

地方自治法第242条

Q.5-11 滞納している租税債権は、合併後、合併市町村に引き継がれるのですか？

Ans.

地方自治法施行令第5条の事務の継承とは、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）債務、証書公文書類のみならず、一切の行政処分を含むものと解されていますので、合併前の市町村が有する滞納状態の租税債権は、合併後、合併市町村に引き継がれます。

なお、地方税の課税権の継承については、地方税法第8条の2～第8条の5までに、市町村の廃置分合に係る課税権の継承などの定めがあります。

課税権の継承については、平成10年4月1日付自治府第51号自治事務次官通知では、次のように継承するとしています。

【課税権の継承】

市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、継承市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を継承するものであること。（地方税法第8条の2・第8条の3）

この場合において、次の諸点に留意すること。

- (1) 継承市町村又は新市町村が消滅市町村又は旧市町村の徴収金にかかる権利を継承する場合においては、その徴収金に係る権利の行使については、別段の定めをしない限り、消滅市町村又は旧市町村の条例、規則その他の定め例によるものとされているが、必要に応じ、継承市町村又は新市町村の条例等で消滅市町村又は旧市町村の条例等について特別の定めをすることは、もとより妨げないものであること。
- (2) 前項の場合において、消滅市町村又は旧市町村がした賦課徴収その他の手続は継承市町村又は新市町村がした賦課徴収その他の手続と、消滅市町村又は新市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続は継承市町村又は新市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなされるものとされているので、継承市町村又は新市町村は消滅市町村又は旧市町村の地方団体の徴収金で消滅市町村又は旧市町村に収入されていないものを徴収することができるとともに、既に消滅市町村又は旧市町村に収入された地方団体の徴収金で過納又は誤納に係るものについては、継承市町村又は新市町村がこれを還付することとなるものであることに留意すること。
- (3) 省略

Q.5-12 市役所や役場の位置を定めるには、特別多数議決による条例が必要ですが、合併協議会での協議結果に基づき、合併直後の市町村長（職務執行者）が専決処分することができますか？

Ans.

新設合併の場合は、条例で新たに事務所の位置を定めなくてはなりません。地方自治法第4条では、「地方公共団体がその事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例で定めなければならない」とされており、その条例の制定改廃の際には、当該地方公共団体の議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意（特別多数決）がなければならないこととされています。

この事務所の位置変更条例案の提案権は、長及び議員の双方にあると解されていますが（昭和34年8月31日行政実例）、議会議員について在任特例が適用された場合以外は、設置選挙が行われるまでの間は議決を得ることができません。

この場合、次のような方法をとることになります。

（1）合併関係市町村の事務所のうちの一つを合併市町村の新事務所とする場合

地方自治法施行令第3条の規定により、合併市町村長の職務執行者は、従来その地域に施行されてきた条例を引き続き施行することができますので、合併前の協議に従って、合併市町村の事務所とする合併関係市町村の条例を暫定的に施行させ、新しい議会が成立した後、正式に事務所の位置を定める条例を提案することが適当です。

また、合併前の協議に従って、合併市町村長の職務執行者が、地方自治法第179条の規定により、事務所の位置を定める条例を専決処分することもできます。

（2）合併市町村の新事務所を、合併関係市町村の各役場と全く別の場所に設ける場合

地方自治法施行令第3条の規定に基づき施行できる条例がありませんので、合併市町村長の職務執行者が、新しい事務所の位置を定める条例を専決処分するしか方法がありません。

なお、合併後の市町村に支所、出張所を設ける場合も、合併市町村長の職務執行者が支所、出張所条例を専決処分するしかありません。

このようなことから、合併後の事務所などの位置や条例制定日については、合併後に無用の混乱が生じないように、合併協議会において十分に協議することが必要です。

Q.5-13 合併によって消滅した市町村の合併日前までの決算  
は誰が行うのですか？

Ans.

通常の決算であれば、地方自治法第233条で定めるとおり、市町村の収入役が、出納の閉鎖後3月以内、つまり8月31日までに決算を調製して市町村の長に提出します。これを受けた市町村の長は、監査委員の審査に付した後、監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付するといった手続になります。

市町村合併に伴って消滅する市町村の場合は、審査や認定に付すべき監査委員、市町村議会もなくなりますので、その決算手続については、地方自治法施行令第5条第2項～第4項に定められています。

同条第2項では、消滅した日を持って収支を打ち切り、消滅した市町村の長であった者又はその職務代理者であった者が決算することとされており、消滅した市町村の長であった者が、例えば、4月1日が合併日の場合は、3月末までの12月間の決算を行い、10月1日が合併日の場合は、9月末日で収支を打ち切り、6月間の決算を行うことになります。

次に、同条第3項の規定により、事務を継承した市町村の長が、消滅した市町村の決算を新市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて新市町村の議会の認定に付することとされています。

合併に伴う打ち切り決算の調製などの期限に関する定めはありませんが、新市町村の暫定予算の調製もありますので、十分に準備してできるだけ速やかに行われる必要があります。

Check

総務省「合併協議会の運営の手引」221(219)ページを参照してください。

Q.5-14 合併関係市町村間で一般の職員の給与の水準に格差がある場合はどのように調整するのですか？

Ans.

合併特例法第9条第2項で、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」となっています。例えば、特定の合併関係市町村の職員であったことを理由に、その職員の勤務成績、能力等とは無関係に、他の職員と比べて身分取扱いに関して不公平に処してはならない旨の規定です。

そこで、新設合併の場合は、合併関係市町村の一般職職員の身分取扱いについて、その状況を比較検討し、十分に協議を重ねて、新しい市町村の発足後の一般職職員の身分取扱いに関して、合併前後で不均衡の生じないよう取決めを行う必要があります。

また、編入合併の場合は、編入される市町村の一般職職員の身分取扱いに関して、編入する市町村の一般職員との均衡が図られるよう協議し、取り決めておくことが一般的に行われています。

なお、合併関係市町村間の職員の給与格差については、合併市町村における給与制度・運用の適正化及び職員の均衡・平等化を図る観点から調整する必要がありますが、この調整は、住民の理解が得られるものでなければなりません。

事例として次のような例があります。

【新設合併】

合併関係市町村の現状を参考にモデル賃金を作成し、それに見合うよう一定の範囲内で調整を行った。(是正期間を設けて、モデルより給与が高い職員は適正額まで据え置き、低い職員は適正額まで引き上げた。)

新市職員給与の統一化を推進する観点から新市の前歴換算、初任給格付け、在級年数及び特別昇給の基準を定め、給与の再計算を行い、現行の給与が新市の格付けを下回っている職員については、合併時に号級を引き上げるなどの調整を行った。(ただし、限度を設け、是正期間は6年を基本とした。)

【編入合併】

若年層では低かった編入される市町村の給与水準を編入する市町村の水準まで引き上げるとともに、高年層では高かった編入される市町村の水準を一定期間据え置き、編入する市町村の水準に合わせた。

繰り返しになりますが、給与の調整は、その地域の住民の理解が得られるものでなければなりません。

Q.5-15 合併協定書の締結や合併申請の手続について教えてください。

Ans.

合併に関する協議が整ったならば、合併関係市町村が合併協定書に調印します。

さらに、総務大臣及び都道府県知事へ市町村建設計画を送付したうえで、直ちに合併申請の手続に入ります。

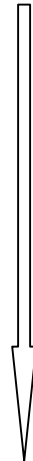
合併申請の手続は、おおむね次のとおりです。

**手 続 順 序**

市町村議会による合併議案の議決  
都道府県知事への申請  
都道府県知事による総務大臣との協議・同意  
(市の廃置分合をしようとするとき)  
都道府県議会による議決  
都道府県知事による合併の決定  
都道府県知事による総務大臣への届出  
総務大臣による告示  
上記の市の廃置分合には、町村を廃して  
その区域を市に編入する場合を含まない。

**期 間**

市町村議会及び都道府県議会の  
議決が必要であるので、  
通常は6ヶ月の期間を要する。



1 合併協定書の締結

合併協議会において合併の協議が整えば、合併協定書を締結することになります。調印に当たっては、合併関係市町村の長及び立会人として合併協議会委員全員が署名・押印することが通例のようです。

なお、都道府県知事との市制施行の内協議や市町村建設計画の事前協議などは、合併協定書締結より前に行う必要があります。

## 2 廃置分合（合併） 議会議員の特例などの議決について

市町村の廃置分合は、合併関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、その旨を総務大臣に届けなければならないとされており（地方自治法第7条第1項）、この市町村からの申請は関係市町村の議決を経て行うこととされている（地方自治法第7条第5項）ので、合併協定書の締結が終われば、合併関係市町村議会において廃置分合（合併）の議決をする必要があります。

また、地域審議会、議会の議員の定数・在任に関する特例、農業委員会の委員の任期等に関する特例、財産処分といった合併関係市町村の議決を要する案件については、必要に応じて、廃置分合の議決と同時に、それ以前に議決を得るのが通例です。

新設合併により新たに市町村が設置される場合には、地方自治法第7条第1項の規定による設置の処分の際に、併せて新しい市町村の名称が決定されるので、同法第3条第3項の名称変更の手続は必要ありません。

---

## 3 市制施行の議決

編入合併のうち、編入先の町村が編入と同時に市になる場合は、地方自治法第7条第5項の廃置分合の議決を得るほか、同法第8条第3項の規定による市制施行の議決を得る必要があります。

なお、新設合併により新しく市を置く場合は、地方自治法第7条第5項の廃置分合の議決のなかで市制施行の内容を組み入れることで足り、同条第1項に基づき都道府県知事から合併して新しく市を置く旨の決定を受けることになります。

---

## 4 廃置分合（合併）の都道府県知事への申請

都道府県知事への廃置分合の申請は、合併関係市町村長の連名により行われます。申請の際の添付書類については、Q.5-16を参照してください。

---

## 5 市制施行の総務大臣への正式協議

市制施行を伴う新設合併の場合など、市の廃置分合の場合（市の法人格の発生、消滅を伴う場合のみで、町村が市に編入される場合は含まれません。）は、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされています（地方自治法第7条第2項）。

この正式協議は、都道府県知事への廃置分合の申請後、都道府県議会への同意議案の提案以前に、都道府県知事が総務大臣に協議し、同意を得ることになります。（Q.5-17を参照）

同意に要する期間については、おおむね3ヶ月程度とされているので、申請書提出後のスケジュールを検討するに当たって考慮しておく必要があります。

## 6 都道府県議会の議決

都道府県議会では、廃置分合の議案の審議を行います。

この場合、臨時議会を招集することは想定できないため、定例議会での議決を前提にスケジュールを組む必要があります。このため、申請から総務省の告示までには、3～4ヶ月程度は必要です。

---

## 7 都道府県知事の処分・総務大臣の告示

都道府県知事は、都道府県議会の議決を得て合併の処分を決定します。その後、総務大臣に届出を行い、総務大臣は、その旨を告示するとともに、国の関係機関の長に通知します。

合併の効力は、総務大臣の告示により生じます。

Q.5-16 合併申請書の内容について教えてください。

Ans.

合併関係市町村は、合併に関する協議が終了したときは、それぞれの議会の議決を経て、知事に対し合併（市町村の廃置分合）の申請を行います（地方自治法第7条第1項、第5項）。

申請書については、次の事項を記載し、関係書類を添付するとともに、合併関係市町村の長の連名により提出します。

【合併申請書の記載事項】

- ・ 合併の方式
- ・ 合併の期日
- ・ 新市町村の名称及び名称選定の理由（新設合併の場合）
- ・ 新市町村の事務所の位置及び選定の理由（新設合併の場合）
- ・ 合併（廃置分合）を必要とした理由

【添付書類】

- ・ 合併協定書
- ・ 市町村建設計画
- ・ 次の事項についての関係市町村の議会の議決書及び会議録の写し
  - 廃置分合について
  - 財産処分に関する協議について
  - 議会の議員の定数及び在任に関する協議について
  - 農業委員会の委員の任期等に関する協議について
- ・ 財産処分に関する協議書の写し
- ・ 議会の議員の定数及び在任に関する協議書の写し
- ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し
- ・ 合併市町村及び合併関係市町村の現況表（次の状況について記載）
  - \* 人口等、面積等、産業構造、官公署、公共施設等、公営企業、税金、予算額、金融機関、産業、衛生施設、娯楽施設、交通、郵便等
- ・ 市の要件に関する調書

Q.5-17 新設合併に伴う市制施行の内協議について教えてください。

Ans.

新設合併に伴い市制施行をする場合は、地方自治法第7条第2項により、都道府県知事は、合併申請後、都道府県議会の議決を経る前にあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。その協議の事前手続として市の要件を備えているかどうかについて、施行協議基準（昭和28年3月9日）に基づき、内協議をすることになっています。（市制要件については、Q.1-4を参照してください。）

合併予定のさぬき市、東かがわ市の例では、総務省から派遣された職員が現地視察を行い、市制施行協議基準等に記載されている都市的施設の視察や連たん状況等を確認しています。

市制施行協議基準に基づく協議資料の内容は、次のとおりです。

- (1) 人口3万人以上（注：平成16年3月31日までに合併人口要件については、Q.1-4を参照）

人口は、地方自治法第254条により直近の国勢調査の数値が使用されますが、これを示した資料

- (2) 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成する連たん戸数（6割以上）

連たん戸数を示した地図（連たんとは、家屋が連なっていることですが、どのような場合に連たんとするかの基準は特になく、都道府県がその基準を決めることとなります。先例によると、国土交通省の定める都市計画法の市街化調整区域の開発行為における既存住宅の連たん要件である敷地と敷地の間50mを基本としているようです。）

- (3) 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数（全人口の6割以上）

直近の統計に基づいて都市的業態従事者割合を示した資料

都市的業態に従事する者とは、商業、工業、鉱業、金融業、通信運搬業、サービス業、公務自由業等に従事する者をいい、農業、漁業、林業等の第1次産業に従事する者以外の者とされています。農林水産業と都市的業態に従事している兼業者は、都市的業態に従事する者に算入でき、また、人口要件と異なり実在人口を基に作成されます。

- (4) 都市的施設等

都市的施設等を一覧にした資料

都市的施設とは、官公署（地方法務局支所又は出張所、警察署、駅、税務署、電報電話局、郵便局、保健所、労働基準監督署、公共職業安定所）、高等学校、図書館・博物館・公会堂・公園等の文化施設、上下水道・ごみ処理場、軌道・バス・定期船等の交通施設、相当数の銀行、資本金500万円以上の会社・工場、病院・診療所、劇場・映画館等とされて

います。これらについては、写真を添付するとともに、都市計画図などの地図を添付して協議することになります。

これ以外にも、町村住民の担税力及びその町村の財政状況が十分であること、地勢、人口増加の状況、産業、交通、将来の都市建設計画などから将来発展性があることなどの要件があり、これらを説明した資料を作成することとなります。

---

内協議に際しては、上記の市制施行協議基準の資料以外に、合併申請に係る次のような書類が必要です。

新市の名称及び名称選定の理由

新市の事務所の位置及び選定の理由

合併予定年月日

廃置分合を必要とする理由

合併協定書案

新市建設計画案

合併関係市町村の現況表（人口、世帯数、面積など）

現況表等（市の要件に関する調書を含む。）

その他写真や図面等参考資料（都市計画図、中心市街地図、町のパンフレット等）

---

内協議の時期は、特に定められていませんが、通常、合併協定書の調印日と関係町村の合併の議決日が接近している場合が多く、関係町村の合併の議決を受けてすぐに合併の申請を行うことを考えれば、合併についての協議がほぼ終了した時点で内協議をする必要があります。

内協議の手順は、次のとおりです。

関係町村長（連名）	都道府県知事	（協議）
都道府県知事	総務省自治行政局長	（協議）
書類審査及び現地調査		
総務省自治行政局長	都道府県知事	（回答）
都道府県知事	関係町村長	（回答）

Q.5-18 町村を市に編入する場合、地方自治法第7条第2項に基づく市の廃置分合の際の総務大臣への協議は、必要なのですか？

Ans.

地方自治法第7条第2項では、「市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」とされていますが、この場合の「市の廃置分合」とは、既存の市の分割、分立、他の地方公共団体との合体及び他の地方公共団体への編入並びに新しい市の設置を伴う市町村の廃置分合を指すものと解されています。

編入合併は、廃置分合の一形態ですが、編入する市の側から見れば、単にその区域が拡大したにとどまり、一種の市の境界変更であるため、同項の適用はないものと解されており、総務大臣への協議は、必要ありません。

CHECK

地方自治法第7条第2項に規定されている「市の廃置分合」の解釈については、新版逐条地方自治法74ページを参照してください。

Q.5-19 字の設定がない村が合併する場合に、町又は字の名称を付けるにはどうしたらよいのですか？

Ans.

字の設定がなく全村の区域をもって地番区域としている村が他の市町村と合併する場合、旧村の区域に新たに町又は字の名称を付けるには、地方自治法第260条の規定による町又は字の新設の手続が必要です。

町又は字の新設は、市町村の区域内において行うものですから、

合併前に旧村において議会の議決を経て新設の手続を行ったうえで、新市町村に引き継ぐ。

合併後に新市町村において、議会の議決を経て新設の手続を行う。

のいずれかの方法をとることができますが、町又は字が「市町村の区域内においてこれを区画する区画単位である」とされていることから、市町村全域を一つの町又は字とすることはできませんので、合併前の村の全域を一つの町又は字とする場合は、の方法によるしかありません。

の方法によって町又は字の名称を新設する場合、合併に伴う町又は字の新設の議決は、「編入する議決とあわせてすることができる（昭和29年3月12日行政実例）」とされていますが、この行政実例は、

- ・編入合併の場合に、
- ・編入する市町村が、
- ・合併を行うことを前提に、
- ・合併日前（更に言えば、知事による廃置分合の処分前）に
- ・合併後の市町村の区域内における町又は字の新設について議決を行うことができる

との趣旨に過ぎず、編入の議案と町又は字の新設の議案は、別個の議案として提案することになります。

また、議会の議決は合併日前にできますが、地方自治法第260条第1項に基づき市町村長が行う処分は、新設される町又は字の区域が編入される合併日以後でなければなりません。

なお、新設合併の場合は、法人格が継続されないため、新市町村の区域内の町又は字の名称について合併前の市町村の議会が議決を行うことは不可能ですから、合併後直ちに新市町村の議会において議決するしかありません。

Q.5-20 合併の際、これまであった財産区を引き続き設置するには、どうすればよいのですか？

Ans .

新設合併の際の関係市町村又は編入合併の際の編入される市町村のように、合併により財産区を包括する市町村が消滅する場合の取扱いについては、逐条地方自治法（松本英昭著；学陽書房P1380）では、「従前から存在する財産区は、市町村合併に際してなんら変更はなく、当然にそのまま存続する。その存廃が市町村合併の際の財産処分で協議される必要はない。」とされており、何らの手続もなく、引き続き設置されることとなります。

なお、財産区は、一定の財産又は公の施設の管理及び処分を目的とする特別地方公共団体であり、当該財産の管理処分に必要な範囲内で、財産区の財産を処分して得た対価をもって新たに他の財産を取得すること、財産区の財産を他の財産と交換することによって新たに財産を取得することは認められているものの、全く新たに財産を取得することはできません（大 15.7.6 大審院判例、昭 27.2.7・昭 34.5.26 行政実例）。

したがって、例えば、合併前の旧市町村の財産を既に存在する財産区に譲渡して合併後も存続させるようなことはできません。

また、財産区の分合は法の認めないところ（大 3.11.5 行政実例）ですので、旧市町村に複数の財産区があるような場合でも統合することはできません。

財産区に地方自治法第 295 条に基づく議会若しくは総会、又は同法第 296 条の 2 に基づく管理会が設置されている場合、財産区を包括する市町村が消滅すれば、当該市町村の条例も失効しますから、議会、総会又は管理会を引き続き置くのであれば、その設置根拠となる条例についても、新市町村で新たに定める必要があります。

この場合、他の条例と同様、

議会の議決

に代わる長（又はその職務執行者）の専決

長の職務執行者による旧市町村の条例の暫定施行（地方自治法施行令第 3 条）

の 3 つの方法が考えられ、どの方法をとるかは必要性に応じて決定することとなります。

ただし、財産区議会又は総会の設置条例については、その提案権が知事に専属するとされており、この場合でも、長（又はその職務執行者）が専決処分を行うことは可能と解されるものの、知事からの議案の提案先は、新市町村の議会であると思われるので、新設合併で議員の在任特例を適用しな

い場合のように議会が成立していない状況で専決処分を行うことには疑義があります。

したがって、新設合併の場合の財産区議会又は総会の設置条例の取扱いとしては、職務執行者限りで可能な（知事から提案する必要のない）旧市町村の条例の暫定施行が適当と考えられ、先例地でもそのような取扱いがされているようです。

なお、財産区議会又は管理会の設置条例を暫定施行した場合、財産区議会議員及び財産区管理委員の任期は継続し、議員等の身分に変動はないものと解されます。

#### Check

条例等の取扱いについては、Q.5-1、Q.5-2、Q.5-23を参照してください。また、総務省「合併協議会の運営の手引」142（138）ページも合わせて参照してください。

Q.5-21 議員の定数や在任の特例を適用する場合、特例の適用期間を経過した後に適用する定数も定めておく必要があるのですか？

Ans.

合併の際には、合併特例法第6条及び第7条の規定により、合併関係市町村の協議により、議員の定数や在任に関する特例を適用することができますが、第6条第1項但書及び第7条第1項但書では、議員のすべてなくなったとき、あるいは議員に欠員が生じたときは、地方自治法第91条の規定による定数に復帰する、あるいは定数まで減少するとされています。

平成15年1月1日から施行された地方自治法の改正前は、「地方自治法第91条の規定による定数」とは法律上の定数を指していましたが、この改正により、「議員の定数は、条例で定める。」ことになりましたので、(第91条第1項)、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。

つまり、議員の定数や在任の特例を適用する場合には、合併特例法の規定による特例定数(以下「特例定数」と呼びます。)と地方自治法第91条の規定による特例の適用期間を経過した後に適用する定数(以下「91条定数」と呼びます。)の双方を合併前に定めておく必要があるわけです。

#### 1 新設合併の場合

新設合併の場合、合併前に条例を制定することはできませんので、改正後の地方自治法第91条第7項～第10項に市町村の廃置分合の際の91条定数の決定手続が規定されています。

この規定では、

設置関係市町村(合併特例法でいう合併関係市町村)の議会の議決を経て(第10項)

設置関係市町村の協議により定数を定め(第7項)

直ちに告示をする(第8項)

こととされていますが、この手続は、合併特例法に定められている特例を適用する際の手続とは別個のもので、必ずしも合併特例法に基づく手続と同時に完了する必要はありませんし、合併協議会の中で協議しなければならないものでもありません。

しかし、議員の定数は合併後の市町村の根幹に関わる問題ですので、特例適用の是非と合わせて、91条定数についても、合併協議会の中で協議することが望ましいと考えます。

なお、この手続により告示された91条定数は、「第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす」とされていることから、合併後の市町村において改めて条例で定める必要はなく、合併後に91条定数を変更する場合に新たに条例を制定することになります。(逐条地方自治法P305)

ただし、合併後の市町村に選挙区を設ける場合には、公職選挙法第15条第6項の規定が適用されますので、条例で選挙区とそこに配分される定数を定める必要があり、合併後直ちに、町の職務執行者による専決処分が必要となります。(Q6-2 参照)

## 2 編入合併の場合

編入合併の場合には、編入する市町村の条例が合併後も存続しますので、この条例で定めた定数が合併後の市町村の91条定数となります。

したがって、合併後の市町村の91条定数が編入する市町村の91条定数と異なる場合、あるいは合併後の市町村に選挙区を設ける場合には、条例改正が必要となります。この条例改正は、知事による合併の処分決定がなされた後に行うことが適当と考えられます。

なお、定数特例を適用する場合の特例定数及び選挙区については、合併特例法第6条第3項により編入される市町村を区域とする選挙区及び当該選挙区に配当される定数が法定されており、同条第8項に規定されている告示手続により効力が発生しますので、条例で定める必要はありません。

Q.5-22 議員の定数・在任の特例や地域審議会の設置等の告示は、新市町村の例規集に掲載すべきですか？

Ans.

合併協議の中で協議・決定した事項の中には、合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村が告示されることとされているものがあります。

- ・ 市町村議会議員の定数・在任に関する特例（法第6条・第7条）（Q.6-2を参照）
- ・ 農業委員会の委員の任期等の特例（法第8条）（Q.6-4を参照）
- ・ 地域審議会の設置（法第5条の4）（Q.6-7を参照）

これらの事項は、告示をすることによって効力を発生しますので、新市町村で改めて条例等を制定する必要はありませんが、新市町村の根幹に関わる事項ですので、告示そのものを新市町村の例規集に掲載し、周知しておくことが適当でしょう。

これらの事項のうち市町村議会議員の定数・在任に関する特例と農業委員会の委員の任期等の特例については、新市町村でその内容を変更することはできませんが、地域審議会については、新市町村において条例で定めることにより構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項を変更することができるかとされています。（法第5条の4第4項）

この場合、新たに条例を制定すれば足りるものであって、改めて告示をもって告示を改正する必要はないものと解されます。

Q.5-23 旧市町村の条例を暫定施行する場合、告示等の必要  
はあるのですか？

Ans .

市町村合併の際の無法状態を避けるため、地方自治法施行令第3条では、暫定的に旧市町村の条例を施行することが認められており、先例地でも数多くの事例が見られます。しかしながら、同条においては、暫定施行の手続について何らの定めもありません。

暫定施行される条例は、「当該普通地方公共団体の条例として」施行されるものであり、条例は法令に属するものである以上、何らかの方法により、住民に周知する必要があると考えられます。

ただし、暫定施行される条例は、旧市町村においてすでに公布されているので、新市町村においては、公布行為そのものではなく、公布に順じた手続（告示など）をとることが適当と考えられます。

なお、暫定施行が想定される条例のうち、財産区議会の設置条例については、他の条例と異なり、提案権が知事に専属し、その公布も知事が当該財産区の存する市町村の公告式により行うことと解されていますが（昭 31.5.24 自治省行政課長回答）、条例の暫定施行の際は、公布そのものを行うわけではないので、知事による告示や県との事前協議等は必要ないものと解されます。

Check

財産区議会の設置条例については、Q.5-20 も参照してください。

## Q.5-24 合併前に関係市町村が共同で事業を実施する場合の契約はどうすればよいのですか？

Ans .

市町村合併に伴い、電算システムの統合など、合併前に関係市町村が共同で経費を負担して事業を実施するケースがあります。また、合併前の市町村が行う合併推進債を活用した合併特例事業についても、関係市町村が応分の負担をして事業を実施することが考えられます。

このようなケースでは、

関係市町村がそれぞれ業者と契約を締結

ある1つの市町村（幹事市町村）が代表して業者と契約を締結し、その他の市町村は、幹事市町村に負担金を支払う

などの方法が考えられます。

の場合は、入札や支払の方法などが煩雑になることが想定されますので、の方法をとることが多いものと思われませんが、この場合、幹事市町村とその他の市町村の間には委託関係が生じていると考えられ、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託によるべきか、あるいは私法上の契約（委任・協定など）でも差し支えないかという疑義が生じます。

権力の行使を必要とする事務やゴミ収集など直接住民を対象とする事務については、自治法上の事務委託によるべきであると解されていますが、昭和30年12月16日付け行政実例においては、「市町村の災害復旧事業につき県が市町村から工事の設計、監督、請負契約の締結、請負代金の支払等を委ねられた場合には、自治法第252条の14の規定に基づく事務委託によることもさしつかえないが、私法上の契約によることもさしつかえない」とされており、個々のケースで十分に検討する必要がありますが、多くのケースはこれに類似するものと解され、私法上の契約によっても差し支えないと考えられます。

このような私法上の委託契約を結んだ場合の市町村議会の議決の要否については、昭和41年10月1日付け行政実例で、「委託契約は通常（議会の議決を要する契約に）該当しないが、市の行うべきダム工事を県に委託する場合のように、委託契約であっても実質的に「工事又は製造の請負」であるものは該当する。」とされており、これを類推解釈すれば、一般的には

幹事市町村が業者と締結した契約が、地方自治法第96条第1項第5号又は第8号に規定する議決を要する種類の契約（工事又は製造の請負、財産の購入など）であり、幹事市町村以外の市町村が幹事市町村と締結した委託契約の金額が、幹事市町村が業者と締結した契約の種類ごとに各市町村の条例に定められた議決を要する額を超えているとき

は、幹事市町村以外の市町村においても議会の議決が必要と思われます。

【例】A市が業者と工事請負契約を締結

契約金額	200,000 千円
内訳：A市関係分	90,000 千円
B町関係分	70,000 千円
C町関係分	40,000 千円

A市とB町及びC村の間で委託契約を締結	A市とB町の契約金額	70,000 千円
	A市とC村の契約金額	40,000 千円

条例で定める工事請負に係る議決を要する金額	A市	100,000 千円以上
	B町・C村	50,000 千円以上

A市：工事請負契約の総額が条例で定める金額を超えるので、議決が必要

B町：A市との委託契約が工事請負に係る条例で定める金額を超えるので、議決が必要

C村：A市との委託契約が工事請負に係る条例で定める金額を超えないので、議決不要

なお、このような場合の議決の時期については、幹事市町村が業者と締結する契約と、他の市町村と幹事市町村の間で交わされる委託契約はそれぞれ別個のものであるため、議決の時期については法令上何ら制約を受けるものではありません。

Q.6-1 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の概要について教えてください。

Ans.

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）には、合併の障害となる事項を除去し、自主的な市町村合併を推進するため、さまざまな特例が定められています。

#### 議員の定数・在任・選挙区等に関する特例

##### **1 市町村議会議員の定数・在任に関する特例（法第6条・第7条）**（ Q.6-2 を参照）

###### (1) 新設合併の場合

定数特例 合併後の市町村の法定議員定数の2倍まで定数を増員（最初の任期のみ）

在任特例 合併前の議員の任期を合併後2年まで延長可能

###### (2) 編入合併の場合

定数特例 編入する市町村と編入される市町村の人口比に応じて定数を増員（2回目の任期まで）

在任特例 編入される市町村の議員全員が、編入する市町村の最初の一般選挙までの間在任可能

##### **2 議員年金に関する特例（法第7条の2）**（ Q.6-3 を参照）

- 合併しなければ議員共済年金の在職期間要件（12年以上）を満たすことになっていた議員については、在職期間要件を満たすものとみなす。

##### **3 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（法第14条）**（ Q.6-6 を参照）

- 合併後2回目の任期までの間、従前の選挙区によるか、合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることが可能

#### 財政的な特例

##### **1 普通交付税の合併算定替（法第11条）**（ Q.7-2、Q.7-3 を参照）

- 合併が行われた年度及びこれに続く10か年度は、合併前の旧市町村が存在すると仮定して算定した交付税額の合計額を保障し、その後5か年度で段階的に増加額を縮減

## 2 合併特例債（法第 11 条の 2）（ Q.7-4、Q.7-5 を参照）

- 市町村建設計画に掲載された事業については、合併が行われた年度及びこれに続く 10 か年度に限り地方債を充当(95%)でき、元利償還金の一部(70%)を普通交付税で措置

**【対象事業】** 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等  
地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

## 3 普通交付税における合併補正（法第 16 条に基づく措置）

- 合併直後に必要となる臨時的経費（電算システムの統一、ネットワーク整備、行政水準・住民負担水準の格差是正等）を普通交付税で措置

## 4 特別交付税による財政措置（法第 16 条に基づく措置）

- 公共料金の格差是正、公債費負担の格差是正、土地開発公社の経営健全化等の経費について合併が行われた年度又はその翌年度から 3 か年にわたり、特別交付税で措置
- 合併移行経費（合併前に要する電算システムの統一等）を特別交付税で措置

## 5 市町村合併推進補助金（法第 16 条に基づく措置）

### (1) 合併準備補助金

法定合併協議会を設置した場合、構成市町村に対して 1 市町村につき 500 万円を限度に補助

### (2) 合併市町村補助金

平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合、合併後 3 か年、市町村建設計画に位置付けられた事業で全国的にモデルとなる事業に対し、合併する市町村の人口規模に応じて補助

## **その他**

## 1 合併協議会の住民発議制度（法第 4 条・第 4 条の 2）（ 詳細は第 3 章を参照）

- 有権者の 50 分の 1 以上の者の署名をもって、合併の前提となる法定の合併協議会の設置を請求可能

### **【単独市町村で請求があった場合】**

・ 請求を受けた市町村長は、関係市町村長の意見を照会したうえで議会に付議

### **【合併しようとする市町村すべてにおいて同一内容の請求があった場合】**

・ 関係市町村長への意見照会を省略し、すべての市町村長が議会に付議することを義務付け

## 2 地域審議会の設置（法第 5 条の 4）（ Q.6-7 を参照）

- 旧市町村の区域ごとに、新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会を置くことが可能

**Q.6-2 議会の議員の定数・在任に関する特例とは何ですか？**

Ans.

市町村の合併が行われると、新設合併であれば、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失い、編入合併であれば、編入する市町村の議会の議員の身分には影響はないものの、編入される市町村の議会の議員はすべてがその身分を失うことになります。

しかし、合併特例法には、その特例が定められています。

この特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べ大幅に減少する場合が多いことから、激変緩和のために設けられているものです。

特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。

**新設合併の場合**

新設合併の場合は、定数特例又は在任特例のいずれかを適用することができます。

**定数特例（法第6条第1項）**

市町村の合併後最初に行われる選挙（設置選挙）により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第1項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができます。

なお、この場合でも、公職選挙法第15条第6項の規定により、合併後の市町村の区域内に複数の選挙区を置くことは可能です。この場合、選挙区ごとの定数配分は原則として人口に比例して定めることになります。

**在任特例（法第7条第1項）**

合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後2年を超えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

**編入合併の場合**

編入合併の場合も、定数特例又は在任特例のいずれかを適用することができます。

また、在任特例を適用した場合、合併後最初の一般選挙については、定数特例を適用することができます。

**定数特例（法第6条第2項、第3項、第5項、第6項）**

編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される合併市町村ごとに選挙区を設け（第3項）、その選挙区ごとに次の算式で得られた定数（増加定数）を、編入する市町村の議員定数（旧定数）に加えた数をもって、合併市町村の議会の議員の定数とすることができます（第2項）。

この場合、合併時に編入された選挙区について増員選挙が行われることとなります。

増加定数 = 編入する市町村の旧定数 × (編入される市町村旧人口 ÷ 編入する市町村の旧人口)  
増加定数に端数があるときは四捨五入し、増加定数が 0.5 未満となる場合にはこれを 1 とします。

また、この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができます（第5項）。その際には、合併時の増員選挙の場合と同様に、編入された市町村の区域ごとに選挙区が設定されることとなります（第6項）。

**在任特例（法第7条第1項、第3項）**

編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができます。

**Check**

地方自治法の市町村議会の議員の定数に関する規定（第91条）は、地方分権一括法で改正されており、平成15年1月1日に施行され、施行日以降最初の一般選挙から適用されます。

施行後は、議員の定数は、第91条に定められた数を超えない範囲で、それぞれの市町村が条例で定めることとなります。

地方自治法第91条、同法改正附則（平成11年7月16日法律第87号）第4条

## 【市町村合併に伴う議員の定数・在任に関する特例一覧表】

		新設合併の場合	編入合併の場合	
地方自治法による原則		合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後 50 日以内に新たな議員の設置選挙を行う。(次ページ)	編入をする市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。 ただし、合併により人口が急増した場合には議員定数が増加させることができる。この場合、増員選挙を行う事由の生じた日(2)から 50 日以内に増員選挙を行う。(次ページ)	
合併特例法による特例	定数特例	法定定数の 2 倍以内(1)で議員定数を設定し、合併後 50 日以内に設置選挙を行う。(次ページ)	編入する市町村の条例定数(合併前の定数)に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 この増員選挙は、これを行う事由の生じた日(2)から 50 日以内に行う。 編入する市町村の議員の身分に変動はない。 (次ページ)	合併時に左記の「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙において、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、左記の「定数特例」による定数によることができる。 (次ページ)
	在任特例	合併前の市町村の議員全員が合併後 2 年以内の期間引き続き在任する。(次ページ)	編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に相当する期間、引き続き在任する。(次ページ)	

- 1 「法定定数の 2 倍以内」 = 平成 15 年 1 月 1 日以降に合併が行われる場合は、改正地方自治法第 91 条第 2 項に基づく上限数の 2 倍以内
- 2 「事由の生じた日」 = 選挙管理委員会が公職選挙法第 111 条第 3 項の規定による定数増加の通知を受領した日

## Check

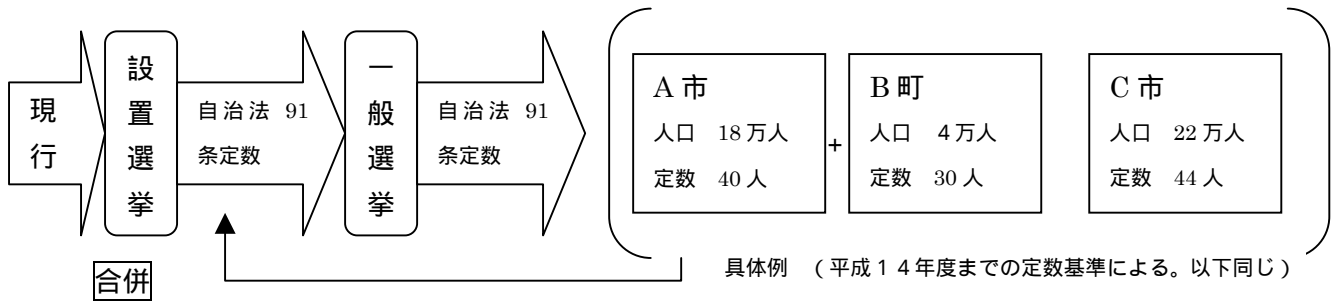
新設合併の際の設置選挙  
編入合併の際の増員選挙

公職選挙法第 33 条第 3 項・第 117 条  
地方自治法第 91 条第 4 項(15 年 1 月 1 日以降は第 5 項)  
公職選挙法第 34 条第 1 項・第 113 条第 2 項

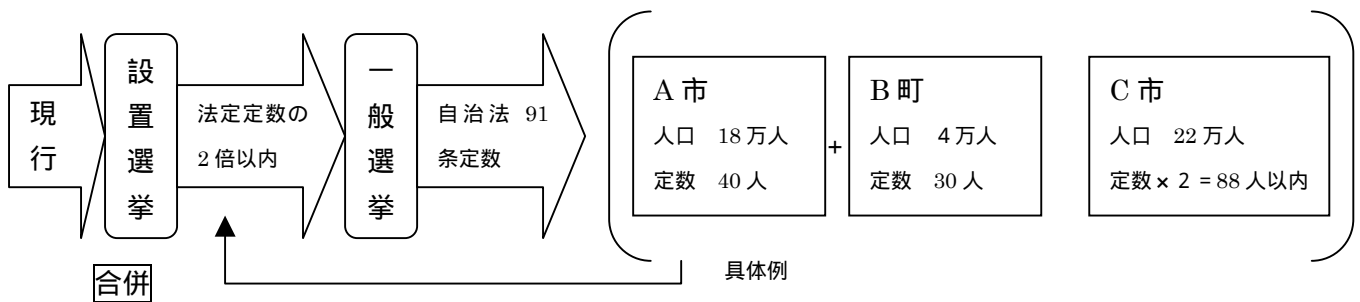
市町村合併に伴う議員の定数・在任に関する特例の適用パターン

新設合併の場合

原則（特例措置の適用なし）

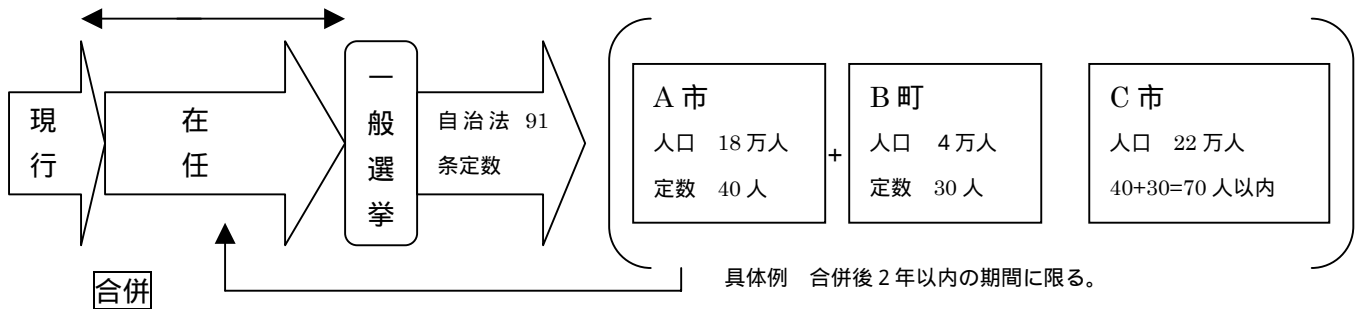


定数特例



在任特例

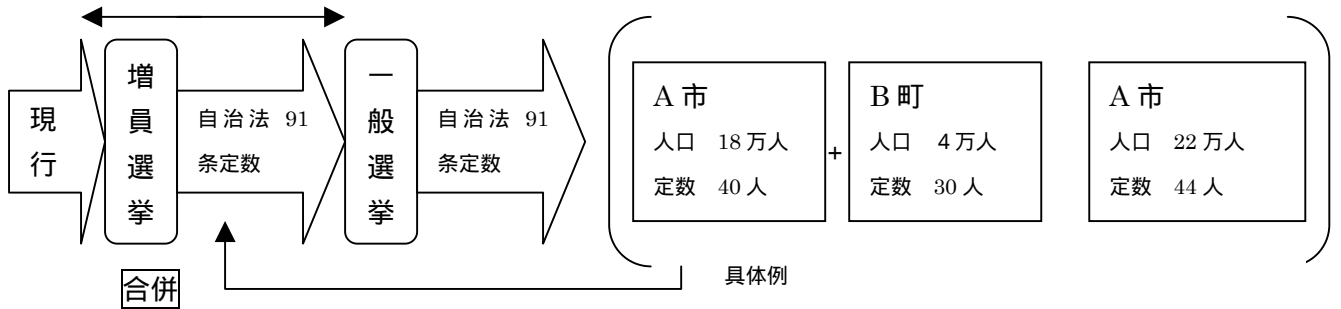
（2年を超えない範囲で協議で定める期間）



編入合併の場合

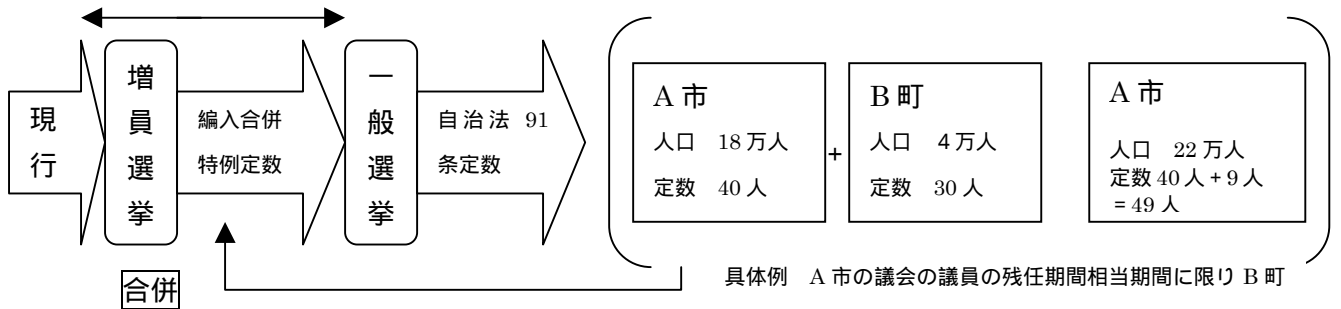
原則（特例措置の適用なし）

（編入先の合併関係市町村議会の議員の残任期間）



定数特例

（編入先の合併関係市町村議会の議員の残任期間）



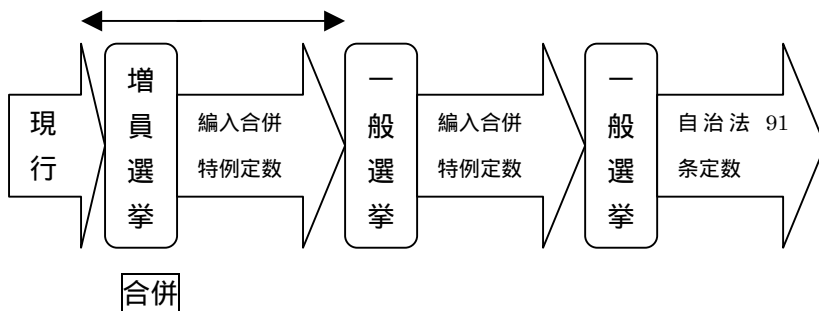
具体例 A市の議会の議員の残任期間相当期間に限りB町の区域に選挙区（定数9人）を設ける。

$$9人 \quad 40人 \times 4万人 \div 18万人$$

この49人を「編入合併特例定数」という

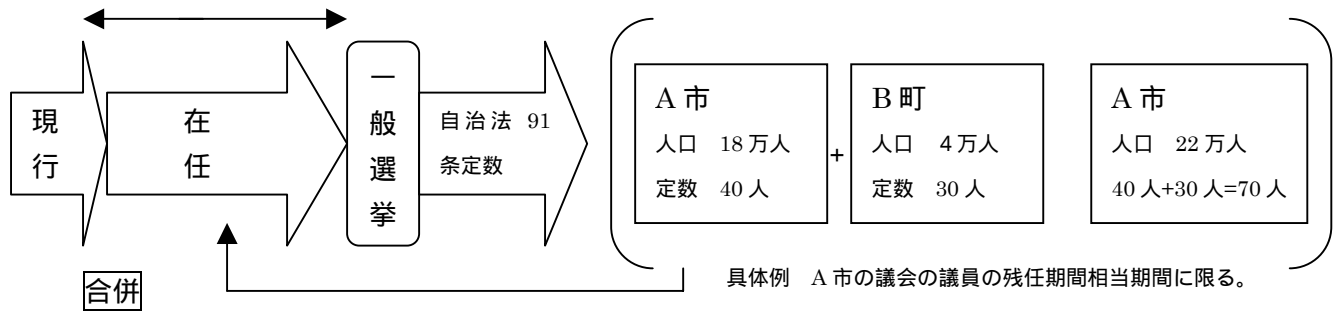
定数特例 + 定数特例

（編入先の合併関係市町村議会の議員の残任期間）



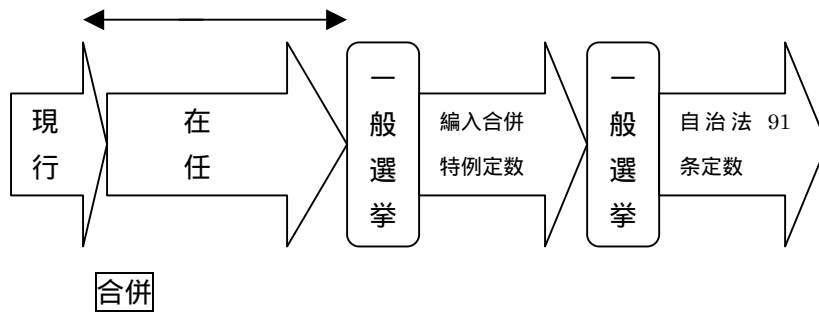
在任特例

(編入先の合併関係市町村議会の議員の残任期間)



在任特例 + 定数特例

(編入先の合併関係市町村議会の議員の残任期間)



Q.6-3 市町村議会議員の退職年金に関する特例について教えてください。

Ans.

地方公務員等共済組合法第161条第1項では、市町村の議会の議員が在職12年以上で退職したときは、退職年金が支給されることになっています。

ところが、市町村の合併が行われると、合併前の市町村の議会の議員は、その任期の途中で議員の職を失い、退職年金の受給資格を得られないことも考えられるため、合併特例法第7条の2で、次の特例が定められています。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

2 省略

したがって、

合併しなかった場合の当該合併関係市町村の議員の任期が満了すべき日前に退職

在職期間が12年未満

在職期間と退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上

のすべてに該当する合併関係市町村の議会の議員については、退職年金受給資格が付与されます。

なお、当該特例措置の適用を受ける者に対する退職年金の額の算定については、次のとおり、その在職期間に応じて割り落しがあります。(第7条の2第2項)

在 職 期 間	退 職 年 金 の 年 額
12 年以上 13 年未満（本来の受給資格者）	標準報酬年額の 150 分の 50
11 年以上 12 年未満	標準報酬年額の 150 分の 45
10 年以上 11 年未満	標準報酬年額の 150 分の 41
9 年以上 10 年未満	標準報酬年額の 150 分の 37
8 年以上 9 年未満	標準報酬年額の 150 分の 33

この場合の標準報酬年額の計算は、議員を退職する前 1 年間の標準報酬月額合計額です。（地方公務員等共済組合法第 161 条第 2 項）

なお、平成 14 年 4 月 26 日に成立した地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律により、平成 15 年 4 月 1 日からは、標準報酬年額の計算方法及び退職年金の額の算定（割り落とし率）が次のとおり変更されることになっています。（改正後の地方公務員等共済組合法第 161 条第 2 項・附則第 4 条第 1 項、改正後の合併特例法第 7 条の 2 第 2 項）

#### 標準報酬年額の計算方法

平成 14 年度以降の在職期間の標準報酬月額合計額を在職期間（月数）で除した額 × 12  
 （＝平成 14 年度以降の在職期間の標準報酬年額の平均額）

ただし、平成 14 年度以降の在職期間が 12 年を超える場合には、退職前 12 年間（＝年金受給資格を得るのに必要な在職期間）の標準報酬月額合計額を 12 で除した額  
 （＝退職前 12 年間の標準報酬年額の平均額）

#### 退職年金の額の算定（割り落とし率）

在 職 期 間	退 職 年 金 の 年 額 (H15.4.1 以前に議員歴を有する者に限る)
12 年以上 13 年未満（本来の受給資格者）	標準報酬年額の 150 分の 45
11 年以上 12 年未満	標準報酬年額の 150 分の 41
10 年以上 11 年未満	標準報酬年額の 150 分の 37
9 年以上 10 年未満	標準報酬年額の 150 分の 33
8 年以上 9 年未満	標準報酬年額の 150 分の 30

## Q.6-4 農業委員会の委員の任期等の特例とはどのようなものですか？

Ans.

農業委員会は特別の事情がある場合を除いて、原則として市町村に一つ置かれ、その委員は、選挙による委員（選挙委員）及び選任による委員（選任委員）によって構成されています（農業委員会等に関する法律（以下この項において「農業委員会法」という。）第3条第1項、第4条）。

委員の定数と任期は、選挙による委員については農業委員会法第7条及び第15条に、選任による委員については同法第12条及び第15条において、それぞれ定められています。

市町村合併が行われた場合の農業委員会の委員の任期等については、農業委員会法における特例措置と合併特例法における特例措置とがあり、どちらの特例措置を適用するかによって事務手続が異なるので、十分注意しなければなりません。

### 農業委員会法に基づく特例措置（農業委員会法第34条）

農業委員会は、1市町村1農業委員会が原則ですが、市町村長は、その区域を2以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができます（農業委員会法第3条第2項）。

市町村の合併が行われ、合併関係市町村に設置されていた農業委員会を、区域をそのままに合併市町村のそれぞれの農業委員会の区域とする場合、例えば、A市に1つの農業委員会、B町に1つの農業委員会があり、A市とB町が合併してC市になり、C市に旧A市を区域にする農業委員会と旧B町を区域にする農業委員会の2つの農業委員会を置くときは、従前の2つの農業委員会は、そのまま存続し、委員の身分には変動がないものとされています（農業委員会法第34条）。

### 合併特例法に基づく特例措置（法第8条）

#### （1）合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができます。

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 【新設合併の場合】 | ・人数：10人以上80人以内                |
|           | ・期間：市町村の合併の日から1年を超えない範囲       |
| 【編入合併の場合】 | ・人数：40人以内                     |
|           | ・期間：編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間 |

この特例の適用には人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めます。

## (2) 合併市町村の区域を2以上に分けて農業委員会を置く場合

農業委員会法第3条第2項の規定に基づいて合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合は、同法第34条の適用がある場合を除いて、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の選挙による委員として在任することができます。

この場合、編入合併も新設合併と同様に取り扱われます。

- ・人数：当該各区域の農業委員会ごとに、10人以上80人以内
- ・期間：当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併の日から1年を超えない範囲

この特例を適用する場合も人数の制限がありますので、この特例の対象となる農業委員会の選挙による委員の数が、合併関係市町村の協議で定めた数を超える場合は、これらの者の互選により在任する者を定めます。

これらの合併特例法の基づく特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならず（法第8条第4項において準用する法第6条第8項）、この告示をもって効力を生じます。（Q.5-22 参照）

なお、合併特例法第8条第2項では、農業委員会の選挙による委員について在任特例を適用した場合、委員に欠員が生じたとき、あるいはすべてなくなったときは、農業委員会法第7条の規定に基づき市町村の条例で定めた定数まで減少するとされており、議会議員のケースと同様、特例適用の有無とともに、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。（議会議員の定数に関しては、Q.5-21 参照）

議会議員の場合は、特例適用期間経過後の定数は、地方自治法第91条第7項～第10項に基づき、設置関係市町村の協議を経て告示することで定めることができますが、農業委員会委員の場合は、このような規定がないため、農業委員会法第7条の規定どおり条例で定める必要があり、合併後直ちに長の職務執行者が専決処分（議会が成立している場合は議決もあり得る）することになります。なお、農業委員会法第10条の2の規定により選挙区を設ける場合には、その旨も、この条例に含めておく必要があると思われます。

特例適用期間経過後の定数や選挙区に関しては、特例適用の是非と異なり、必ずしも合併協定書に盛り込まなければならない事項ではありませんが、合併後の市町村の根幹に関わる問題ですので、特例適用の是非と合わせて合併協議会の中で協議し、合意を得た内容を条例化することが望ましいと考えられます。

## Check

1市町村に2以上の農業委員会を置くことができるのは、市町村の面積が24,000haを超える市町村又は市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える市町村とされているので、注意してください（農業委員会等に関する法律施行令第1条の3）。

## 【農業委員会の委員の任期等の特例一覧】

区 分			原 則	特 例 措 置	
				内 容	根拠法令
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合	新設合併	在任	合併関係市町村の委員は、すべて失職するため、新たに委員を選出することになる。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期	—————	合併関係市町村の協議により合併後1年を越えない範囲で定める期間	
	編入合併	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期	—————	編入する合併関係市町村の選挙による委員の在任期間	
合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	—————	従前の農業委員会がそのまま存続し、従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期	—————	従前の任期の残任期間	
合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としなない2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	—————	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期	—————	合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間	

**Q.6-5 地方税の不均一課税について教えてください。**

Ans.

合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。

このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。

地方税法においては、不均一課税について同法第6条第2項及び第7条で規定されており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」とされています。

市町村の合併においても、この地方税法の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることとなります。

**不均一課税をすることができる要件**

合併市町村が不均一の課税をすることができる要件は、次のいずれかに該当する場合に限られています。

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産又は負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

**不均一課税の対象となる税目****(1) 市町村が課税することができる税目の種類**

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の6種類、法定目的税として入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税の7種類があり、そのほか、法定外普通税及び法定外目的税があります。

これらの税目の税率については、標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があり、

各税目のとるべき税率の種類等は、次の表のとおりです。

区分	標準 税率	制限 税率	一定 税率	任意 税率	市町村ごとに税率が異なる 場合がある税目 A	課税されていない市町村がある 税目 B
1 法定普通税 ・市町村民税 個人（均等割） （所得割） 法人（均等割） （法人税割） ・固定資産税 ・軽自動車税 ・市町村たばこ税 ・鉦産税 ・特別土地保有税						（課税客体がない場合のみ）
2 法定外普通税						
3 法定目的税 ・入湯税 ・事業所税 ・都市計画税 ・水利地益税 ・共同施設税 ・宅地開発税 ・国民健康保険税						
4 法定外目的税						

#### 【参考】

標準税率：地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として法定されている税率をいう。財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率：地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率をいう。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないとして法定されている税率をいう。

任意税率：法律上税率を定めなくて、地方団体が任意に定めることのできる税率をいう。

#### （2）不均一課税の対象となる税目

これらの市町村税のうち、不均一課税をすることができる場合としては、「市町村ごとに税率が異なる場合」と「課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」とが考えられます（上の表のA欄、B欄参照）。

まず、法定普通税のうち一定税率以外の税率により課税する税目については、市町村ごとに税率が異なる場合があるので、不均一課税をすることができますが、一定税率で全国一律に課税されている「市町村たばこ税」と「特別土地保有税」については、不均一課税を行う余地はありま

せん。

次に、法定外普通税、法定目的税（事業所税を除く。）及び法定外目的税は、「市町村ごとに税率が異なる場合」と「課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」の両方が考えられますので、不均一課税をすることができるとされています。

なお、事業所税は、一定税率ではありますが、人口30万人以上の政令で指定する市等において課税する税目であるため、課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合があり、このような場合には、不均一課税をすることができるとされています。

また、国民健康保険制度においては、保険「税」の制度を採用している市町村と保険「料」の制度を採用している市町村があり、これらの市町村の間で合併する場合には、「税」と「料」どちらに統一するかの検討に併せて、不均一課税についても検討することになります。「料」に統一する場合には、地方税法の規定を受けませんが、「税」の場合に準じて不均一賦課ができるものとされています。（Q.4-18を参照）

### （3）特例の範囲

合併特例法第10条による不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものですが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されています。

また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできません。

### （4）その他

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、条例で規定しなければならないとされています（地方税法第3条第1項）。したがって、一般と異なる税率で課税するなど不均一の課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければなりません。

合併後に不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はありませんが、事実上の取扱いとしては、合併協議会で事前に取り決めることが適当であるとされています。しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併直後に合併市町村において正規の条例改正等の手続きをとってはじめて、不均一課税が行われるものとされています（昭和33年10月15日市町村税課長内かん）。

### （5）本県の市町村についての検討

これらの考え方を本県の市町村の実態に当てはめて整理してみると次の表のようになります。

区分		税目ごとに留意すべき事項
法定普通税	市町村民税 個人(均等割)	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市及び西条市が 2,500円、その他の市町村が 2,000円のため、5市と他の市町村の間での合併の場合は不均一課税を検討する必要がある。
	個人(所得割)	全市町村が標準税率を採用しているため、不均一課税の検討は必要ない。
	法人(均等割)	松山市など7市6町が制限税率を採用し、その他の市町村は標準税率を採用しているため、の市町と の市町村の間での合併の場合は、不均一課税を検討する必要がある。
	法人(法人税割)	12市7町が制限税率を採用し、その他の町村は標準税率を採用しているため、の市町と の町村の間での合併の場合は、不均一課税を検討する必要がある。
	固定資産税	宇和島市(1.55%)及び八幡浜市(1.5%)が超過税率を採用しているため、この2市が関係する合併においては不均一課税を検討する必要がある。
	軽自動車税	全市町村が標準税率を採用しているため、不均一課税の検討は必要ない。
	市町村たばこ税	一定税率のため、不均一課税を検討する余地はない。
	鉱産税	課税している全市町村(57市町村)が標準税率をもって課税しているため、不均一課税の検討の必要はない。
	特別土地保有税	一定税率のため、不均一課税を検討する余地はない。
法定外普通税		本県には法定外普通税を設けている市町村はない。
法定目的税	入湯税	課税している全市町村(23市町村)が標準税率(150円)をもって課税しているため、不均一課税の検討の必要はない。
	事業所税	松山市のみが課税しているため、松山市を含む合併の場合は、不均一課税を検討する必要がある。
	都市計画税	八幡浜市及び新居浜市が課税しており、これらを含む合併の場合は、不均一課税を検討する必要がある。
	水利地益税	本県には課税している市町村はない。
	共同施設税	本県には課税している市町村はない。
	宅地開発税	本県には課税している市町村はない。
	国民健康保険税	松山市、宇和島市、新居浜市及び川之江市の4市が国民健康保険料であり、この4市を含む合併の場合は、「税」と「料」の統一方法などを含め検討が必要である。
法定外目的税		本県には法定外目的税を設けている市町村はない。

【参考】超過税率：標準税率を超える税率をいう。

#### Check

総務省「合併協議会の運営の手引」139(135)ページを参照してください。

**Q.6-6 県議会議員の選挙区に関する特例とは何ですか？**

Ans.

市町村の合併が行われた場合、都道府県の議会の議員の選挙区は、公職選挙法の定めるところにより変更されることとなりますが、合併特例法はその特例を定めています。

**公職選挙法の原則（公職選挙法第15条）**

- (1) 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域によります（同条第1項）。
- (2) 郡市の区域の人口が議員1人当たりの人口（都道府県の人口を議員定数で除した数）の半数に達しないときには、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて1選挙区を設けなければなりません（同条第2項）。
- (3) 郡市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市と合わせて1選挙区を設けることができます（同条第3項）。
- (4) 郡の区域が他の郡市の区域により2以上の区域に分断されている場合には、前記(1)～(3)の適用について、当該区域又はそれらの区域を合わせた区域を郡の区域とみなすことができるとされています。また、郡の区域が他の郡市の区域により分断されていないが、地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも同様です（同条第4項）。
- (5) 都道府県の議会の議員の定数は、地方自治法第90条により定められていますが（平成15年1月1日以降は、同条に定められた数を上限として条例で定めることになっています。）各選挙区に配分する数については、選挙区の人口に比例して条例で定めることとされています。ただし、特別の事情があるときは概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされています（同条第8項）。

したがって、市町村合併によって郡市の区域に変更を生ずる場合には、公職選挙法の原則どおりであれば、

- ・都道府県の議会の議員の選挙区は自動的に変更される。
- ・区域の変更によって選挙区の人口も変動するので、当該選挙区で選出すべき議員の数に変動を生ずる。

ことが考えられます。

### 特例措置の内容（法第14条）

上記の原則に対して、合併特例法により、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限って、次のいずれかの特例措置をとることが認められています。（法第14条第1項）

- ・従前の選挙区による。
- ・合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて1選挙区を設ける。

これらの特例措置及び公職選挙法の原則により、郡市の区域に変更を生ずる市町村の合併が行われた場合の選挙区については、次の3つの方法から選択されることとなります。

合併に伴って選挙区を変更する（公職選挙法の原則）。

従前（合併前）の選挙区によることとする。

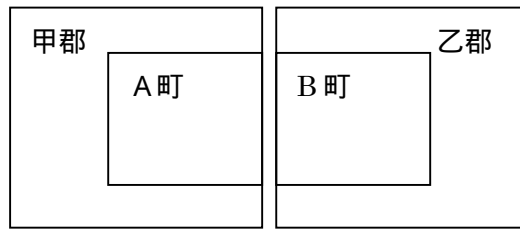
合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて1選挙区を設ける。

なお、又はの特例を採用する場合には、都道府県の条例で、選挙区の区域を定める必要があります。

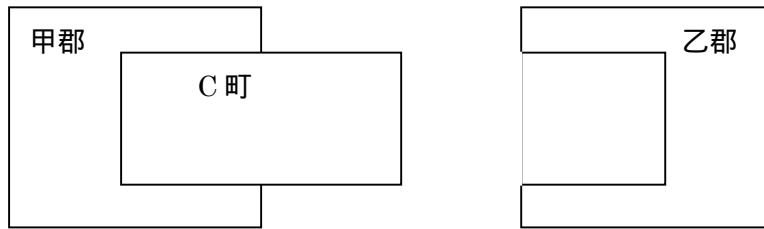
### 具体的な選挙区の設定

市町村の合併によって郡市の区域に変更を生ずる場合は、次の4つの場合が考えられ、それぞれの場合において、具体的に選挙区を設定する方法が上記の3つの方法から選択されることとなります。

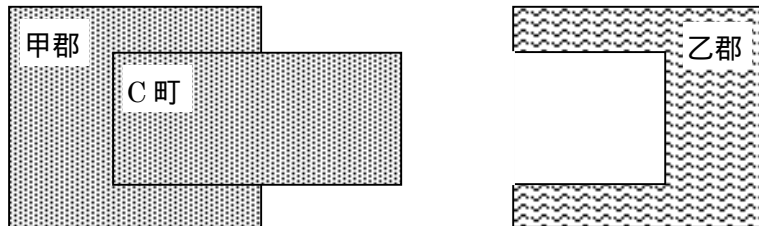
郡の境界を越える町村の合併



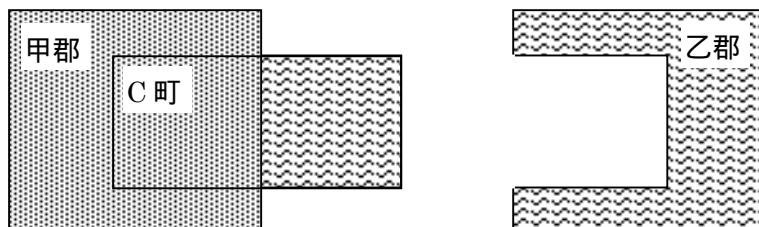
↓ A町とB町を廃し、C町を設置、甲郡に属させる



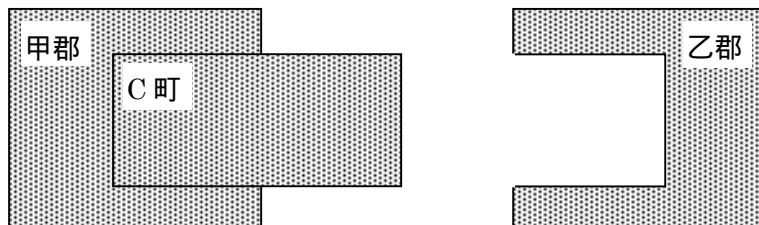
公職選挙法の原則（郡市の区域による）



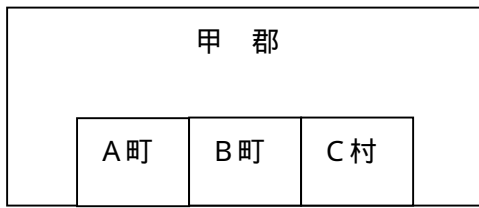
特例（従前のまま）



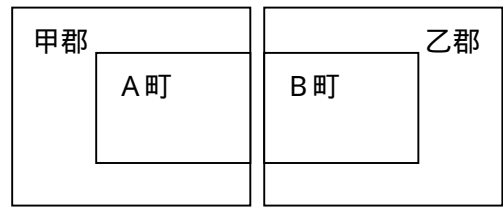
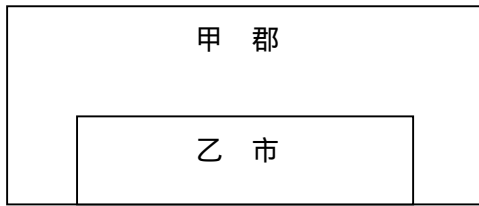
特例（全部合わせる）



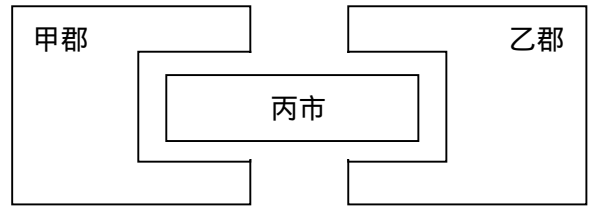
町村の合併により市を設置する新設合併



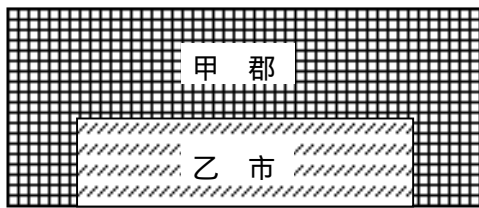
A町、B町、C村を廃し、乙市を設置



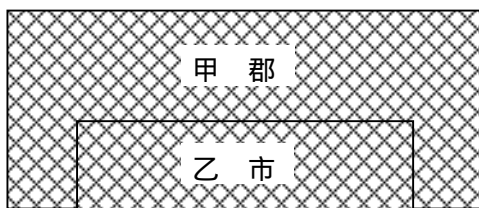
A町とB町を廃し、丙市を設置



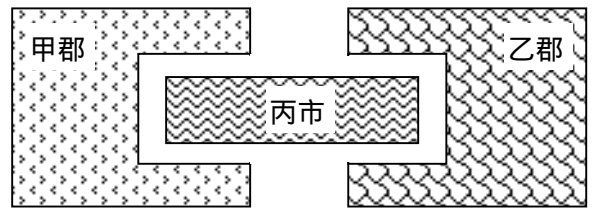
公職選挙法の原則  
(郡市の区域による)



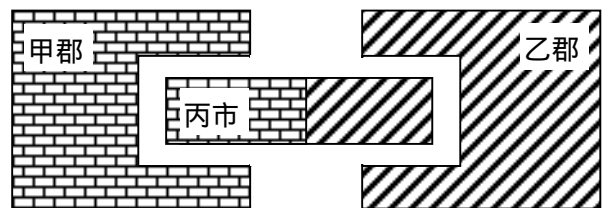
特例  
(従前のまま、全部合わせる)



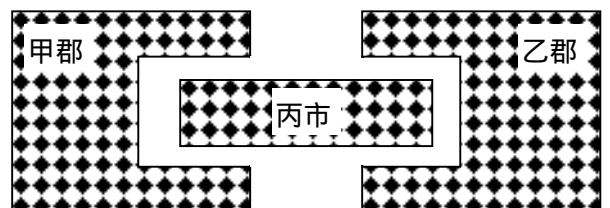
公職選挙法の原則  
(都市の区域のまま)



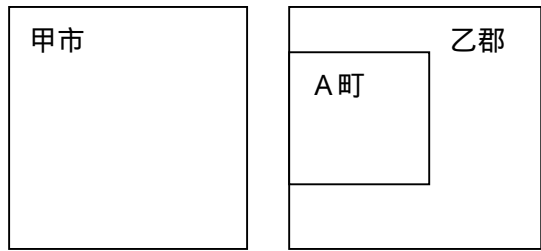
特例  
(従前のまま)



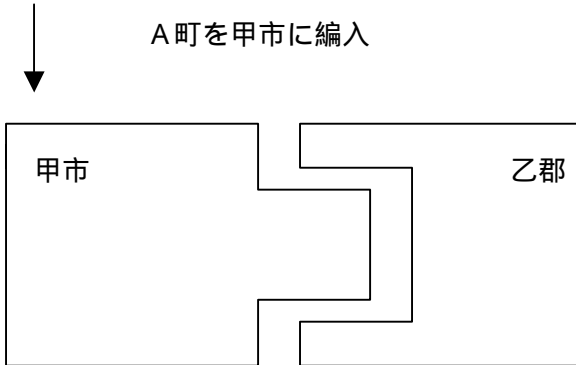
特例  
(全部合わせる)



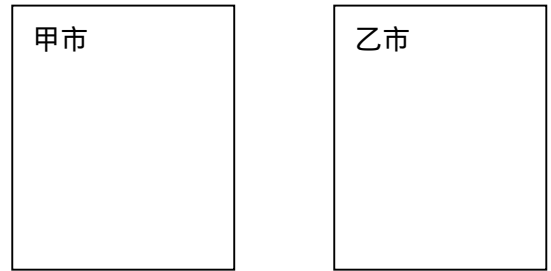
町村の市への編入合併



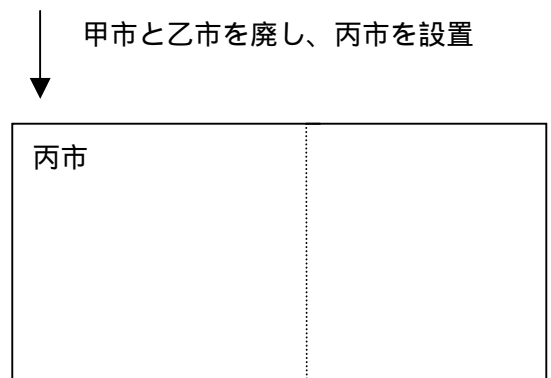
A町を甲市に編入



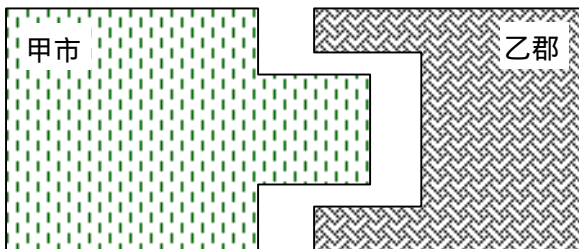
市と市の合併



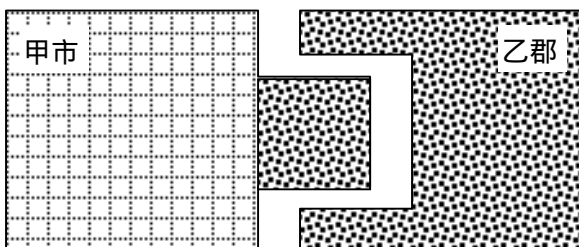
甲市と乙市を廃し、丙市を設置



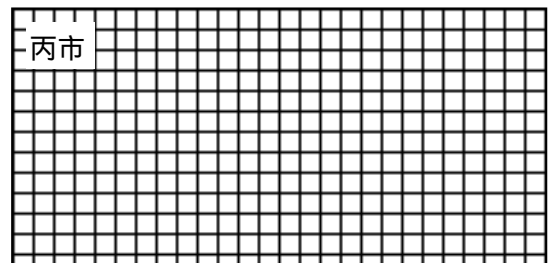
公職選挙法の原則  
(郡市の区域による)



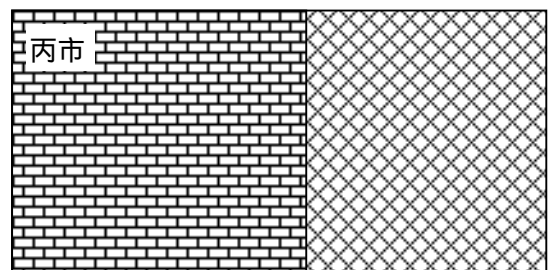
特例  
(従前のまま)

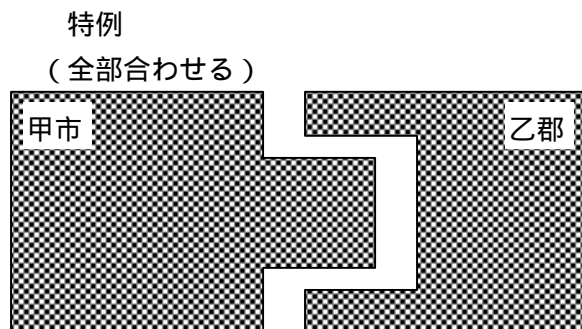


公職選挙法の原則  
(郡市の区域による)  
特例(全部合わせる)



特例  
(従前のまま)





#### 合併特例法の特例の適用手続

合併特例法の特例により郡市の区域によらない選挙区を設けて定数を配分する場合には、都道府県の条例でこれを定めなければなりません(法第14条第1項及び第2項、公職選挙法第15条第8項)。この条例は、郡市の区域に変更を生ずる市町村の合併の日に行われることが必要です。

合併の日はこの条例が施行されなければ公職選挙法の原則どおりの選挙区となり、後日これを変更することはできないものと解されています。

#### その他

- (1) 合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて1選挙区を設けることとした場合の議員の定数

合併特例法の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて1選挙区を設けることとした場合、その選挙区で選挙すべき議員の数は、都道府県の条例の定めるところにより、従前の選挙区が存続するものとみなして配分した数の合計数となります(法第14条第2項)。

各選挙区に配分される議員の数については、人口に比例して条例で定めるのが原則ですが(公職選挙法第15条第8項)、この原則に従って新選挙区の議員の数を定めることとした場合、端数処理の関係から、従前の選挙区に配分されていた数の合計数と異なる数となる可能性もあり、その場合、他の選挙区の議員の数に影響が及ぶこととなるので、これを防ぐための特例措置として定められたものです。

- (2) 市町村の合併によっても選挙区の変更は行わず、従前の区域とした場合の開票区

合併特例法第14条第1項の規定により、市町村の合併によっても選挙区の変更は行わず、従前の区域とした場合には、合併市町村が従前の選挙区によって分けられることとなるため、開票区もそれに応じて合併市町村を分けて作る必要があります。

開票区については、「市町村の区域による」こととされている(公職選挙法第18条第1項)ため、この特例措置として合併特例法第14条第3項において、選挙区の区域によって合併市町村

の区域を分けて開票区を設けることを定めています。この場合、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにこれを告示しなければなりません（公職選挙法第18条第3項）。

（3）衆議院議員の選挙区について

衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区については、平成6年の公職選挙法の改正により、市町村の合併によりその行政区域に変更が生じても、なお従前の区域によることとされました。

## Q.6-7 地域審議会とはどういうものですか？

Ans.

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。

地域審議会は、

合併関係市町村の協議により

期間を定めて

合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができることとされており（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています（法第5条の4第2項）。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません（法第5条の4第3項）。

また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません（法第5条第8項）。

地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。

新市町村の関係区域に係る事務に関して

・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する

市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行 等

・ 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる

公共施設の設置・運営管理

福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等

**Check** 地域審議会の設置に関する規定については、大船渡市・三陸町合併協議会（<http://www.nnet.ne.jp/~ofunato/gapei/houtei/index.htm>）、中球磨5か町村合併協議会（[http://www.nakaguma.net/kyogikai\\_n/kyogikai\\_frame.htm](http://www.nakaguma.net/kyogikai_n/kyogikai_frame.htm)）のホームページを参照してください。

Q.6-8 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の平成14年改正の概要について教えてください。

Ans.

平成14年の改正は、第26次地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（平成12年11月27日）及びこれらを踏まえた行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等を踏まえて行われ、原則として平成14年3月31日から施行されました。そのポイントは以下のとおりです。

#### **合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入**

##### **1 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入（法第4条・第4条の2）（Q.3-1を参照）**

住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に行われる有権者からの直接請求により、合併協議会の設置について、住民投票を行い、有効投票の総数の過半数の賛成があった場合には当該議案について可決したものとみなす。

##### **2 合併協議会設置協議についての議会の議案審議における請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述の機会の保障（法第4条・第4条の2）**

請求代表者又は同一請求代表者に対して、議会の議案審議における意見陳述の機会を与える。

##### **3 請求代表者又は同一請求代表者の合併協議会への参加（法第3条）**

住民発議により設置された合併協議会では、現在合併協議会の委員に充てることとしている関係市町村の議会の議員、長その他の職員又は学識経験者を有する者以外に、請求代表者又は同一請求代表者を委員として加えることができる。

##### **4 住民発議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知・公表（法第5条）**

住民発議により設置された合併協議会では、設置後6月以内に市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、請求代表者又は同一請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

**一部事務組合等に関する特例**（法第9条の2）（Q4-12を参照）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合に、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

**税制上の特例措置の拡充****1 不均一課税をすることができる期間の延長と同期間における課税免除の特例の創設（法第10条）**（Q.6-5を参照）

地方税の不均一課税をすることができる期間を市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に延長するとともに、同期間内において課税免除することができる。

**2 事業所税の課税団体の指定の延期（法第10条）**（Q.6-5を参照）

合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業税の課税団体の指定は合併の日から5年間を行わない。ただし、合併市の人口が、合併前の合併関係市町村の状況を勘案して政令で定める人口以上となった場合はこの限りでない。

**流域下水道に関する特例**（法第14条）

管理主体が原則都道府県である流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合に、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から10年を経過する日の属する年度までの範囲で、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

Q.7-1 合併市町村に対する国の財政支援について教えてください。

Ans.

国は、合併特例法に基づく特例措置をはじめ各種の財政的な支援措置を設けています。これらを一覧にすると、次のとおりです。(平成15年3月現在)

	合併施行前	合併施行後
普通交付税		合併算定替 ・合併した年度とこれに続く10か年度は、合併しなかったものとして算定された普通交付税額を保障、さらに5か年度激減緩和措置 合併補正 ・基本構想の策定・改訂、電算システムの統一、ネットワークの整備、住民サービス水準の調整等の経常経費に対して、合併後5か年度にわたり、普通交付税により包括的に措置
特別交付税	合併準備経費及び合併移行経費を特別交付税で措置	コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定等、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等の経費を、合併後3か年度にわたり特別交付税で措置 合併支援のための公債費負担の平準化に対する経費(繰上償還額)に対して特別交付税で措置
地方債	合併特例事業(合併推進債) ・合併重点支援地域において、合併関係市町村が一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業等に要する経費に対して合併推進債を充当 ( Q.7-12を参照 )	合併特例事業(合併特例債) ・市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に要する経費に対して合併した年度とこれに続く10か年度の間、合併特例債を充当
補助金	合併準備補助金 ・市町村建設計画の作成等に要する経費に対して定額を補助	合併市町村補助金 ・市町村建設計画に位置付けられた経費に対して合併後3か年度、人口規模に応じて定額を補助

1 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)( Q.7-2、Q.7-3を参照)

合併が行われた年度とこれに続く10か年度は、合併しなかったものとして算定された普通交付税額が保障されます。さらに5か年度をかけて合併後の本来の交付税額になるよう、激減緩和措置がとられます。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)

合併直後の臨時的経費のうち、主として次のような経常経費に対して、合併後5か年度にわたり、普通交付税による包括的な財政措置が講じられます。

行政の一体化(基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)に要する経費

行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)に要する経費

【支援額の算定方法】5か年度合計額

$(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$   
 上限額 30 億円、算定された額を5か年度にわたり均等に基準財政需要額に算入

2 特別交付税による措置

(1) 合併市町村に対する財政支援措置

合併を機に行うコミュニティ施設整備・総合交通計画の策定など新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、合併が行われた年度又はその翌年度から3か年にわたり特別交付税による一定額の支援が行われます。

【支援額の算定方法】3か年度合計額

$(4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$   
 [1年目:この5割を支給、2年目:この3割を支給、3年目:この2割を支給]

増加人口:合併後人口 - 合併関係市町村のうち人口が最大の旧市町村の人口

補正係数:人口の増加程度に応じた係数

増加人口 / 合併後人口	補正係数
20%未満	1.0
20%以上 40%未満	1.25
40%以上	1.5

(2) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置経費等に対して特別交付税措置が行われます。

【支援額の算定方法】市町村の合併準備のために必要な経費×0.5(13年度現在)

(法定又は任意の合併協議会が設置された年度後4か年度に限る。)

(3) 合併移行経費に対する財政措置

合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費(電算システム統一等)に対して特別交付税措置が行われます。

【支援額の算定方法】市町村の合併移行のために必要な経費×0.5(13年度現在)

**3 合併推進債による措置**

合併重点支援地域に指定を受けた市町村において、複数の市町村が一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業等に要する経費については、合併推進債が充当(90%)でき、元利償還金の一部(50%)は普通交付税で措置されます。( Q.7-12 を参照 )

**4 合併特例債による措置**(1) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置( Q.7-4 を参照 )

市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費については、合併特例債が充当でき、元利償還金の一部は普通交付税で措置されます。

(2) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置( Q.7-4 を参照 )

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金造成に要する経費については、合併特例債が充当でき、元利償還金の一部は普通交付税で措置されます。

**5 国費による補助**(1) 合併準備補助金

市町村建設計画の作成及びその準備等に要する経費に対して国の補助が受けられます。

【補助金額】 1市町村当たり 一律500万円(定額・1回限り)

(2) 合併市町村補助金

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられた経費について、合併後3か年度間は、国から合併関係市町村の人口規模に応じた補助金が受けられます。

## 【対象事業】

合併市町村の統一した事業の遂行上、付加的に必要となり、かつ、行政運営の合理化、効率化に資する事業に要する経費

- ・ 合併による出納、税務等の電算システムの変更
  - ・ 合併市町村の統一業務マニュアルの作成 等
  - 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業に要する経費
  - ・ 議場、庁舎、支所等の改修 等
  - 公共施設のネットワーク化等に要する経費（本庁・支所間、図書館、文化ホール、体育施設等）
  - ・ 電話、防災行政無線の統一
  - ・ ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続器の改良
  - ・ 図書館貸出システムの統一
  - ・ 体育施設予約管理システムの統一 等
  - 地域内の人的・物的交流の促進に必要な経費
  - ・ 地域間連絡バス等の購入 等
  - 合併市町村のアイデンティティを高め、一体感を醸成するための経費
  - ・ 合併記念式典開催事業、合併記念碑の建立
  - ・ 旧市町村単位のふるさと景観顕彰事業 等
- （注）国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象外

【補助限度額等】

単年度につき、次の表に基づいて算出される合併関係市町村ごとの額の合算額  
 ただし、国が特に認める場合には、3か年度の補助の合計額が単年度限度額の3倍を限度として、単年度上限額を超えて補助することも可能

合併関係市町村の人口	補助金額
5,000人以下	2,000万円
5,001人以上 10,000人以下	3,000万円
10,001人以上 50,000人以下	5,000万円
50,001人以上 100,000人以下	7,000万円
100,001人以上	10,000万円

（例）人口70,000人の市と人口15,000人の町が合併した場合、7,000万円 + 5,000万円 = 12,000万円が単年度の限度額となります。

Check

合併推進のための地方財政措置や補助金等の概要については、総務省ホームページも合わせて参照してください。

Q.7-2 普通交付税の算定の特例（合併算定替）について教えてください。

Ans.

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額（財源不足額）に応じて配分されますが、合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節減が可能となり、一般的には基準財政需要額が減少し、それによって交付税額も減少します。

しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併が行われた年度及びこれに続く10か年度は、合併関係市町村がそのまま存続したもとのとして算定される交付税額の合計額を保障し、その後5か年度については保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により交付税上の不利益を被ることのないような特例（合併算定替）が設けられています（法第11条第2項）。

なお、合併特例債発行に伴う後年度の元利償還金についても、合併特例債償還費として、この算出の際に、基準財政需要額に加算されます。

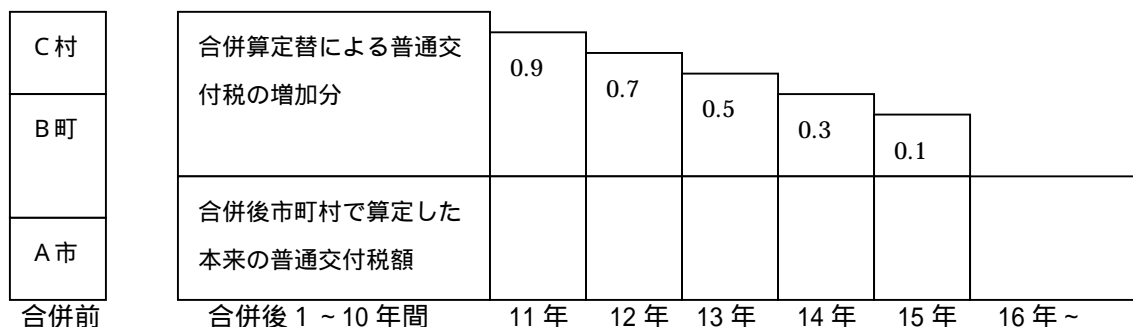
【制度の概要】

合併算定替の制度は、次の及びの方法により財源不足分を算定し、合併算定替で算出したによる額と、合併市町村一本で算出したによる額を比較して、による額の方が大きいときには、の不足分をもって当該合併市町村の財源不足額とするものです。

合併関係市町村のすべてが、当該年度（普通交付税の算定を行う年度）の4月1日現在において、なお合併前の区域をもって存続したと仮定して、各合併関係市町村について算定した財源不足額の合算額

当該合併市町村について地方交付税法第10条の規定により算出した、いわゆる一本算定による財源不足額

【合併算定替のイメージ】



Q.7-3 普通交付税の合併算定替の具体的な算出の方法を教えてください。

Ans.

1 合併算定替の考え方について

合併算定替は、合併前の算定額を保障するのではなく、合併後の普通交付税の算定を行う当該年度ごとに、その年度の交付税の算定式に従って、合併関係市町村がなお存続するものとして計算した額を下回らない額を保障するということです。

以上のとおり、あくまでも、その年度ごとの算定方式に従った計算となりますので、現時点では、交付税がどれだけ多くなるかを確定的に計算することはできません。

2 合併特例債の元利償還金の取扱い

合併算定替の際には、合併後に起こした合併特例債の元利償還金が基準財政需要額に算入されません。具体的な算定については、合併後、毎年度、次の2つの方法で算定され、そのうちの大きい額が合併市町村の普通交付税となります。

- (1) 合併市町村(新しい市町村)を単位として、合併特例債償還費も含めて算定して得た額
- (2) 合併後借り入れた合併特例債償還費については、合併特例債の事業施行地域が属していた合併関係市町村(合併前の市町村)に属すると考えて、合併市町村ごとに合併特例債償還費も含めて算定して得た額の合計

3 合併関係市町村の中に交付税不交付団体が存在する場合の取扱い

合併算定替は、合併関係市町村ごとの財源不足額のみを合算して合併市町村の財源不足額を算定するものであるため、当該合併関係市町村の中にいわゆる不交付団体である市町村がある場合についても、当該不交付団体に係る財源超過額は、それ以外の合併関係市町村の財源不足額と相殺しないものとされています。

## Q.7-4 合併特例債の内容について教えてください。

Ans.

## 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、地方財政法の起債対象事業でなくても、合併が行われた年度及びこれに続く10か年度に限り、合併後の市町村は合併特例債をもってその財源とすることができ、当該特例債の元利償還金の一部について、合併後の市町村へ普通交付税措置を行うものとされています。

## (1) 対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができます。

また、合併特例債は、対象事業に該当すれば、地方単独事業のみならず、国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏についても充当することができます。

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備  
(例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備)
- ・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備  
(例：住民が集う運動公園等の整備)

合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備  
(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
- ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備  
(例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を建設するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。)

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

## (2) 標準全体事業費

(1)の～の事業に係る標準的な全体の事業費(以下「標準全体事業費」という。)を設定し、その事業量の目安とすることとされています。



**合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財源措置**

(1) 対象事業

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等(当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興を含む。)のために設ける基金(以下「合併市町村振興基金」という。)を設置する場合、基金設置に要する経費のうち、次に掲げる特に必要と認められるものについては、合併特例債を充当することができます。

新市町村の一体感の醸成に資するもの

(例：イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)

旧市町村単位の地域振興(旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)

(例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等)

(2) 標準基金規模

(1)の合併市町村振興基金の規模(標準基金規模)を設定し、基金積立額の目安とすることとされています。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位での地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出されます。

**【標準基金規模の算出方法】**

$$\frac{(3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数})}{(\text{市町村数均等割})} + \frac{(1 \text{ 万円} \times \text{増加人口})}{(\text{増加人口割})} + \frac{(5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口})}{(\text{合併後人口割})}$$

ただし、必要に応じて、算式により算出される標準基金規模のおおむね5割増まで積立てを行うことができるとされていますが、いずれの場合においても、40億円が上限です。

(3) 充当率及び普通交付税措置

合併特例債の充当率は対象事業費のおおむね95%とし、その元利償還金の70%が、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。(13年度現在)

Q.7-5 「病院の建替え」のような公営企業に関する事業は、  
合併特例債の対象となりますか？

また、団体への補助金の財源として特例債を発行で  
きますか？

Ans .

公営企業は、独立採算を前提としていますので、原則として公営企業債を充当して、料金収入をもって経営していくのが原則です。

しかし、合併に伴う公営企業関係の行政需要の増加が著しい場合には、料金の上昇の抑制を図りながら、生活環境施設の集中的な整備や機能の充実強化を図る必要があります。

このため、市町村の合併に伴う公営企業の所要経費について、一般会計から出資・補助を行う場合、この出資・補助を合併特例事業の対象としています。

具体的には、合併特例事業を活用する緊急の必要性が高い公営企業事業として、上水道事業、下水道事業及び病院事業が対象とされ、これらの事業に必要な経費のうち合併に伴い発生する資本費の増高経費分が対象となります。

したがって、公営企業に関する事業への合併特例債の充当率は、以下のとおりとなります。

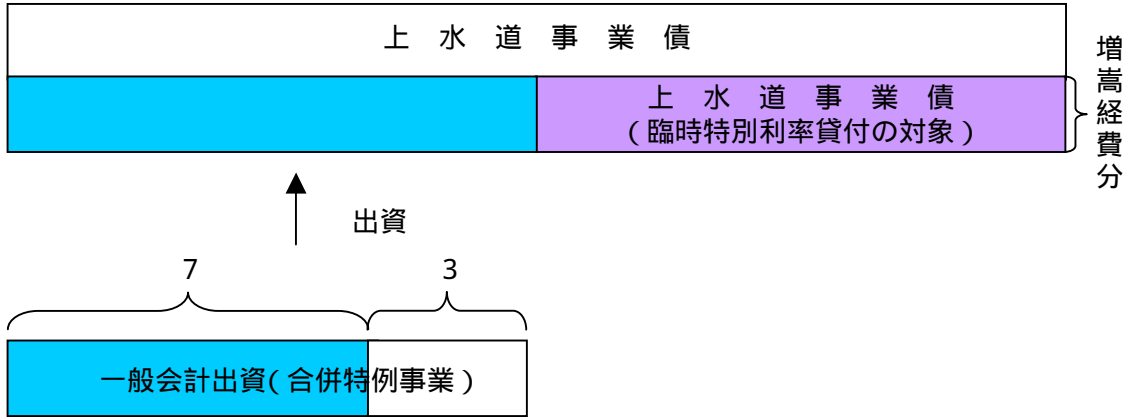
$$\text{合併特例債の充当額} = \text{合併に伴い発生する資本費の増高経費分} \times 1 / 2 \times \text{おおむね } 100\%$$

(地方債に係る元利償還金の70%については、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されます。)

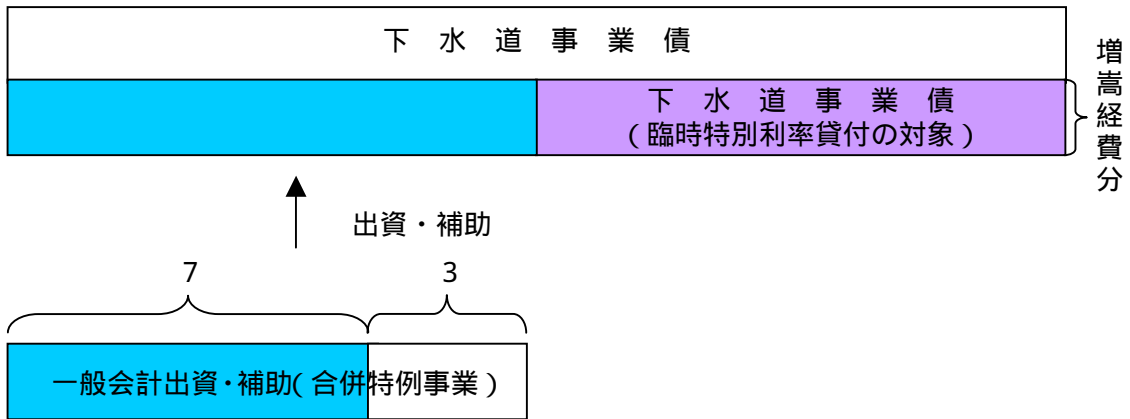
また、団体等への補助金については、合併特例債をその財源として充当することはできませんが、出資金については可能なケースもあります。

公営企業に係る合併特例事業について

上水道事業

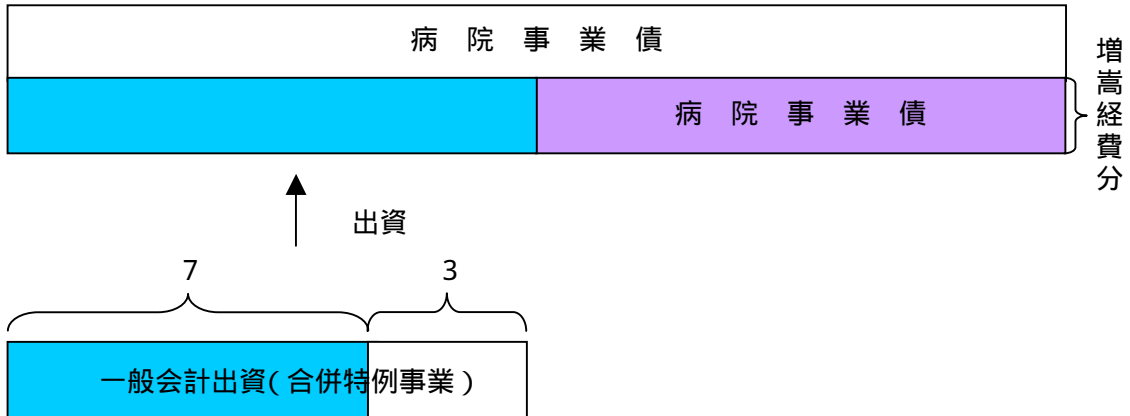


下水道事業



(法適の場合については出資、法非適の事業については補助)

病院事業



一般会計からの出資・補助について地方債を100%充当し、その元利償還金の70%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入。

Q.7-6 過疎地域の市町村が合併すると過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例措置を受けられなくなるのですか？

Ans.

A 町、B 町と過疎地域に指定されている C 町が合併して D 市になる場合、D 市全体としては、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域の要件を満たさなくなることもあります。

しかし、過疎法第 33 条第 1 項では、過疎地域を含む廃置分合・境界変更があった場合、当該市町村が過疎法第 2 条第 1 項の要件に該当しなくても、過疎法施行規則に定める基準に該当すれば、当該市町村全域を過疎地域とみなして特例措置が受けられることとなっています。この場合、財政力指数によっては、特例措置が受けられる期間が 5 年間に限られることもあります。

さらに、過疎法第 33 条第 1 項に該当しない場合にも、同条第 2 項の規定により、上記の例の D 市の区域のうち旧 C 町の区域を過疎地域とみなして、旧 C 町の区域に限って特例措置が受けられることとなっています。

また、平成 12 年 3 月 31 日をもって失効した過疎地域活性化特別措置法に基づいて過疎地域に指定されていた市町村のうち、現在は、過疎法の地域に指定されていない市町村（いわゆる「特定市町村」）は、過疎法附則第 5 条により、平成 16 年度末までの間に限り、当該特例措置を受けることが認められています。合併関係市町村にこのような特定市町村が含まれるときは、過疎法附則第 7 条で、平成 16 年度末までの間、特定市町村の区域に限って合併後も特例措置を受けることができます。

#### CHECK

過疎地域自立促進特別措置法に基づく、県内指定市町村

八幡浜市・新宮村・別子山村・吉海町・宮窪町・伯方町・魚島村・弓削町・生名村・岩城村・上浦町・大三島町・関前村・中島町・久万町・面河村・美川村・柳谷村・小田町・広田村・中山町・双海町・長浜町・内子町・五十崎町・肱川町・河辺村・瀬戸町・三崎町・三瓶町・明浜町・野村町・城川町・吉田町・三間町・広見町・松野町・日吉村・津島町・内海村・城辺町・一本松町・西海町（43 市町村）

新法において指定要件を満たさなくなる市町村（特定市町村）

菊間町・丹原町・宇和町（3 町）



Q.7-7 災害復旧事業費の国庫負担金の特例について教えてください。

Ans.

災害により市町村が被害を受けた場合、その災害復旧事業に要する経費についての市町村と国の負担関係に関しては、公共土木施設の災害復旧事業については市町村の財政力（標準税収入額）に対する災害復旧事業費の割合に従い補助率が嵩上げされ、農地等の災害復旧事業や災害地における第二種公営住宅の建築等については災害が一定の区域に限られた方が国の財政援助が有利になる仕組みになっています。

合併した場合、合併市町村の標準税収入額が合併関係市町村の各々の標準税収入額より大きくなったり、合併により市町村の区域が拡大したりすることで、合併前に比べ不利になることが考えられます。

このため、合併特例法第13条では、合併市町村に対する国庫補助負担金の算定に当たり、市町村合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年（災害復旧事業についての国庫負担率の算定は、その年の1月1日から12月31日までに生じた災害について定められるのが原則とされているため、年単位）以内に発生した災害等に対する国の財政支援に関して、合併により不利益を受ける結果となるような場合、合併関係市町村が災害が発生した日において従前のまま存続したものと仮定した財政援助の額を保障するとされています。

なお、この特例措置は、あくまでも合併の日の属する年及びこれに続く5年以内に生じた災害に適用されるもので、この特例期間内に合併市町村の一体化と財政基盤の確立に努め、この期間後において発生する災害に十分対応できるようにすることが必要です。

Q.7-8 国の合併支援本部がまとめた「市町村合併支援プラン」について教えてください。

Ans.

国は、全省庁が協力して市町村合併を推進するため、平成13年3月27日に、総務大臣を本部長とし、各省庁の副大臣で構成する「市町村合併支援本部」を設置しました。

支援本部では、同年8月に「市町村合併支援プラン」をまとめ、県が指定した「合併重点支援地域」に対して、道路などの社会資本整備など、各省庁が連携して重点的に支援していくことにしています。

この支援プランは、第5回市町村合併支援本部会議（H14.8.30）において内容の拡充を行うことが決定され、各省庁連携の下、支援策を拡充（7項目）、追加（23項目）し、内容の充実が図られました。

支援プランに掲載された支援策の主な内容は、次のとおりです。

【市町村合併支援プランに掲載された支援策の主な内容】

地方行財政上の支援策

- ・合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入
- ・支所・出張所の機能の拡充、地域審議会及び郵便局の活用
- ・政令指定都市の指定の弾力化
- ・市町村合併が行われた場合の選挙権の特例（追加）
- ・合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置（追加）
- ・合併支援のための公債費負担の平準化措置（追加）

関係省庁の連携による支援策

- ・新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路、地形的制約により交流が遅れている市町村間を連絡するトンネル、離島における架橋などの優先採択・重点投資
- ・地方バス補助事業の対象要件の緩和（複数市町村にまたがる路線を対象としているが、合併した場合にも補助対象外とならないよう配慮）
- ・合併のシンボル、記念となる都市公園の整備に対する重点支援
- ・IT関連のハード整備及び住民サービスの高度化や情報格差の是正等を目的とするソフト整備等に対する重点支援（追加）
- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備に対する重点支援（追加）

Check

添付資料「市町村合併支援プラン」も合わせて参照してください。

Q.7-9 県の「市町村合併支援プラン」の概要について教えてください。

Ans.

県では、合併協議の進展と新市町村への円滑な移行に向けて、市町村のニーズに応じた支援策を講じていくため、総合的な支援プランを策定しました。

### 「愛媛県合併支援プラン」の概要

#### 1 策定の趣旨

- ・合併協議の進展と新市町村への円滑な移行に向けて、市町村のニーズに応じた支援策を講じていくため、総合的な支援プランを策定
- ・合併協議の熟度や合併の類型や規模に応じて、従来の支援策を体系的に整理
- ・新市町村への円滑な移行に向けた新たな支援策を盛り込む

#### 2 対象地域

- ・次に掲げる市町村を対象地域とする。
  - 1 合併に積極的に取り組んでいる市町村
  - 2 県が合併重点支援地域に指定した市町村
  - 3 平成17年3月までに合併した市町村
- ・上記の市町村を次のように区分し、それぞれの支援策の対象地域を明示
  - (1) 合併協議の熟度に応じた区分
    - 調査研究段階にある市町村（全市町村）
    - 具体的な合併協議を進めている市町村（重点支援地域に指定した市町村）
    - 合併協議が整い、新市町村への移行段階に入った市町村（協定調印後の市町村）
    - 平成17年3月までに合併した市町村
  - (2) 合併の類型や規模に応じた支援策
    - すべての組合せ
    - 町村のみの組合せ（一定数以上）
    - 市制施行等を目指す組合せ
    - 関係市町村が一定数以上で、一体化を特に促進する必要がある組合せ

## 3 支援プランの内容

区 分	支 援 策	期 間	支 援 対 象	
			熟 度	類 型 規 模
合併に関する 調査研究・意識 醸成に対する 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併アドバイザーの派遣</li> <li>・広報紙やホームページ等による啓発</li> <li>・合併に関する相談等に対する助言</li> </ul>	13～ 13～ 13～		
合併に関する 具体的協議の 促進に資する 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議会運営費に対する助成</li> <li>・合併協議会へ委員等としての参画</li> <li>・合併協議会事務局への県職員の派遣</li> <li>・市町村への助言・調整</li> </ul>	14～ 13～ 13～ 13～		
新市町村への 円滑な移行に 資する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併関係市町村間の交流促進に資する施策展開</li> <li>・合併移行経費に対する県独自の支援</li> <li>・市町村の実務研修生の受け入れ</li> <li>・公共的団体等の統合整備に関する支援</li> </ul>	13～ 検討中 今後実施 今後実施		
合併後のまち づくりに資す る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市町村に対する県職員の派遣</li> <li>・合併後のまちづくりに資する知事権限の新たな移譲の検討</li> <li>・各種圏域、地域指定、広域計画等の適切な見直し</li> <li>・国の「合併支援プラン」の活用による公共施設等の優先整備</li> <li>・県単独事業の優先採択・重点実施、採択要件の緩和</li> </ul>	今後実施 検討中 今後実施 13～ 13～		

Check

添付資料「愛媛県市町村合併支援プラン」も合わせて参照してください。

Q.7-10 合併協議会の事務局に県職員を派遣してもらうことはできるのですか？

Ans .

県では、合併協議会等に対する積極的な参画・助言の一環として、合併協議会委員への職員の就任や合併協議会事務局への職員の派遣を行っています。

合併協議会事務局への職員の派遣については、合併協議会には法人格がありませんので、合併関係市町村に派遣し、そこで市町村長の命により事務局の事務に従事させることとなります。

その際の派遣職員の給与・手当等の負担方法は、県と関係市町村の間で事前に協議して決定することとなります。

なお、この派遣については、原則として、法定協議会を設置した場合に限り、要請に応じて必要性等を検討し、個別に判断することとしており、すべてのケースに派遣することにはならないかもしれませんので、御注意ください。

Q.7-11 県は、合併した地域にいろいろな県事業を行ったり、補助金を優先的に配分するのですか？

Ans.

県としては、市町村合併を積極的に推進する立場から、合併に対する取組が進んでいる地域に対しては、下記のとおり県単独事業や市町村への補助金の採択に当たって配慮することとしています。

市町村合併支援道路整備事業

- ・ 合併重点支援地域に指定された地域の県管理国道及び県道を集中整備

誇れるふるさとづくり総合支援事業

- ・ 市町村等が自らの自由な発想と責任の下に行う地域づくりに要する経費に補助
- ・ 合併重点支援地域に指定された市町村の事業を優先採択

生活交通バス路線維持・確保対策事業

- ・ 市町村がバス事業者に交付する生活交通バス路線維持の補助金の一部を補助
- ・ 合併重点支援地域に指定された市町村に対しては補助要件を緩和

Q.7-12 合併前に実施する事業に対する支援措置はあるので  
すか？

Ans.

合併特例法第 11 条の 2 に規定されている合併特例債は、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて実施する事業に対する支援措置であり、合併に資する事業であっても、合併前に実施される事業には適用されません。( 合併特例債の詳細については、Q.7-4、Q.7-5 を参照 )

そこで、国では、平成 14 年度から、合併前に実施される事業に対する支援措置（合併推進債）を創設しました。また、都道府県が行う事業に対する支援措置も合わせて創設され、合併特例債の対象事業と合わせて「合併特例事業」として整理されています。

「合併特例事業」の概要は、次表のとおりです。

【合併特例事業の概要】

	合併施行前	合併施行後
市町村事業	<p><b>合併前事業</b>（合併推進債による事業）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>合併重点支援地域の指定を受けた市町村</b>における複数の市町村（一部事務組合及び広域連合含む）が<b>連絡調整して一体的に実施</b>する次の事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備のために行われる地方単独事業</li> <li>・合併支援道路整備計画に位置づけられた市町村道整備のために行われる補助事業</li> <li>・合併支援地域公共ネットワーク整備計画に位置づけられた地域公共ネットワーク整備のための補助事業</li> <li>・合併期日までに必要不可欠な公用施設整備のために行われた事業</li> </ul> </li> <li>・<b>合併重点支援地域の指定を受けた市町村</b>における1の市町村が実施する公共施設の整備事業について<b>関係各市町村が応分の財政負担</b>をするもの</li> <li>・<b>合併重点支援地域の指定を受けた市町村</b>における複数の市町村が実施する<b>市町村をまたがる公共施設又は公用施設の整備事業</b>について<b>関係各市町村が連絡調整して同時期に一体的に実施</b>するもの</li> <li>・合併重点支援地域の指定を受けた市町村における<b>同地域内の一部事務組合又は広域連合</b>による公共施設の整備事業</li> </ul> <p>【期間】合併重点支援地域指定後～平成16年度</p> <p>【起債充当率】 90%</p> <p>【交付税算入率】50%</p> <p>合併特例法の期限までに合併しない場合は、平成17年度以降の交付税措置は行われない。</p>	<p><b>合併後事業</b> （合併特例債による事業）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備</li> <li>・旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成</li> </ul> <p>【期間】合併した年度及びこれに続く10か年度</p> <p>【起債充当率】 95%</p> <p>【交付税算入率】70%</p>
都道府県事業	<p><b>都道府県事業</b>（合併推進債による事業）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>合併重点支援地域指定後に都道府県が策定する「市町村合併支援道路整備計画」又は「市町村合併支援農道等整備計画」（以下「整備計画」という。）</b>に位置付けられている<b>合併重点支援地域の指定を受けた市町村相互間の道路、農道等の交通基盤施設の整備</b>であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業：合併市町村の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路 複数の合併関係市町村が受益となる農道等 など</li> <li>単独事業：都道府県が合併市町村の一体化に資すると認めた対象地域内の道路、農道等</li> </ul> </li> </ul> <p>【期間】整備計画策定年度及びこれに続く10か年度</p> <p>【起債充当率】 90%（市町村負担金についても同様の措置）</p> <p>【交付税算入率】50%（市町村負担金についても同様の措置）</p> <p>合併特例法の期限までに当該重点支援地域の市町村が合併しない場合は、平成17年度以降の交付税措置は行われない。（市町村負担金を含む。）</p>	

Q.7-13 起債制限比率によって合併特例債が起こせなくなる  
ことはあるのですか？

Ans.

前年度の起債制限比率（3ヶ年平均）が20%以上の地方公共団体は、「地方債許可方針」により一般単独事業に係る地方債の許可が制限されることになっています。ところで、合併特例債は、一般単独事業に係る地方債に分類されますので、起債制限比率が20%以上になれば、その団体は合併特例債を起こすことができなくなります。

なお、現在の地方債の許可制度は平成17年度までとされており、平成18年度以降は地方債の協議制度に移行することになっています。しかし、起債制限比率が「政令で定める数値」以上の地方公共団体が地方債を起こす場合は、平成18年度以降も許可が必要とされています。また「政令で定める数値」は協議制移行までに定められることになっています。

ここで問題となるのが、地方債の協議制度移行後において起債制限比率によって合併特例債が起こせなくなることがあるかどうかということです。

現時点では政令の定めがなく、また現行の地方債許可方針が維持されるか否か不明なため明確な回答はできませんが、仮に、「政令で定める数値」が20%と定められ、現行の地方債許可方針が維持されると仮定すると、起債制限比率が20%以上になれば、その団体は、現行制度と同様、合併特例債を起こすことができなくなると考えられます。

合併後は、市町村建設計画に基づく事業の集中投資が行われることが予想されますが、そのために起債制限比率が高くなると、市町村建設計画半ばにして合併特例債を含む一般単独事業債が制限され、市町村建設計画の進捗に重大な影響を与えることにもなりかねません。その意味でも、市町村建設計画の策定・実施にあたっては中長期的な財政運営を展望しておく必要があると考えています。